

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧		新	
<p>第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p>		<p>第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p>	
用語	意味	用語	意味
1～12(略)	(略)	1～12(略)	(略)
13 携帯・自動車電話事業者	電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する電気通信事業者	13 携帯・自動車電話事業者	無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)第3条第1項第1号に規定する携帯無線通信を提供する電気通信事業者
14(略)	(略)	14(略)	(略)
15 PHS事業者	電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する電気通信事業者	15 PHS事業者	電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第6条第4項第6号に規定するPHSの陸上移動局との間で行われる無線通信を提供する電気通信事業者
16～17(略)	(略)	16～17(略)	(略)
18 PHS接続地域事業者	接続型PHS事業者の電気通信設備と接続して、その通信及び位置情報等の制御を行う国内固定電気通信サービスを提供する特定端末系事業者以外の電気通信事業者	18 削除	
19(略)	(略)	19(略)	(略)
20 無線呼出し事業者	無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)第49条の5に規定する無線呼出し通信を提供する電気通信事業者	20 無線呼出し事業者	無線設備規則第49条の5に規定する無線呼出し通信を提供する電気通信事業者
21～87(略)	(略)	21～86(略)	(略)
88 着信課金番号ポータビリティ	電気通信番号規則第10条第1項第3号に規定する電気通信番号を使用する着信課金サービス(以下、当社又は協定事業者の契約約款等に規定する着信課金サービスをいいます。)に係る番号ポータビリティ	88 着信課金番号ポータビリティ	電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)第10条第1項第3号に規定する電気通信番号を使用する着信課金サービス(以下、当社又は協定事業者の契約約款等に規定する着信課金サービスをいいます。)に係る番号ポータビリティ
89 一般番号ポータビリティ	電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を使用する電話サービス又は総合デジタル通信サービスから同規則第9条第1号に規定する電気通信番号に係る協定事業者の音声伝送役務への番号ポータビリティ(他社契約者回線の設置場所を契約者回線の設置場所から変更しない場合、又は協定事業者が当社から同一番号移転可否情報(契約者回線番号等を変更することなく他社契約者回線の設置場所を変更できるか否かの情報(その他社契約者回線を契約者回線とみなした場合と同一の情報となります。))をいいます。以下同じとします。この欄において同一番号移転可情報に限ります。)の提供を受けて他社契約者回線の設置場所を変更する場合に限ります。)	89 一般番号ポータビリティ	電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を使用する電話サービス又は総合デジタル通信サービスから同規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号に係る協定事業者の音声伝送役務への番号ポータビリティ(他社契約者回線の設置場所を契約者回線の設置場所から変更しない場合、又は協定事業者が当社から同一番号移転可否情報(契約者回線番号等を変更することなく他社契約者回線の設置場所を変更できるか否かの情報(その他社契約者回線を契約者回線とみなした場合と同一の情報となります。))をいいます。以下同じとします。この欄において同一番号移転可情報に限ります。)の提供を受けて他社契約者回線の設置場所を変更する場合に
		86-2 申込者情報確認結果	協定事業者が1の当社の契約者回線番号等ごとに指定した申込者(第99条の13(申込者情報確認結果の提供)第1項第1号又は第2号に規定する申込み等を当社に行う者をいいます。)の氏名又は名称と当社が管理する契約者(電話サービス又は総合デジタル通信サービスの契約者に限ります。)の氏名又は名称が一致又は不一致した事実の確認をした結果
		87(略)	(略)

--	--

第2章 接続する設備の範囲

第3節 接続対象地域

(当社の接続対象地域)

第9条 当社の接続対象地域は事業法第9条又は第13条の規定により登録又は変更登録を受けた業務区域（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2欄において光信号伝送装置（光信号主端末回線を収容する伝送装置であって、複数の光信号主端末回線収容装置（光信号主端末回線を収容するために光信号伝送装置に設置する装置をいいます。以下同じとします。）を設置できるものをいいます。以下同じとします。）若しくは光信号電気信号変換装置（当社の光信号主端末回線を収容する伝送装置（当社の通信用建物内に設置するものに限ります。）であって、光信号と電気信号との間を変換するものをいいます。以下同じとします。）若しくは固定無線通信網と接続する場合、第5条第1項の表中第1～3欄において光信号主端末回線と接続する場合又はIP通信網と接続する場合は、当社が定める地域（インターネットを通じて閲覧できるようにします。）とします。）とします。

第2章の2 当社の通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続き (事前照会)

第10条の2 接続申込者は、当社が指定する事務取扱所に別表3（様式）様式第1の事前照会申込書を提出することにより、通信用建物等（当社の通信用建物又はその通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはとう道をいいます。以下同じとします。）光回線設備（光信号局内伝送路を含みます。以下この章及び次章第6節の2並びに別表3において同じとします。）又は固定無線通信網等（固定無線宅内設備、固定無線基地局伝送路又は固定無線通信網をいいます。以下同じとします。）に関する情報の提供を請求することができます。当社は、事前照会申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、申込みの受け付けとします。

2 (略)

(1)～(10) (略)

(11) その他別表3様式第3の相互接続点調査及び設置申込書、別表3様式第7-2の線路設備調査及び接続申込書、別表3様式第7-4の光回線設備接続申込書又は別表3様式15-4の相互接続用電気通信設備建設申込書に記載する必要がある事項に係る情報

(相互接続点の調査及び設置申込み)

第10条の3

1～7 (略)

8 当社の通信用建物に当社のDSL装置、局内スプリッタ、光信号電気信号変換装置等（当社の音声利用IP通信網サービス契約約款に定める第1種サービスの接続契約者回線に係る当社のLAN型通信網サービス契約約款に定める電気通信サービス（次の各号に係るものに限ります。）の契約者回線（その終端が当社の音声利用IP通信網サービス契約約款に定める回線収容部に収容されるものを除きます。）の終端とすることができる区域として当社が定める通信用建物（インターネットを通じて閲覧できるようにします。）に、その回線を提供するために設置される光信号電気信号変換装置（回線終端装置に対向するものに限ります。）及びそれと一体として設置されるルータをいいます。以下次条において同じとします。）又はIP電話用ルータ（専ら当社の音声利用IP通信網サービスを提供するために設置される収容局ルー

	限ります。)
--	--------

第2章 接続する設備の範囲

第3節 接続対象地域

(当社の接続対象地域)

第9条 当社の接続対象地域は事業法第9条又は第13条の規定により登録又は変更登録を受けた業務区域（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2欄において光信号伝送装置（光信号主端末回線を収容する伝送装置であって、複数の光信号主端末回線収容装置（光信号主端末回線を収容するために光信号伝送装置に設置する装置をいいます。以下同じとします。）を設置できるものをいいます。以下同じとします。）若しくは光信号電気信号変換装置（当社の光信号主端末回線を収容する伝送装置（当社の通信用建物内に設置するものに限ります。）であって、光信号と電気信号との間を変換するものをいいます。以下同じとします。）と接続する場合、第5条第1項の表中第1～3欄において光信号主端末回線と接続する場合又はIP通信網と接続する場合は、当社が定める地域（インターネットを通じて閲覧できるようにします。）とします。）とします。

第2章の2 当社の通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続き (事前照会)

第10条の2 接続申込者は、当社が指定する事務取扱所に別表3（様式）様式第1の事前照会申込書を提出することにより、通信用建物等（当社の通信用建物又はその通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはとう道をいいます。以下同じとします。）又は光回線設備（光信号局内伝送路を含みます。以下この章及び次章第6節の2並びに別表3において同じとします。）に関する情報の提供を請求することができます。当社は、事前照会申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、申込みの受け付けとします。

2 (略)

(1)～(10) (略)

(11) その他別表3様式第3の相互接続点調査及び設置申込書、別表3様式第7-2の線路設備調査及び接続申込書又は別表3様式第7-4の光回線設備接続申込書に記載する必要がある事項に係る情報

(相互接続点の調査及び設置申込み)

第10条の3

1～7 (略)

8 当社の通信用建物に当社のDSL装置、局内スプリッタ、光信号電気信号変換装置等（当社の音声利用IP通信網サービス契約約款に定める第1種サービスの接続契約者回線に係る当社のLAN型通信網サービス契約約款に定める電気通信サービス（次の各号に係るものに限ります。）の契約者回線（その終端が当社の音声利用IP通信網サービス契約約款に定める回線収容部に収容されるものを除きます。）の終端とすることができる区域として当社が定める通信用建物（インターネットを通じて閲覧できるようにします。）に、その回線を提供するために設置される光信号電気信号変換装置（回線終端装置に対向するものに限ります。）及びそれと一体として設置されるルータをいいます。以下次条において同じとします。）又はIP電話用ルータ（専ら当社の音声利用IP通信網サービスを提供するために設置される収容局ルー

タをいいます。以下次条において同じとします。)を設置する場合は、その通信用建物に他事業者が同等の設備を設置する場合の前各項の手続きと同等の手続きを要するものとします。

(N T T 東日本の接続約款の場合) (略)

(N T T 西日本の接続約款の場合)

(1) 第 1 種サービス (1Mbit/s、2Mbit/s、5Mbit/s、10Mbit/s 若しくは 100Mbit/s の品目のものに限ります。)

第 3 章 協定の締結手続き等

第 5 節 接続用設備の設置又は改修の申込み

(接続用設備の設置又は改修の申込み)

第 23 条

1 (略)

(1) 端末回線の線端で接続する場合であって接続申込者が活用型 P H S 事業者のとき
接続申込者の電気通信設備との接続に必要な当社の P H S 接続装置又は P H S 網制御局

(2) ~ (8) (略)

(9) 固定無線通信網終端装置で接続する場合

接続申込者の電気通信設備との接続に必要な当社の電気通信設備(固定無線基地局伝送路又は固定無線通信網に係るものに限ります。)

2 (略)

(1) 前項第 1 号に規定する P H S 接続装置

ア 翌年度上半期分の P H S 接続装置の設置又は改修については、当年度 4 月における当社の第 1 営業日。

イ 翌年度下半期分の P H S 接続装置の設置又は改修については、当年度 10 月における当社の第 1 営業日。

(2) 前項第 1 号に規定する P H S 網制御局

ア 翌々年度上半期分の P H S 網制御局の設置又は改修については、当年度 3 月における当社の第 1 営業日。

イ 翌年度下半期分の P H S 網制御局の設置又は改修については、当年度 9 月における当社の第 1 営業日。

(3) ~ (4) (略)

(5) 前項第 6 号に規定する I P 通信網終端装置、I P 通信網収容装置、I P 通信網間接続装置若しくは L A N 型通信網間接続装置、前項第 7 号に規定する伝送装置、前項第 8 号に規定する分波光変換装置又は前項第 9 号に規定する電気通信設備
随時。

(申込みに必要な資料の提出)

第 24 条

1 (略)

(1) (2) (3) (4) (5) (6) 以外の場合
(略)

(2) 活用型 P H S 事業者の場合

タをいいます。以下次条において同じとします。)を設置する場合は、その通信用建物に他事業者が同等の設備を設置する場合の前各項の手続きと同等の手続きを要するものとします。

(N T T 東日本の接続約款の場合) (略)

(N T T 西日本の接続約款の場合)

(1) 削除

第 3 章 協定の締結手続き等

第 5 節 接続用設備の設置又は改修の申込み

(接続用設備の設置又は改修の申込み)

第 23 条

1 (略)

(1) 削除

(2) ~ (8) (略)

2 (略)

(1) ~ (2) 削除

(3) ~ (4) (略)

(5) 前項第 6 号に規定する I P 通信網終端装置、I P 通信網収容装置、I P 通信網間接続装置若しくは L A N 型通信網間接続装置、前項第 7 号に規定する伝送装置又は前項第 8 号に規定する分波光変換装置
随時。

(申込みに必要な資料の提出)

第 24 条

1 (略)

(1) (2) (3) (4) (5) 以外の場合
(略)

(2) 削除

事業展開地域、サービスの開始を希望する時期、PHS接続装置が設置された当社の通信用建物ごとの基地局回線の回線数及び回線開通を希望する時期、当社の交換機を設置する通信用建物ごとの呼量、PHS網制御局ごとの契約登録件数及びPHS番号の使用を希望する時期等必要事項を記入した別表3（様式）様式第15の設備建設申込書

(3)～(5)（略）

(6) 固定無線通信網終端装置と接続する事業者の場合

接続要望エリア及び接続を要望する時期等必要事項を記入した別表3（様式）様式第15-4の設備建設申込書

（接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾）

第25条

1（略）

(1)～(4)（略）

(5) 固定無線基地局伝送路又は固定無線通信網の設置の申込みがあった場合において、接続申込者が指定した接続要望エリアに係る固定無線アクセス方式によるデータ通信の非現用チャンネルがないとき又は非現用チャンネルについて申込みに係る利用と両立しない利用予定が既にあるとき

（個別建設契約の締結）

第26条 当社は、前条の承諾を行った場合は、その接続用設備（第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第1項第6号に規定するIP通信網収容装置、第7号に規定する伝送装置又は第9号に規定する電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。）の設置又は改修に係る工事着手前に、その接続申込者と、相互接続点ごとの接続対象地域、接続用設備の設置又は改修に係る工事の工程及び内容並びに接続申込者が負担する費用の概算額、工事予定線表及び設備使用開始予定月、既存設備を利用する場合の費用の概算額、接続用設備の保守、接続遅延に係る費用負担及びその他の個別事項を含む個別建設契約を締結します。

第9節 その他の工事等の請求

（その他の工事の請求）

第37条

1（略）

2 当社は、活用型PHS事業者から基地局回線の申込みがあった場合には、PHS接続装置が設置された当社の通信用建物ごとに予め申し込まれた基地局回線の回線数を超えるときを除き、その申込みを承諾しません。

第4章 標準的接続期間

（標準的接続期間）

第38条

1（略）

(1)～(2)（略）

(3)（略）

(3)～(5)（略）

（接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾）

第25条

1（略）

(1)～(4)（略）

（個別建設契約の締結）

第26条 当社は、前条の承諾を行った場合は、その接続用設備（第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第1項第6号に規定するIP通信網収容装置又は第7号に規定する伝送装置を除きます。以下この条において同じとします。）の設置又は改修に係る工事着手前に、その接続申込者と、相互接続点ごとの接続対象地域、接続用設備の設置又は改修に係る工事の工程及び内容並びに接続申込者が負担する費用の概算額、工事予定線表及び設備使用開始予定月、既存設備を利用する場合の費用の概算額、接続用設備の保守、接続遅延に係る費用負担及びその他の個別事項を含む個別建設契約を締結します。

第9節 その他の工事等の請求

（その他の工事の請求）

第37条

1（略）

第4章 標準的接続期間

（標準的接続期間）

第38条

1（略）

(1)～(2)（略）

(3)（略）

ア～イ（略）

ウ 第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第1項第6号に規定するIP通信網収容装置又は第9号に規定する電気通信設備

接続用設備の設置又は改修の申込みの到達した日から7ヶ月以内

第6章 責務

第1節 責務

（守秘義務）

第47条

1（略）

（1）～（9）（略）

第3節 譲渡等の承認等

（ローミング等に係る譲渡の承認）

第53条 相互接続通信に係る携帯・自動車電話事業者又はPHS事業者が、その契約約款等に従ってその通信に係る債権を他の携帯・自動車電話事業者又はPHS事業者に譲渡するときは、当社はその譲渡を承認します。

2 前項の規定は、中継事業者がその通信に係る債権を活用型PHS事業者に譲渡する場合又は端末系事業者がその通信に係る債権を接続型PHS事業者に譲渡する場合に準用します。

第8章 重要通信の取扱方法

第1節 重要通信を確保するための措置

（優先的に扱う通信の識別）

第57条 当社は、中継事業者、端末系事業者、携帯・自動車電話事業者、PHS接続地域事業者、又は国際系事業者との接続において、当社が当社の契約者と協議をして定めた端末回線、当社が設置する公衆電話又は当社が指定する端末回線から発信する通信に伴って優先的に通信の疎通を行うべき信号（技術的条件集に定める優先信号をいいます。以下同じとします。）を当該協定事業者に送信します。

2（略）

3 当社は、中継事業者、端末系事業者、携帯・自動車電話事業者、活用型PHS事業者、PHS接続地域事業者又は国際系事業者から通信に伴って優先すべき信号を受信した場合は、その通信を優先的に扱うこととし、当社がその通信を中継事業者、端末系事業者、携帯・自動車電話事業者、PHS接続地域事業者又は国際系事業者へ中継するときは、その通信に伴ってその信号を送信します。

第2節 緊急通報用電話に接続する場合の取扱い

（緊急通報用電話に接続する場合の取扱い）

第58条 当社は、次の各号の協定事業者から接続申込みがあったときは、電話サービス契約約款に規定する緊急通報用電話の電話番号により警察機関、消防機関又は海上保安機関に当社の電気通信設備を介して接続することを承諾します。

ア～イ（略）

ウ 第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第1項第6号に規定するIP通信網収容装置
接続用設備の設置又は改修の申込みの到達した日から7ヶ月以内

第6章 責務

第1節 責務

（守秘義務）

第47条

1（略）

（1）～（9）（略）

（10）第99条の13（申込者情報確認結果の即時通知）第10項の規定に基づき協定事業者名等を通知する場合

第3節 譲渡等の承認等

（ローミング等に係る譲渡の承認）

第53条 相互接続通信に係る携帯・自動車電話事業者が、その契約約款等に従ってその通信に係る債権を他の携帯・自動車電話事業者に譲渡するときは、当社はその譲渡を承認します。

2 前項の規定は、中継事業者がその通信に係る債権をPHS事業者に譲渡する場合又は端末系事業者がその通信に係る債権をPHS事業者に譲渡する場合に準用します。

第8章 重要通信の取扱方法

第1節 重要通信を確保するための措置

（優先的に扱う通信の識別）

第57条 当社は、中継事業者、端末系事業者、携帯・自動車電話事業者又は国際系事業者との接続において、当社が当社の契約者と協議をして定めた端末回線、当社が設置する公衆電話又は当社が指定する端末回線から発信する通信に伴って優先的に通信の疎通を行うべき信号（技術的条件集に定める優先信号をいいます。以下同じとします。）を当該協定事業者に送信します。

2（略）

3 当社は、中継事業者、端末系事業者、携帯・自動車電話事業者又は国際系事業者から通信に伴って優先すべき信号を受信した場合は、その通信を優先的に扱うこととし、当社がその通信を中継事業者、端末系事業者、携帯・自動車電話事業者又は国際系事業者へ中継するときは、その通信に伴ってその信号を送信します。

第2節 緊急通報用電話に接続する場合の取扱い

（緊急通報用電話に接続する場合の取扱い）

第58条 当社は、次の各号の協定事業者から接続申込みがあったときは、電話サービス契約約款に規定する緊急通報用電話の電話番号により警察機関、消防機関又は海上保安機関に当社の電気通信設備を介して接続することを承諾します。

(1) 活用型PHS事業者

第9章 接続等の一時中断、停止及び中止

(接続の中止)

第61条

1～5 (略)

6 当社は、端末回線伝送機能2-1-1-2第3欄イ欄の提供を行っている場合において、固定無線宅内設備若しくは固定無線基地局の移設又は障害物等によって端末回線伝送機能2-1-1-2第3欄イ欄が利用できなくなったときは、その利用できなくなった端末回線伝送機能2-1-1-2第3欄イ欄に係る固定無線宅内設備ごとに接続の中止を行うことがあります。

第10章 料金等

第2節 接続料金の支払義務

(定額制の網使用料の支払義務)

第64条

1 (略)

(1)～(2) (略)

(3) 端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄若しくはエ欄若しくは第4欄若しくは第4-2欄若しくは第5欄若しくは第7欄、ISM折返し機能、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、光信号分岐端末回線管理機能、DSL回線管理機能、DSL回線故障対応機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、IP通信網回線管理機能、固定無線宅内設備管理機能、波長多重機能又はルーティング伝送機能第1欄から第4欄の場合

当該機能の利用を開始した日(端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄若しくはエ欄(端末回線伝送機能2-1-1-2第3欄ア欄を含みます。))又は光信号電気信号変換機能については、第28条(完成通知)に規定する完成通知に記載した期日とします。)から起算して協定の解除若しくは消滅又は接続の変更により当社の指定電気通信設備との接続を終了した日の前日までの期間(当該機能の利用を開始した日と接続を終了した日が同一である場合は1日とします。)

2 料金表第1表第1(網使用料)に規定する端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄(2-1-1-2第2欄ア欄に規定する加算料を除きます。以下この項において同じとします。)若しくはエ欄、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、通信路設定伝送機能等(2-1-1-2第2欄ア欄に規定する加算料及び2-1-1-2第2欄に規定する加算額を除きます。以下この項において同じとします。)又は波長多重機能については、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第10項の規定により利用したもののみならず期間を除き、専用サービス契約約款中最低利用期間の規定(同規定中「専用契約の解除」とあるのは「専用契約の解除若しくは接続専用回線の接続休止」と読み替えるものとし、他社料金設定回線に係る規定を除きます。))を準用します。この場合において、端末回線伝送機能(2-1-1-1第2欄ウ欄若しくはエ欄、第6欄、第8欄及び第9欄に係るものに限ります。)、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、光信号中継伝送機能、データ伝送機能、イーサネットフレーム伝送機能、光信号局内伝送機能又は波長多重機能は、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの場合の規定に準ずるものとします。

3 協定事業者は、第1項の期間において、次の各号の事由により機能を利用できない状態(その機能に著しい支障が生じ、全く利用ができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。))が生じた場合、(固定無線アクセス方式に起因する事象により端末回線伝送機能2-1-1-2第3欄イ欄が全く利用ができな

(1) 削除

第9章 接続等の一時中断、停止及び中止

(接続の中止)

第61条

1～5 (略)

第10章 料金等

第2節 接続料金の支払義務

(定額制の網使用料の支払義務)

第64条

1 (略)

(1)～(2) (略)

(3) 端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄若しくは第4欄若しくは第4-2欄若しくは第5欄若しくは第7欄、ISM折返し機能、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、光信号分岐端末回線管理機能、DSL回線管理機能、DSL回線故障対応機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、IP通信網回線管理機能、波長多重機能又はルーティング伝送機能第1欄から第4欄の場合

当該機能の利用を開始した日(端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄又は光信号電気信号変換機能については、第28条(完成通知)に規定する完成通知に記載した期日とします。))から起算して協定の解除若しくは消滅又は接続の変更により当社の指定電気通信設備との接続を終了した日の前日までの期間(当該機能の利用を開始した日と接続を終了した日が同一である場合は1日とします。)

2 料金表第1表第1(網使用料)に規定する端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄(2-1-1-2第2欄ア欄に規定する加算料を除きます。以下この項において同じとします。)、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、通信路設定伝送機能等(2-1-1-2第2欄ア欄に規定する加算料及び2-1-1-2第2欄に規定する加算額を除きます。以下この項において同じとします。)又は波長多重機能については、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第10項の規定により利用したもののみならず期間を除き、専用サービス契約約款中最低利用期間の規定(同規定中「専用契約の解除」とあるのは「専用契約の解除若しくは接続専用回線の接続休止」と読み替えるものとし、他社料金設定回線に係る規定を除きます。))を準用します。この場合において、端末回線伝送機能(2-1-1-1第2欄ウ欄、第6欄、第8欄及び第9欄に係るものに限ります。)、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、光信号中継伝送機能、データ伝送機能、イーサネットフレーム伝送機能、光信号局内伝送機能又は波長多重機能は、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの場合の規定に準ずるものとします。

3 協定事業者は、第1項の期間において、次の各号の事由により機能を利用できない状態(その機能に著しい支障が生じ、全く利用ができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。))が生じた場合は、そのことを当社が知った時刻以後の利用ができなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。))につ

い状態となる場合を除きます。)は、そのことを当社が知った時刻以後の利用ができなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額制の網使用料の支払いを要しません。この場合において、端末回線伝送機能(2-1-1-1第3欄に係るものに限ります。)、通信路設定伝送機能及び端末間伝送等機能を利用できない状態については、専用サービス契約約款中専用料の支払義務に係る規定を、中継伝送専用機能を利用できない状態については、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの専用料の支払義務に係る規定を、端末回線伝送機能(2-1-1-1第8欄に係るものに限ります。))及びデータ伝送機能を利用できない状態については、データ伝送サービス契約約款中基本料金及び通信料金の支払義務に係る規定を、端末回線伝送機能(2-1-1-1第9欄に係るものに限ります。))及びイーサネットフレーム伝送機能を利用できない状態については、当社のLAN型通信網サービス契約約款中利用料金の支払義務に係る規定(故障回復時間に係るものに限ります。))を、それぞれ準用して利用できなかった時間に対応する網使用料を算定し、その支払いを要しないこととします。

(従量制の網使用料の支払義務)

第65条 当社の指定電気通信設備との接続において従量制の網使用料(網使用料のうち定額制の網使用料以外のものをいいます。以下同じとします。)の支払いを要する電気通信事業者は、第54条(接続形態)に規定する接続形態ごとに、別表2第4表(従量制網使用料支払事業者)に規定するところによります。

ただし、信号伝送機能、加入者交換機機能メニュー利用機能、優先接続機能、番号情報データベース登録機能、番号情報データベース利用機能、リルーティング通信機能、課金秒数送出機能、リダイレクション網使用機能及びPHS制御信号機能については、この限りではありません。

(手続費の支払義務)

第68条

1(略)

(1)~(10)(略)

(11) その協定事業者が、第10条の2(事前照会)の規定により、相互接続点を設置しようとする当社の通信用建物等、光回線設備(光信号局内伝送路を含みます。))又は固定無線通信網等に関する情報の提供を受けたとき。

(12)~(22)(略)

(23) その協定事業者が端末回線伝送機能2-1-1-2第3欄イ欄に係る固定無線宅内設備の設置の申込みの承諾を受けたとき。

(24)~(29)(略)

(30) 当社が、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第2項に規定する回答を行うための現地調査又は光信号端末回線の接続に係る工事(以下、「接続工事等」といいます。))を行う場合に、協定事業者が指定した時刻(当社が承諾したものに限り、以下、「指定時刻」といいます。))に接続工事等を行う場所に到着したとき。

(31)~(32)(略)

(33) 当社が、第34条の10(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)に規定するテープ分散可否に係る調査を行ったとき

いて、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額制の網使用料の支払いを要しません。この場合において、端末回線伝送機能(2-1-1-1第3欄に係るものに限ります。)、通信路設定伝送機能及び端末間伝送等機能を利用できない状態については、専用サービス契約約款中専用料の支払義務に係る規定を、中継伝送専用機能を利用できない状態については、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの専用料の支払義務に係る規定を、端末回線伝送機能(2-1-1-1第8欄に係るものに限ります。))及びデータ伝送機能を利用できない状態については、データ伝送サービス契約約款中基本料金及び通信料金の支払義務に係る規定を、端末回線伝送機能(2-1-1-1第9欄に係るものに限ります。))及びイーサネットフレーム伝送機能を利用できない状態については、当社のLAN型通信網サービス契約約款中利用料金の支払義務に係る規定(故障回復時間に係るものに限ります。))を、それぞれ準用して利用できなかった時間に対応する網使用料を算定し、その支払いを要しないこととします。

(従量制の網使用料の支払義務)

第65条 当社の指定電気通信設備との接続において従量制の網使用料(網使用料のうち定額制の網使用料以外のものをいいます。以下同じとします。)の支払いを要する電気通信事業者は、第54条(接続形態)に規定する接続形態ごとに、別表2第4表(従量制網使用料支払事業者)に規定するところによります。

ただし、信号伝送機能、加入者交換機機能メニュー利用機能、優先接続機能、番号情報データベース登録機能、番号情報データベース利用機能、リルーティング通信機能及びリダイレクション網使用機能については、この限りではありません。

(手続費の支払義務)

第68条

1(略)

(1)~(10)(略)

(11) その協定事業者が、第10条の2(事前照会)の規定により、相互接続点を設置しようとする当社の通信用建物等又は光回線設備(光信号局内伝送路を含みます。))に関する情報の提供を受けたとき。

(12)~(22)(略)

(23) 削除

(24)~(29)(略)

(30) 当社が、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第2項に規定する回答を行うための現地調査若しくは光信号端末回線の接続に係る工事又は端末回線伝送機能(2-1-1-1第3欄ウ欄若しくはエ欄又は第8欄に限ります。以下、本号において同じとします。))に係る回線の提供可否を甲が回答するための現地調査若しくは端末回線伝送機能が提供する回線の接続に係る工事(以下、「接続工事等」といいます。))を行う場合に、協定事業者が指定した時刻(当社が承諾したものに限り、以下、「指定時刻」といいます。))に接続工事等を行う場所に到着したとき。

(31)~(32)(略)

(33) 当社が、第34条の10(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)に規定するテープ分散可否に係る調査を行ったとき。

(34) その協定事業者が、第99条の13(申込者情報確認結果の提供)に規定する申込者情報確認結果の

第4節 料金の計算及び支払い
(通信時間の測定等)

第71条

1～2 (略)

3 (略)

(1)～(4) (略)

第4節 料金の計算及び支払い

(工事費及び手続費等の遡及適用)

第75条 当社は、料金表第2表(工事費及び手続費)に規定する光信号分岐端末回線接続工事費、光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費、光信号分岐端末回線設置等加算工事費、電話帳掲載手続費、番号情報データベース登録手続費、みなし契約者に関する宛名情報提供手続費、優先接続受付手続費、光回線設備線路条件調査費ウ欄、光配線区域情報調査費、ルーティング番号登録工事等受付手続費、同一番号移転可否情報調査費、き線点情報調査費、端末回線情報提供手続費又は第4表(光信号引込等設備に係る負担額)に規定する負担額について料金額を変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の翌事業年度の4月1日に遡及して、変更後の料金額を適用します。

第8節 債権譲受

(債権譲受)

第80条 当社は、第54条(接続形態)に規定する接続形態のうち、当社から発信し無線呼出し事業者へ電気通信番号規則第9条第5号に定める番号により接続する場合であって、無線呼出し事業者が自己の役務提供区間について利用者料金を設定するときは、その料金の債権を当該無線呼出し事業者より譲り受けることとします。

第12章 損害賠償

(免責)

第88条

1～4 (略)

5 当社は、端末回線伝送機能2-1-1-2第3欄イ欄の提供を行っている場合において、固定無線アクセス方式に起因する事象によりその機能が全く利用できない状態となったこと又は第61条(接続の中止)

即時の通知(以下「即時通知」といいます。)を受けたとき(申込者情報確認結果の即時通知を実現するための設備の利用を開始した期日を含む月から、当該設備の利用中止を行った期日を含む月までの期間(第99条の13第5項、第6項又は第7項の規定により、当社が申込者情報確認結果の即時通知を停止、制限又は一時中断した期間を含みます。))、手続費の支払いを要するものとします。))。

第4節 料金の計算及び支払い
(通信時間の測定等)

第71条

1～2 (略)

3 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 大規模災害発生時に、当社及び協定事業者が別に合意した基準に基づき、当社が利用者料金の支払いを要しない措置を行った公衆電話(当社が設置したものうち、当社が指定したものに限り、)から、当該措置の開始から終了までの期間に発信された通信(この場合において、災害時の避難施設等での早期通信手段確保及び帰宅困難者の連絡手段確保のため、利用者が利用者料金の支払いを要せずに利用できるよう特別に設置した電話から発信された通信は含みません。)

第4節 料金の計算及び支払い

(工事費及び手続費等の遡及適用)

第75条 当社は、料金表第2表(工事費及び手続費)に規定する光信号分岐端末回線接続工事費、光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費、光信号分岐端末回線設置等加算工事費、電話帳掲載手続費、番号情報データベース登録手続費、みなし契約者に関する宛名情報提供手続費、優先接続受付手続費、光回線設備線路条件調査費ウ欄、光配線区域情報調査費、ルーティング番号登録工事等受付手続費、同一番号移転可否情報調査費、き線点情報調査費、端末回線情報提供手続費、申込者情報確認結果即時通知手続費又は第4表(光信号引込等設備に係る負担額)に規定する負担額について料金額を変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の翌事業年度の4月1日に遡及して、変更後の料金額を適用します。

第8節 債権譲受

(債権譲受)

第80条 当社は、第54条(接続形態)に規定する接続形態のうち、当社から発信し無線呼出し事業者へ電気通信番号規則第9条第1項第4号に定める番号により接続する場合であって、無線呼出し事業者が自己の役務提供区間について利用者料金を設定するときは、その料金の債権を当該無線呼出し事業者より譲り受けることとします。

第12章 損害賠償

(免責)

第88条

1～4 (略)

第6項の規定によりその機能に係る接続の中止を行ったことにより損害が生じたときであっても、協定事業者に対する責任を負わないものとします。

第13章 利用者への責任に関する事項

(ローミング等に係る特例)

第91条 第54条（接続形態）に規定する接続形態のうち、携帯・自動車電話事業者又はPHS事業者が発信に係る電気通信事業者となる接続形態において、その契約約款等に従ってその通信に係る債権を他の携帯・自動車電話事業者又はPHS事業者に譲渡したときは、その通信に係る利用者料金の債権を利用者に請求し、回収する電気通信事業者は、前条の規定にかかわらず、債権を譲り受けた電気通信事業者とします。

2 前項の規定は、中継事業者がその通信に係る債権を活用型PHS事業者に譲渡する場合に準用します。

(利用者料金の課金)

第92条 第90条（利用者料金の請求）に規定する電気通信事業者は、利用者料金が役務区間単位料金であるときは相互接続通信に係る利用者料金について、利用者料金が役務区間合算料金であるときは相互接続通信及び他社相互接続通信に係る利用者料金について、その課金を行うこととします。

ただし、当社から携帯・自動車電話事業者へ手動コレクトサービス取扱機能を利用して行った通信及び当社から無線呼出し事業者へ電気通信番号規則第9条第5号に定める番号により接続する通信の場合には、当社が課金を行うこととし、活用型PHS事業者との間の通信の場合には、当社が課金を行うことがあり、国際系事業者、端末系事業者又は中継事業者との間の通信の場合には、その事業者が課金を行うことがあります。

第16章 雑則

(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)

第98条 当社は、協定事業者（電気通信番号規則第5条第1項に規定する電気通信番号を有する中継事業者及び国際系事業者に限ります。以下この条において同じとします。）から、協定事業者がお客様情報照会書により指定した契約者回線番号等（追加番号を除きます。以下この条において同じとします。）に係る契約者情報（電話サービス又は総合デジタル通信サービスの契約者に関する情報をいいます。以下この条及び次条において同じとします。）の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書の送付先氏名及びその住所並びにその契約者の住所等の契約者情報（異動事由及び異動年月日を含みます（その契約者回線番号等又はその契約者回線の設置場所等が変更されている場合は、変更後の契約者回線番号等又は契約者回線の設置場所等に関する情報を、利用休止の場合は、契約者情報の提供を求められた時点において当社が把握しているその契約者の住所に関する情報を含みます。）。以下第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第3項において同じとします。）をお客様情報照会書により回答します。

(1) (略)

(2) お客様情報照会書により指定された他社サービス契約者の氏名及び契約者回線番号等が、それにより指定された年月日において、対象契約者の氏名及び契約者回線番号等と一致すること。

第13章 利用者への責任に関する事項

(ローミング等に係る特例)

第91条 第54条（接続形態）に規定する接続形態のうち、携帯・自動車電話事業者が発信に係る電気通信事業者となる接続形態において、その契約約款等に従ってその通信に係る債権を他の携帯・自動車電話事業者に譲渡したときは、その通信に係る利用者料金の債権を利用者に請求し、回収する電気通信事業者は、前条の規定にかかわらず、債権を譲り受けた電気通信事業者とします。

2 前項の規定は、中継事業者がその通信に係る債権をPHS事業者に譲渡する場合に準用します。

(利用者料金の課金)

第92条 第90条（利用者料金の請求）に規定する電気通信事業者は、利用者料金が役務区間単位料金であるときは相互接続通信に係る利用者料金について、利用者料金が役務区間合算料金であるときは相互接続通信及び他社相互接続通信に係る利用者料金について、その課金を行うこととします。

ただし、当社から携帯・自動車電話事業者へ手動コレクトサービス取扱機能を利用して行った通信及び当社から無線呼出し事業者へ電気通信番号規則第9条第1項第4号に定める番号により接続する通信の場合には、当社が課金を行うこととし、国際系事業者、端末系事業者又は中継事業者との間の通信の場合には、その事業者が課金を行うことがあります。

第16章 雑則

(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)

第98条 当社は、協定事業者（電気通信番号規則第5条第1項に規定する電気通信番号を有する中継事業者及び国際系事業者に限ります。以下この条において同じとします。）から、協定事業者がお客様情報照会書により指定した契約者回線番号等（追加番号を除きます。以下この条において同じとします。）に係る契約者情報（電話サービス又は総合デジタル通信サービスの契約者に関する情報をいいます。以下この条及び次条において同じとします。）の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所並びにその契約者の住所等の契約者情報（異動事由及び異動年月日を含みます（その契約者回線番号等又はその契約者回線の設置場所等が変更されている場合は、変更後の契約者回線番号等又は契約者回線の設置場所等に関する情報を、利用休止の場合は、契約者情報の提供を求められた時点において当社が把握しているその契約者の住所に関する情報を含みます。）。以下第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第3項において同じとします。）をお客様情報照会書により回答します。

(1) (略)

(2) お客様情報照会書により指定された他社サービス契約者の氏名又は名称及び契約者回線番号等が、それにより指定された年月日において、対象契約者の氏名又は名称及び契約者回線番号等と一致すること。

(優先接続機能の提供を受ける協定事業者に対する契約者情報の提供)

第98条の2

1 (略)

(1)～(2) (略)

(3) 提供する契約者情報

ア (略)

イ 契約者氏名

ウ 申込者連絡先電話番号、氏名及び住所

(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)

第99条 当社は、みなし契約事業者(音声利用IP通信網サービス契約約款第43条第1項及び特定地域向け音声利用IP通信網サービス契約約款第49条第1項に定める協定事業者を除きます。以下この項及び次項において同じとします。)から、みなし契約事業者が磁気媒体により指定した契約者回線番号等に係るみなし契約者(みなし契約事業者と契約を締結したものとみなされる契約者をいいます。)の契約者情報(電話サービス又は総合デジタル通信サービスの契約者に関する情報に限り、以下この項及び次項において同じとします。)の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書の送付先氏名及びその住所並びにその契約者の氏名及びその住所等の契約者情報を磁気媒体により回答します。

(1)～(5) (略)

2 (略)

3 当社は、みなし契約事業者から、みなし契約事業者がお客様情報照会書により指定した契約者回線番号等に係るみなし契約者(みなし契約事業者と契約を締結したものとみなされる契約者をいいます。)の契約者情報の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書の送付先氏名及びその住所並びに当社の対象契約者の住所等の契約者情報をお客様情報照会書により回答します。

(優先接続機能の提供を受ける協定事業者に対する契約者情報の提供)

第98条の2

1 (略)

(1)～(2) (略)

(3) 提供する契約者情報

ア (略)

イ 契約者氏名又は名称

ウ 申込者連絡先電話番号、氏名又は名称及び住所

(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)

第99条 当社は、みなし契約事業者(音声利用IP通信網サービス契約約款第43条第1項及び特定地域向け音声利用IP通信網サービス契約約款第49条第1項に定める協定事業者を除きます。以下この項及び次項において同じとします。)から、みなし契約事業者が磁気媒体により指定した契約者回線番号等に係るみなし契約者(みなし契約事業者と契約を締結したものとみなされる契約者をいいます。)の契約者情報(電話サービス又は総合デジタル通信サービスの契約者に関する情報に限り、以下この項及び次項において同じとします。)の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所並びにその契約者の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報を磁気媒体により回答します。

(1)～(5) (略)

2 (略)

3 当社は、みなし契約事業者から、みなし契約事業者がお客様情報照会書により指定した契約者回線番号等に係るみなし契約者(みなし契約事業者と契約を締結したものとみなされる契約者をいいます。)の契約者情報の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所並びに当社の対象契約者の住所等の契約者情報をお客様情報照会書により回答します。

(申込者情報確認結果の即時通知)

第99条の13 当社は、協定事業者から申込者情報確認結果を求められたときは、次の各号に規定する場合において、各号に定める契約者(以下「申込者情報確認対象契約者」といいます。)に係る申込者情報確認結果を、協定事業者に即時通知します。

(1) 協定事業者が、DSL等接続専用サービス(専用サービス契約約款に規定するDSL等接続専用サービスのうち電話重畳するものに限り、以下この条において同じとします。)の契約の申込み等(他社接続回線接続変更の請求及び専用契約の解除の通知を含みます。)をその申込者の代理人として当社に行う(以下「代行申込み」といいます。)場合

ア DSL等接続専用サービスと電話重畳する又は電話重畳している電話サービスの契約者

イ 総合デジタルサービスの契約者(その契約の解除を行うと同時にDSL等接続専用サービスと電話重畳する電話サービスに係る契約の申込みを行う者に限り、以下この条において同じとします。)

(2) 協定事業者が、その協定事業者の電気通信サービスの申込者が現に利用している電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る契約者回線等(ダイヤルイン追加番号を含みます。)の利用休止等(契約者が行う契約解除等を含みます。電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める契約の種類がタイプ2の場合は契約者が行う契約解除等に限り、以下この条において同じとします。)の代行申込み及び一般番号ポータビリティの申込みを併せて行う場合

利用休止等しようとしている契約者回線等に係る契約者（ダイヤルイン追加番号に係るものにあつては、そのダイヤルイン追加番号が付加された契約者回線に係る契約者とします。）

2 当社は、協定事業者から、申込者情報確認結果の即時通知を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、その即時通知を行います。

(1) 協定事業者が、1の当社の契約者回線番号等の指定と併せて、前項第1号に定める契約の申込み等又は前項第2号に定める利用休止等の申込みを行う者の氏名又は名称、その申込み等が行われた年月日、当該契約者回線番号等に係る総合デジタル通信サービスの利用の有無及び契約者回線の設置場所を当社に通知すること。

(2) 協定事業者が、即時通知された申込者情報確認結果の取扱いにあつて、以下に掲げる事項を遵守すること。

ア 申込者情報確認結果を、代行申込みを円滑に行うこと及び申込者情報確認結果が不一致であった場合において、前項各号に規定する申込み等を当社に行う者がその申込み等を補正することに限り利用することとし、営業活動等に利用しないこと。

イ 申込者情報確認対象契約者の権利利益を不当に害しないこと。

ウ 当社が、申込者情報確認結果を協定事業者に即時通知することについて、その協定事業者が申込者情報確認対象契約者の同意を書面等（その内容についてあらかじめ当社の承認を得ることを要するものとする。）により得ていること。

エ その他、個人情報保護ガイドライン等を遵守すること。

(3) その他、申込者情報確認結果の即時通知にあつて、当社の業務遂行上支障がないこと。

3 当社は、申込者情報確認結果の即時通知にあつて必要であると判断したときは、その申込者情報確認対象契約者の同意を得たことを証する書面を提出するよう協定事業者に求めることがあります。この場合において、その協定事業者は、その書面を当社に提出することを要するものとします。

4 協定事業者が第2項第2号に掲げる事項を遵守しないおそれがある場合において、当社が必要であると判断したときは、当社はその協定事業者に第2項第2号に掲げる事項の遵守状況に係る調査報告を求めることができるものとし、その協定事業者は当社に調査結果を速やかに報告することを要します。

5 第3項の場合において協定事業者から申込者情報確認対象契約者の同意を得たことを証する書面が提出されるまでの間、又は前項の場合において協定事業者が第2項第2号に掲げる事項を遵守しないおそれがないことが明らかになるまでの間、当社は、申込者情報確認結果の即時通知を停止する理由、停止する日及び期間を協定事業者に通知した上で、申込者情報確認結果の即時通知を停止することがあります。この場合において、当社は、当社の責めに帰すべき事由があるときを除き、申込者情報確認結果を即時通知しないことによって協定事業者に生じた損害について、賠償の責めを負わないものとします。

6 前項の規定にかかわらず、申込者情報確認件数が当社が別に定める基準に達した場合又は申込者情報確認結果が不一致である件数が当社が別に定める基準に達した場合は、当社は、協定事業者に通知をせずに、当社が別に定める間、申込者情報確認結果の即時通知をそれぞれ停止又は制限するものとします。この場合において、当社は、申込者情報確認結果を即時通知しないことによって協定事業者に生じた損害について、賠償の責めを負わないものとします。

7 当社は、保守上やむを得ない理由等がある場合には、申込者情報確認結果の即時通知を一時中断すること（天災、事変その他非常事態等の緊急やむを得ない場合を除き、当社は協定事業者に通知するものとします。）があります。この場合において、当社は、申込者情報確認結果の即時通知を一時中断することによって協定事業者に生じた損害について、賠償の責めを負わないものとします。

8 協定事業者に対する申込者情報確認結果の即時通知に関して、申込者情報確認対象契約者から苦情、訴え等があった場合には、協定事業者はその責任により対応することとします。この場合において、当社の責めに帰すべき事由がない限り、当社は申込者情報確認対象契約者に対して責任を負わないものとし、協定事業者がその責任を負うものとします。

- 9 協定事業者が申込者情報確認結果の即時通知を実現するための設備の利用を中止する場合は、協定事業者は、その中止を希望する日を含む暦月の初日の3ヶ月前までに、別表3（様式）様式第30の書面により中止の申込みを当社に行うことを要します。この場合において、協定事業者は、当社が別に定める実費（当社が協定事業者と協議の上定める料金事務処理確認事項に規定します。）の支払いを要するものとします。
- 10 前項の場合において、当社は、申込者情報確認結果の即時通知を実現するための設備を複数の協定事業者が現に利用している場合で、全部又は一部の協定事業者から当該設備の利用中止の申込みがあったときは、当該設備を利用している協定事業者に当該設備の利用中止の申込みを行った協定事業者名等を速やかに通知します。
- 11 申込者情報確認結果の提供に係る具体的な事務処理については、当社が協定事業者と協議の上定める料金事務処理確認事項に規定します。

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1)～(3) (略)	(略)
(3)-2 事業法第33条第5項の機能に係る網使用料の適用年度	2 (料金額) 2-1-1-1第1欄、2-2第1欄、第7欄及び第8欄、2-3、2-4、2-5-1、2-5-2及び2-5-2の2、2-7並びに2-11第1欄から第10欄に規定する機能に係る料金額は、平成25年度に適用します。
(4)～(5) (略)	(略)
(6) 特定機能の提供に係る特定協定事業者の網使用料の適用の特例	協定事業者は、2 (料金額) 2-7、2-8、2-9又は2-11第5欄、第10欄若しくは第11欄に規定する機能(以下「特定機能」といいます。)を利用したときは、当社にその料金を支払うものとし、特定機能を構成する特定協定事業者の電気通信設備の部分について支払いを要しません。 協定事業者は、特定端末系事業者との接続により、特定端末系事業者の特定機能に含めて特定端末系事業者に料金を支払う当社の指定電気通信設備の部分については支払いを要しません。
(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	(略) ア～カ (略) キ 2 (料金額) 2-1-1-1第2欄ウ(イ)欄に規定する機能については、2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能と組み合わせて適用する場合があります。この場合において、2-1の4に規定する機能を組み合わせて適用しないときは、1の光信号主端末回線収容装置に収容できる光信号端末回線は1を限度とします。 ク～セ (略) ソ 2 (料金額) 2-1-1-1第2欄工欄に規定する機能については、2-1-1-2第3欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の固定無線基地局伝送路収容装置に収容できる固定無線基地局伝送路の数は3を、1の固定無線基地局に収容できる固定無線宅内設備の数は80を限度とします。
(8)-2～(8)-9 (略)	(略)
(8)-10 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能に係る料金の適用	2 (料金額) 2-2第6欄に掲げる網使用料については、2-2第1欄に掲げる機能及び2-8第2欄に掲げる機能並びに2-11第1欄、第2欄及び第10欄に掲げる機能を利用した場合において適用します。
(9)～(12)-3 (略)	(略)
(13) 端末回線伝送機能及び光信号多重分離機能の組み合わせ	ア 2 (料金額) 2-1-1-1第2欄ウ(イ)欄に掲げる料金額に2-1-1-1第6欄ア欄又は2-1-1-1の2に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2-1の4に掲げる料金額を組み合わせて適用する場合があります。この場合において、2-1の4ア欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号端末回線の数は4を限度とし(以下、その光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。)、

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1)～(3) (略)	(略)
(3)-2 事業法第33条第5項の機能に係る網使用料の適用年度	2 (料金額) 2-1-1-1第1欄、2-2第1欄、第7欄及び第8欄、2-3、2-4、2-5-1、2-5-2及び2-5-2の2、2-7並びに2-11第1欄から第4欄及び第6欄に規定する機能に係る料金額は、平成25年度に適用します。
(4)～(5) (略)	(略)
(6) 特定機能の提供に係る特定協定事業者の網使用料の適用の特例	協定事業者は、2 (料金額) 2-7、2-8、2-9又は2-11第11欄に規定する機能(以下「特定機能」といいます。)を利用したときは、当社にその料金を支払うものとし、特定機能を構成する特定協定事業者の電気通信設備の部分について支払いを要しません。 協定事業者は、特定端末系事業者との接続により、特定端末系事業者の特定機能に含めて特定端末系事業者に料金を支払う当社の指定電気通信設備の部分については支払いを要しません。
(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	(略) ア～カ (略) キ 2 (料金額) 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能については、2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能と組み合わせて適用する場合があります。この場合において、2-1の4に規定する機能を組み合わせて適用しないときは、1の光信号主端末回線収容装置に収容できる光信号端末回線は1を限度とします。 ク～セ (略) ソ 削除
(8)-2～(8)-9 (略)	(略)
(8)-10 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能に係る料金の適用	2 (料金額) 2-2第6欄に掲げる網使用料については、2-2第1欄に掲げる機能及び2-8第2欄に掲げる機能並びに2-11第1欄及び第2欄に掲げる機能を利用した場合において適用します。
(9)～(12)-3 (略)	(略)
(13) 端末回線伝送機能及び光信号多重分離機能の組み合わせ	ア 2 (料金額) 2-1-1-1第2欄ウ欄に掲げる料金額に2-1-1-1第6欄ア欄又は2-1-1-1の2に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2-1の4ア欄に掲げる料金額を組み合わせて適用する場合があります。この場合において、1の光局内スプリッタに収容できる光信号端末回線の数は4を限度とします(以下、その光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。)

	2-1の4イ欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号端末回線の数に8を限度とします（以下、その光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大収容数が8のもの」といいます。）。
(14) 共通線信号網利用機能（ア欄）に係る料金の適用	<p>共通線信号網利用機能（ア欄）に係る料金については、当社は2（料金額）2-7に掲げる1信号ごとの料金額を次に掲げる方法により請求します。</p> <p>ア 当社と接続する活成型PHS事業者が、PHS事業者のPHS端末の位置登録又は位置情報取得等に当社又は特定端末系事業者の共通線信号網を利用する場合は、活成型PHS事業者が支払を要するものとし、1信号ごとの料金額に信号数を乗じて算出します。</p> <p>イ 活成型PHS事業者が特定端末系事業者と接続して当社の共通線信号網を利用する場合は、当社の装置と特定端末系事業者の装置間での信号数に2分の1を乗じて得た額と当社の装置間での信号数に相当する額の合計した額について、特定端末系事業者が支払を要するものとし、</p>
(15) 共通線信号網利用機能（イ欄）に係る料金の適用	<p>ア 国際系事業者、活成型PHS事業者又は中継事業者（特定中継事業者を除きます。以下この欄において同じとします。）の共通線信号網利用機能（イ欄）に係る料金については、国際系事業者、活成型PHS事業者又は中継事業者がその支払を要するものとし、当社は2（料金額）2-7に掲げる1制御信号ごとの料金額に、ユーザ間情報（当社又は協定事業者の契約約款等に定める利用者間で送受信する情報をいいます。以下同じとします。）を国際系事業者、活成型PHS事業者若しくは中継事業者に送達した時点又は国際系事業者、活成型PHS事業者若しくは中継事業者から受信した時点を1制御信号として当社の機器により測定し算出します。</p>
(16)～(19) (略)	(略)
(20) 課金秒数送出機能に係る料金の適用	<p>課金秒数送出機能に係る料金については、PHS接続地域事業者がその支払を要するものとし、</p> <p>ただし、特定端末系事業者とPHS接続地域事業者が接続し、当社の共通線信号網を利用する場合は、特定端末系事業者が1通信に相当する額に2分の1を乗じて得た額の支払を要するものとし、</p>
(21) (略)	(略)
(22) PHS制御信号機能に係る料金の適用	<p>PHS制御信号機能に係る料金については、活成型PHS事業者がその支払を要するものとし、</p> <p>ただし、特定端末系事業者の信号用中継交換機を介して当社の共通線信号網を利用し、PHS用NSPに転送先の契約者番号等の登録を行う場合は、当社の共通線信号網について特定端末系事業者が活成型PHS事業者の提供する着信転送機能の1契約者ごとに相当する額に2分の1を乗じて得た額の支払を要するものとし、</p>

(14) 削除	
(15) 共通線信号網利用機能（イ欄）に係る料金の適用	<p>ア 国際系事業者又は中継事業者（特定中継事業者を除きます。以下この欄において同じとします。）の共通線信号網利用機能（イ欄）に係る料金については、国際系事業者又は中継事業者がその支払を要するものとし、当社は2（料金額）2-7に掲げる1制御信号ごとの料金額に、ユーザ間情報（当社又は協定事業者の契約約款等に定める利用者間で送受信する情報をいいます。以下同じとします。）を国際系事業者若しくは中継事業者に送達した時点又は国際系事業者若しくは中継事業者から受信した時点を1制御信号として当社の機器により測定し算出します。</p>
(16)～(19) (略)	(略)
(20) 削除	
(21) (略)	(略)
(22) 削除	

<p>(23) PHS基地局回線管理機能、DSL回線管理機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能、固定無線宅内設備管理機能又はIP通信網回線管理機能に係る料金の適用</p>	<p>PHS基地局回線管理機能、DSL回線管理機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能、固定無線宅内設備管理機能又はIP通信網回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、それぞれ2（料金額）2-1-1-1第1欄、第4欄、第5欄、第6欄ア欄若しくは2-5-3若しくは2-11第19欄、2-1-1-2第2欄ア欄、第3欄イ欄又は2-13第1欄から第4欄に規定する機能を利用する場合に適用します。</p>
---	--

<p>(23) PHS基地局回線管理機能、DSL回線管理機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能又はIP通信網回線管理機能に係る料金の適用</p>	<p>PHS基地局回線管理機能、DSL回線管理機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能又はIP通信網回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、それぞれ2（料金額）2-1-1-1第1欄、第4欄、第5欄、第6欄ア欄若しくは2-5-3若しくは2-11第19欄、2-1-1-2第2欄ア欄又は2-13第1欄から第3欄に規定する機能を利用する場合に適用します。</p>
--	---

- 2 料金額
 2-1 端末回線伝送機能
 2-1-1 基本額
 2-1-1-1 基本料

区 分		単 位	料 金 額	備 考				
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
(2) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置(固定無線通信網終端装置を含む)及び端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)	ウ 光信号伝送装置により、100Mbit/s又は1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「100Mbit/sタイプ」といいます。)	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,363円	2-1の4に係る料金は含みません。
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,363円		
				③ ①②以外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,404円		
				(イ) 1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「1Gbit/sタイプ」といいます。)	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,720円	
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,720円		
				③ ①②以外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,772円		
				エ 固定無線通信網により、46Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 固定無線通信網終端装置ごとに	41,667円	
					(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 固定無線通信網終端装置ごとに	41,667円	

- 2 料金額
 2-1 端末回線伝送機能
 2-1-1 基本額
 2-1-1-1 基本料

区 分		単 位	料 金 額	備 考			
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(2) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)	ウ 光信号伝送装置により、1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「1Gbit/sタイプ」といいます。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,285円	2-1の4に係る料金は含みません。
				(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,285円	
				(ウ) (7) (イ)以外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,324円	

(3) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	ア 2線式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,271円		
			(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,271円		
			(7) (4) (イ)以外のもの	1回線ごとに	1,309円		
		イ 4線式のもの		1回線ごとに	2,618円		
		ウ~エ (略)		(略)	(略)		
(4) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-2欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	ア イ以外のもの	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	68円	
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	68円	
			(4) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,332円
					B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,332円
					C A B以外のもの	1回線ごとに	1,372円
			② 電話重畳する場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	35円	
		B 保守の区別がタイプ1-2のもの			1回線ごとに	35円	

(3) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	ア 2線式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,267円		
			(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,267円		
			(7) (4) (イ)以外のもの	1回線ごとに	1,305円		
		イ 4線式のもの		1回線ごとに	2,610円		
		ウ~エ (略)		(略)	(略)		
(4) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-2欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	ア イ以外のもの	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	80円	
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	80円	
			(4) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,304円
					B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,304円
					C A B以外のもの	1回線ごとに	1,343円
			② 電話重畳する場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	34円	
		B 保守の区別がタイプ1-2のもの			1回線ごとに	34円	

	イ 第2群の伝送システムを用いるもの (収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限りません。)	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	370円	
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	370円	
		(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,634円
				B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,634円
				C A B以外のもの	1回線ごとに	1,674円
			② 電話重畳する場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	337円
				B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	337円
		(4)-2 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-4欄で接続する場合)	下部端末回線により伝送を行う機能	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	918円
				イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	918円
ウ アイ以外のもの	1回線ごとに			946円		

	イ 第2群の伝送システムを用いるもの (収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限りません。)	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	329円	
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	329円	
		(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,553円
				B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,553円
				C A B以外のもの	1回線ごとに	1,592円
			② 電話重畳する場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	283円
				B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	283円
		(4)-2 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-4欄で接続する場合)	下部端末回線により伝送を行う機能	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	817円
				イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	817円
ウ アイ以外のもの	1回線ごとに			842円		

(5) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2-3欄で接続する場合）	ア 端末回線により伝送を行う機能（128kbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	220円	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	220円	

2-1-1-1の2 (略)

2-1-1-2 加算料

区分		単位	料金額	備考	月額	
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに	241円	—	—	
	イ～ウ (略)	(略)	(略)	(略)		
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(3) 2-1-1-1 第2欄に規定する機能に係る加算料	ア (略)	(略)	(略)	—	—	
	イ 固定無線宅内設備の追加に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1固定無線宅内設備ごとに			637円
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1固定無線宅内設備ごとに			637円
(4) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	270円	—	—	
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	0.764円			

2-1-1-2の2 (略)

(5) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2-3欄で接続する場合）	ア 端末回線により伝送を行う機能（128kbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	233円	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	233円	

2-1-1-1の2 (略)

2-1-1-2 加算料

区分		単位	料金額	備考	月額
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに	253円	—	—
	イ～ウ (略)	(略)	(略)	(略)	
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 削除	—	—	—	—	—
(4) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	280円	—	—
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	0.771円		

2-1-1-2の2 (略)

2-1-2 加算額

区 分		料金額	備 考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)	(略)	(略)
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限りません。）を利用する場合	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの 172 円	_____
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの (略)	
		(ウ) (7) (イ) 以外のもの 185 円	

2-1の2 ISM折返し機能

区 分		単 位	料金額	備 考
ISM折返し機能	ISM交換機により、デジタル非制限モード通信でISM交換機に収容する特定の端末回線（専ら利用者側の通信の着信の用に供されるものに限りません。）を識別して、相互接続通信の通信路の設定を行う機能	(1) 発信側の端末回線単位で料金を適用するもの	1 Bチャンネルごとに 927 円	_____
		(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの	23 B + Dチャンネルごとに 73,497 円	_____

2-1-2 加算額

区 分		料金額	備 考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)	(略)	(略)
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限りません。）を利用する場合	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの 174 円	_____
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの (略)	
		(ウ) (7) (イ) 以外のもの 186 円	

2-1の2 ISM折返し機能

区 分		単 位	料金額	備 考
ISM折返し機能	ISM交換機により、デジタル非制限モード通信でISM交換機に収容する特定の端末回線（専ら利用者側の通信の着信の用に供されるものに限りません。）を識別して、相互接続通信の通信路の設定を行う機能	(1) 発信側の端末回線単位で料金を適用するもの	1 Bチャンネルごとに 1,061 円	_____
		(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの	23 B + Dチャンネルごとに 84,159 円	_____

2-1の3 光信号電気信号変換機能

		1回線ごとに月額					
区 分		料金額	備 考				
光信号電気信号変換機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号(100Mbit/s又は1Gbit/sまでの符号伝送が可能なものに限り、)の相互変換を行う機能	(1) 100Mbit/sタイプ	ア 最大16の光信号端末回線を集線して接続するもの(以下「集線型利用」といいます。)	(7) 保守の 区別がタイプ1-1のもの	1,130円	_____	
				(4) 保守の 区別がタイプ1-2のもの	1,130円		
				(4) (7) (4) 以外のもの	1,163円		
			イ 光信号端末回線を集線せずに接続するもの(以下「非集線型利用」といいます。)	(7) 保守の 区別がタイプ1-1のもの	126円		_____
				(4) 保守の 区別がタイプ1-2のもの	126円		
				(4) (7) (4) 以外のもの	130円		
		(2) 1Gbit/sタイプ	ア 保守の 区別がタイプ1-1のもの	315円	_____		
			イ 保守の 区別がタイプ1-2のもの	315円			
			ウ アイ以外のもの	325円			

2-1の3 光信号電気信号変換機能

		1回線ごとに月額			
区 分		料金額	備 考		
光信号電気信号変換機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号(100Mbit/s又は1Gbit/sまでの符号伝送が可能なものに限り、)の相互変換を行う機能	(1) 100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「100Mbit/sタイプ」といいます。)	ア 保守の 区別がタイプ1-1のもの	76円	_____
			イ 保守の 区別がタイプ1-2のもの	76円	
			ウ アイ以外のもの	78円	
		(2) 1Gbit/sタイプ	ア 保守の 区別がタイプ1-1のもの	761円	_____
			イ 保守の 区別がタイプ1-2のもの	761円	
			ウ アイ以外のもの	784円	

2-1の4 光信号多重分離機能

区 分			料金額	備 考	
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線の光信号の多重分離を行う機能	ア 光信号主 末回線の最大 収容数が4の もの又は光信 号端末回線の 最大収容数が 4のもの	(7) 保守の区別がタイ プ1-1のもの	229 円	_____
			(イ) 保守の区別がタイ プ1-2のもの	229 円	
			(ウ) (7) (イ) 以外のもの	236 円	
	イ 光信号主 末回線の最大 収容数が8の もの又は光信 号端末回線の 最大収容数が 8のもの	(7) 保守の区別がタイ プ1-1のもの	504 円	_____	
		(イ) 保守の区別がタイ プ1-2のもの	504 円		
		(ウ) (7) (イ) 以外のもの	520 円		

2-2 端末系交換機能

区 分		単 位	料金額	備 考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 加入者交換機能メニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機能メニューを利用し通信の交換を行う機能	1 加入者交換機能メニュー利用ごとに	0.0556 円	_____	
(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別等する機能	1 通信ごとに	0.0324 円	_____	
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能	月額	9,250,000 円	_____	
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精	携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を当社	ア 加入者交換機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00001544 円	_____

2-1の4 光信号多重分離機能

区 分			料金額	備 考	
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線の光信号の多重分離を行う機能	ア 光信号主 末回線の最大 収容数が4の もの又は光信 号端末回線の 最大収容数が 4のもの	(7) 保守の区別がタイ プ1-1のもの	202 円	_____
			(イ) 保守の区別がタイ プ1-2のもの	202 円	
			(ウ) (7) (イ) 以外のもの	208 円	
	イ 光信号端 末回線の最大 収容数が8の もの	(7) 保守の区別がタイ プ1-1のもの	557 円	_____	
		(イ) 保守の区別がタイ プ1-2のもの	557 円		
		(ウ) (7) (イ) 以外のもの	574 円		

2-2 端末系交換機能

区 分		単 位	料金額	備 考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 加入者交換機能メニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機能メニューを利用し通信の交換を行う機能	1 加入者交換機能メニュー利用ごとに	0.0586 円	_____	
(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別等する機能	1 通信ごとに	0.0375 円	_____	
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能	月額	9,500,000 円	_____	
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精	携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を当社	ア 加入者交換機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00001801 円	_____

算機能	が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	イ 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)を利用する場合	1案内ごとに	0.00001741円	
		ウ (略)	(略)	(略)	(略)
		エ 市内通信機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00002131円	
		オ リルルーティング通信機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00002455円	
		カ PHS制御信号機能を利用する場合	活用型PHS事業者の提供する着信転送機能1契約者ごとに月額	0.00001776円	

算機能	が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	イ 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)を利用する場合	1案内ごとに	0.00002026円	
		ウ (略)	(略)	(略)	(略)
		エ 市内通信機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00002449円	
		オ リルルーティング通信機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00002828円	

2-2の2 加入者交換機接続用伝送装置利用機能

区 分		単 位	料金額	備 考
加入者交換機接続用伝送装置利用機能	第5条第1項表中第3欄で接続する場合において、通信用建物に設置された加入者交換機との接続に限り協定事業者が設置する1の接続用伝送路設備(50Mbit/s又は150Mbit/sの符号伝送が可能なものに限り、以下2-2の2及び2-5-2の2において同じとします。)とその加入者交換機との間に設置する伝送装置により信号の調整を実現する機能	ア (略)	(略)	(略)
	イ 加入者交換機(特定加入者交換機以外のものに限り、)と協定事業者の設置する接続用伝送路設備との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び信号の多重を行うもの	672回線(50Mbit/s相当)ごとに月額	20,815円	

2-2の2 加入者交換機接続用伝送装置利用機能

区 分		単 位	料金額	備 考
加入者交換機接続用伝送装置利用機能	第5条第1項表中第3欄で接続する場合において、通信用建物に設置された加入者交換機との接続に限り協定事業者が設置する1の接続用伝送路設備(50Mbit/s又は150Mbit/sの符号伝送が可能なものに限り、以下2-2の2及び2-5-2の2において同じとします。)とその加入者交換機との間に設置する伝送装置により信号の調整を実現する機能	ア (略)	(略)	(略)
	イ 加入者交換機(特定加入者交換機以外のものに限り、)と協定事業者の設置する接続用伝送路設備との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び信号の多重を行うもの	672回線(50Mbit/s相当)ごとに月額	22,425円	

2-3~2-4 (略)

2-5 中継伝送機能

2-5-1~2-5-2の2 (略)

2-5-3 光信号中継伝送機能

2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区 分		料金額	備 考
一般光信号 中継伝送機 能	一般光信号中継回 線により1芯にて 伝送を行う機能	ア 光回線設備接続モジュールに おいてフィルタを利用する場合	—
		イ 光回線設備接続モジュールに おいてフィルタを利用しない場 合	

2-5-3-2 (略)

2-5-3-3 加算料

月額

区 分		単 位	料金額	備 考
光信号局内伝送 路を利用する場 合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている 光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごと に	270円	—
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建 物との間の光信号局内伝送路に係 るもの	1回線ごと に1メー トルあたり	0.764円	

2-3~2-4 (略)

2-5 中継伝送機能

2-5-1~2-5-2の2 (略)

2-5-3 光信号中継伝送機能

2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区 分		料金額	備 考
一般光信号 中継伝送機 能	一般光信号中継回 線により1芯にて 伝送を行う機能	ア 光回線設備接続モジュールに おいてフィルタを利用する場合	—
		イ 光回線設備接続モジュールに おいてフィルタを利用しない場 合	

2-5-3-2 (略)

2-5-3-3 加算料

月額

区 分		単 位	料金額	備 考
光信号局内伝送 路を利用する場 合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている 光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごと に	280円	—
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建 物との間の光信号局内伝送路に係 るもの	1回線ごと に1メー トルあたり	0.771円	

2-6 通信路設定伝送機能
 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額
 2-6-1-1 基本料

区分	1回線ごとに月額		備考
	料金額	右欄以外の場合	
専用回線ノード装置、中継伝送設備及び端末回線を送受信する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	5,218円	4,636円
	専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		
一般専用に係るもの	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	5,782円	5,116円
	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	31,228円 4,942円	30,646円 4,392円
高速デジタル伝送に係るもの	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	5,035円 5,218円	4,474円 4,636円
	192kbit/sの符号伝送が可能なもの	34,312円	33,148円
1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	エコーミークラスのもの	6,848円	5,748円
	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	6,977円 7,236円	5,856円 6,072円
3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	エコーミークラスのもの	37,312円	35,562円
	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	40,367円 46,476円	38,035円 42,980円
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	エコーミークラスのもの	52,591円	47,927円
	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	64,816円 83,148円	57,819円 72,656円
1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	エコーミークラスのもの	101,488円	87,495円
	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	38,580円 39,344円 40,875円	25,380円 25,880円 26,882円
3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	エコーミークラスのもの	156,494円	132,008円
	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	214,560円 269,565円	178,995円 223,508円
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	エコーミークラスのもの	94,228円	56,387円
	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	96,104円 99,862円	57,508円 59,750円
0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	エコーミークラスのもの	50,891円	46,829円
	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	44,253円 45,130円 46,889円	42,337円 43,177円 44,858円
1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	エコーミークラスのもの	44,253円	42,337円
	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	45,130円 46,889円	43,177円 44,858円
2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	エコーミークラスのもの	44,253円	42,337円
	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	45,130円 46,889円	43,177円 44,858円
3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	エコーミークラスのもの	46,889円	44,858円
	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	48,869円 49,841円 51,781円	45,037円 45,931円 47,719円
4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	エコーミークラスのもの	48,869円	45,037円
	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	49,841円 51,781円	45,931円 47,719円
セカンドクラスのもの	エコーミークラスのもの	73,449円	59,231円
	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	57,037円 58,171円 60,442円	49,852円 50,843円 52,824円
エコーミークラスのもの	エコーミークラスのもの	56,093円	49,387円
	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	57,208円 59,438円	50,368円 52,331円
セカンドクラスのもの	エコーミークラスのもの	88,110円	67,292円
	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	65,205円 66,504円 69,096円	54,667円 55,754円 57,927円
エコーミークラスのもの	エコーミークラスのもの	64,261円	54,202円
	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	65,541円 68,096円	55,279円 57,434円
セカンドクラスのもの	エコーミークラスのもの	101,646円	74,734円
	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	72,309円 73,747円 76,629円	58,897円 60,068円 62,411円
エコーミークラスのもの	エコーミークラスのもの	71,365円	68,432円
	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	72,785円 75,625円	59,594円 61,918円

2-6 通信路設定伝送機能
 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額
 2-6-1-1 基本料

区分	1回線ごとに月額		備考
	料金額	右欄以外の場合	
専用回線ノード装置、中継伝送設備及び端末回線を送受信する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	6,828円	6,013円
	専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		
一般専用に係るもの	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	7,034円	6,496円
	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	63,876円 6,457円	63,061円 5,687円
高速デジタル伝送に係るもの	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	6,581円 6,828円	5,796円 6,013円
	192kbit/sの符号伝送が可能なもの	71,046円	69,412円
1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	エコーミークラスのもの	9,146円	7,606円
	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	9,322円 9,680円	7,752円 8,046円
3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	エコーミークラスのもの	78,104円	75,655円
	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	85,234円 99,498円	81,970円 94,600円
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	エコーミークラスのもの	113,759円	107,231円
	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	142,280円 185,076円	132,494円 170,386円
1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	エコーミークラスのもの	227,867円	208,279円
	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	58,464円 59,626円 61,955円	39,984円 40,778円 42,367円
3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	エコーミークラスのもの	356,241円	321,959円
	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	491,739円 620,112円	441,952円 555,631円
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	エコーミークラスのもの	137,419円	94,522円
	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	140,163円 145,648円	96,407円 100,178円
0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	エコーミークラスのもの	66,406円	61,804円
	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	57,632円 58,739円 61,097円	55,480円 56,585円 58,793円
1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	エコーミークラスのもの	57,632円	55,480円
	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	58,799円 61,097円	56,585円 58,793円
2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	エコーミークラスのもの	57,632円	55,480円
	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	58,799円 61,097円	56,585円 58,793円
3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	エコーミークラスのもの	61,097円	58,793円
	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	62,856円 64,810円 67,341円	58,007円 60,072円 62,739円
4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	エコーミークラスのもの	62,856円	60,072円
	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	64,810円 67,341円	60,382円 62,739円
セカンドクラスのもの	エコーミークラスのもの	95,644円	79,528円
	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	73,955円 75,430円 78,379円	65,810円 67,122円 69,744円
エコーミークラスのもの	エコーミークラスのもの	72,702円	65,100円
	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	74,153円 77,052円	66,398円 68,991円
セカンドクラスのもの	エコーミークラスのもの	114,645円	91,048円
	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	84,364円 86,044円 89,411円	72,418円 73,861円 76,748円
エコーミークラスのもの	エコーミークラスのもの	83,111円	71,708円
	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	84,767円 88,084円	73,137円 75,996円
セカンドクラスのもの	エコーミークラスのもの	132,190円	101,682円
	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	93,394円 95,260円 98,983円	78,190円 79,750円 82,867円
エコーミークラスのもの	エコーミークラスのもの	90,888円	76,770円
	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	92,704円 96,329円	78,301円 81,362円

5.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	112,922円	80,935円
		保守の別がタイプ1-2のもの	79,173円	62,887円
		保守の別がタイプ1-2のもの	80,751円	64,138円
		保守の別が上記以外のもの	83,903円	66,641円
		保守の別がタイプ1-1のもの	77,285円	61,957円
	エコノミークラスのもの	保守の別がタイプ1-2のもの	78,827円	63,190円
		保守の別が上記以外のもの	81,904円	65,655円
		クラスが下記以外のもの	125,330円	87,756円
		セカンドクラスのもの	87,101円	67,462円
		保守の別がタイプ1-2のもの	88,835円	68,805円
6.0Mbit/sから49.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 6.0Mbit/sのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	92,308円	71,490円
		保守の別がタイプ1-2のもの	83,325円	65,602円
		保守の別がタイプ1-2のもの	84,986円	66,908円
		保守の別が上記以外のもの	88,305円	69,518円
		クラスが下記以外のもの	4,718円	2,593円
	(4) 6.0Mbit/sを超える1.0Mbit/sごとに	セカンドクラスのもの	3,743円	2,098円
		保守の別がタイプ1-2のもの	3,817円	2,140円
		保守の別が上記以外のもの	3,969円	2,224円
		エコノミークラスのもの	2,474円	1,474円
		保守の別がタイプ1-2のもの	2,528円	1,504円
50.0Mbit/sから134.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 50.0Mbit/sのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	2,625円	1,563円
		保守の別がタイプ1-1のもの	332,851円	201,854円
		保守の別がタイプ1-2のもの	251,725円	159,757円
		保守の別がタイプ1-2のもの	256,752円	162,946円
		保守の別が上記以外のもの	266,809円	169,323円
	(4) 50.0Mbit/sを超える1.0Mbit/sごとに	エコノミークラスのもの	192,253円	130,462円
		保守の別がタイプ1-2のもの	196,090円	133,065円
		保守の別が上記以外のもの	203,769円	138,270円
		セカンドクラスのもの	958円	526円
		保守の別がタイプ1-1のもの	1,122円	605円
134.7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	保守の別がタイプ1-1のもの	1,144円	617円
		保守の別がタイプ1-2のもの	1,193円	641円
		保守の別が上記以外のもの	503円	299円
		エコノミークラスのもの	513円	305円
		保守の別がタイプ1-2のもの	533円	317円
	セカンドクラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	414,054円	246,501円
		保守の別がタイプ1-2のもの	347,213円	211,177円
		保守の別がタイプ1-2のもの	354,152円	215,394円
		保守の別が上記以外のもの	368,025円	223,828円
		保守の別がタイプ1-1のもの	234,877円	155,842円
エコノミークラスのもの	保守の別がタイプ1-2のもの	239,568円	158,953円	
	保守の別が上記以外のもの	248,952円	165,173円	

2-6-1-1-2 加算料

区分		1回線ごとに月額		備考
		料金額	料金額	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線未回収を收容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		
		専ら音声を送信するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	40円	634円
	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	(略)	710円	
	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	40円	634円
		エコノミークラスのもの	40円	598円
	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの	40円	610円
		保守の別がタイプ1-2のもの	40円	634円
	192kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの	80円	1,268円
		保守の別がタイプ1-2のもの	80円	1,196円
	256kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-2のもの	80円	1,220円
		保守の別が上記以外のもの	80円	1,268円
	384kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの	130円	1,902円
		保守の別がタイプ1-2のもの	170円	2,536円
	512kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの	250円	3,803円
		保守の別がタイプ1-2のもの	340円	5,071円
	768kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの	510円	7,607円
		保守の別がタイプ1-2のもの	760円	11,410円
	1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの	1,020円	15,213円
		保守の別がタイプ1-2のもの	960円	14,352円
	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの	980円	14,639円
保守の別がタイプ1-2のもの		1,020円	15,213円	
3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの	1,780円	26,623円	
	保守の別がタイプ1-2のもの	2,590円	38,667円	
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの	3,350円	50,077円	
	保守の別がタイプ1-2のもの	3,160円	36,735円	
134.7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの	3,220円	37,470円	
	保守の別がタイプ1-2のもの	3,350円	38,939円	

5.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	145,342円	109,657円
		保守の別がタイプ1-2のもの	102,046円	83,584円
		保守の別がタイプ1-2のもの	104,082円	85,251円
		保守の別が上記以外のもの	108,153円	88,584円
		保守の別がタイプ1-1のもの	98,287円	81,454円
	エコノミークラスのもの	保守の別がタイプ1-2のもの	100,248円	83,078円
		保守の別が上記以外のもの	104,172円	86,327円
		クラスが下記以外のもの	161,422円	119,405円
		セカンドクラスのもの	112,203円	89,940円
		保守の別がタイプ1-2のもの	114,440円	91,734円
6.0Mbit/sから49.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 6.0Mbit/sのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	118,919円	95,322円
		保守の別がタイプ1-2のもの	107,191円	87,100円
		保守の別がタイプ1-2のもの	109,329円	88,837円
		保守の別が上記以外のもの	113,609円	92,311円
		クラスが下記以外のもの	5,782円	3,504円
	(4) 6.0Mbit/sを超える1.0Mbit/sごとに	セカンドクラスのもの	4,628円	2,838円
		保守の別がタイプ1-2のもの	4,720円	2,895円
		保守の別が上記以外のもの	4,902円	3,008円
		エコノミークラスのもの	2,976円	1,902円
		保守の別がタイプ1-2のもの	3,035円	1,940円
50.0Mbit/sから134.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 50.0Mbit/sのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	3,153円	2,016円
		保守の別がタイプ1-1のもの	415,762円	273,596円
		保守の別がタイプ1-2のもの	322,122円	214,814円
		保守の別がタイプ1-2のもの	322,122円	214,814円
		保守の別が上記以外のもの	334,743円	227,688円
	(4) 50.0Mbit/sを超える1.0Mbit/sごとに	エコノミークラスのもの	238,126円	170,794円
		保守の別がタイプ1-2のもの	242,881円	174,205円
		保守の別が上記以外のもの	252,396円	181,026円
		セカンドクラスのもの	1,116円	678円
		保守の別がタイプ1-1のもの	1,335円	798円
134.7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	保守の別がタイプ1-2のもの	1,361円	814円
		保守の別がタイプ1-2のもの	1,414円	846円
		保守の別がタイプ1-1のもの	567円	363円
		保守の別がタイプ1-2のもの	579円	371円
		保守の別がタイプ1-2のもの	601円	385円
	セカンドクラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの	510,777円	331,197円
		保守の別がタイプ1-1のもの	429,254円	282,644円
		保守の別がタイプ1-2のもの	437,833円	288,292円
		保守の別がタイプ1-2のもの	454,997円	299,588円
		保守の別がタイプ1-1のもの	286,412円	201,704円
エコノミークラスのもの	保守の別がタイプ1-2のもの	292,133円	205,733円	
	保守の別が上記以外のもの	303,582円	213,792円	

2-6-1-2 加算料

区分		1回線ごとに月額		備考
		料金額	料金額	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線未回収を收容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		
		専ら音声を送信するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	50円	958円
	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	(略)	870円	
	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	50円	958円
		エコノミークラスのもの	50円	904円
	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの	50円	922円
		保守の別がタイプ1-2のもの	50円	958円
	192kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの	110円	1,916円
		保守の別がタイプ1-2のもの	100円	1,808円
	256kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-2のもの	100円	1,844円
		保守の別が上記以外のもの	110円	1,916円
	384kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの	160円	2,875円
		保守の別がタイプ1-2のもの	210円	3,833円
	512kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの	320円	5,749円
		保守の別がタイプ1-2のもの	420円	7,666円
	768kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの	640円	11,499円
		保守の別がタイプ1-2のもの	950円	17,248円
	1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの	1,270円	22,998円
		保守の別がタイプ1-2のもの	1,200円	21,696円
	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの	1,220円	22,130円
保守の別がタイプ1-2のもの		1,270円	22,998円	
3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの	2,230円	40,246円	
	保守の別がタイプ1-2のもの	3,230円	58,453円	
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの	4,190円	75,701円	
	保守の別がタイプ1-2のもの	2,420円	57,212円	
134.7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの	2,510円	58,455円	

ウ A T M専用 に係る もの	0.5Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	340円	3,943円	
		セカンドクラスの もの	160円	1,860円	
		保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	160円 170円 170円	1,897円 1,972円 1,972円	
	エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	160円 160円 170円	1,860円 1,897円 1,972円	
		1.0Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	640円	7,394円
			セカンドクラスの もの	320円	3,720円
	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの		330円 340円 340円	3,794円 3,943円 3,943円	
	エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	320円 330円 340円	3,720円 3,794円 3,943円	
		2.0Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,190円	13,801円
			セカンドクラスの もの	600円	6,975円
	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの		610円 640円 640円	7,115円 7,394円 7,394円	
	エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	560円 570円 590円	6,510円 6,640円 6,901円	
		3.0Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,740円	20,209円
セカンドクラスの もの			880円	10,230円	
保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	900円 900円 930円		10,435円 10,435円 10,844円		
エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	840円 860円 890円	9,765円 9,960円 10,351円		
	4.0Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,250円	26,124円	
		セカンドクラスの もの	1,120円	13,020円	
保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの		1,140円 1,190円 1,080円	13,280円 13,801円 12,555円		
エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	1,100円 1,140円 1,140円	12,806円 13,308円 13,308円		
	5.0Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,670円	31,053円	
		セカンドクラスの もの	1,360円	15,810円	
保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの		1,390円 1,440円 1,440円	16,126円 16,759円 16,759円		
エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	1,280円 1,310円 1,360円	14,880円 15,178円 15,773円		
	6.0Mbit/sから 49.0Mbit/sまでの 符号伝送が可能な もの	(7) クラスが下記以外のもの	3,140円	36,475円	
		6.0Mbit/sのもの	セカンドクラス のもの	1,640円	19,065円
保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの			1,670円 1,740円 1,740円	19,446円 20,209円 20,209円	
エコノミーク ラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの		1,480円 1,510円 1,570円	17,205円 17,549円 18,237円	
	(4) 6.0Mbit/sを超える 1.0Mbit/sごと に	クラスが下記以外のもの	180円	2,061円	
		セカンドクラ スのもの	140円	1,596円	
保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの		140円 150円 80円	1,628円 1,692円 972円		
エコノミーク ラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	90円 90円 90円	992円 992円 1,031円		
	50.0Mbit/sから 134.0Mbit/sまでの 符号伝送が可能な もの	クラスが下記以外のもの	10,940円	127,168円	
		50.0Mbit/sのもの	セカンドクラ スのもの	7,680円	89,280円
保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの			7,830円 8,140円 8,140円	91,066円 94,637円 94,637円	
エコノミーク ラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの		5,160円 5,260円 5,470円	59,985円 61,185円 63,584円	
	(4) 50.0Mbit/sを超える 1.0Mbit/sごと に	クラスが下記以外のもの	40円	418円	
		セカンドクラ スのもの	40円	503円	
保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの		40円 50円 20円	513円 533円 197円		
エコノミーク ラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	20円 20円 20円	201円 209円 209円		
	134.7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	13,990円	162,657円	
		セカンドクラ スのもの	11,360円	132,060円	
保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの		11,590円 12,040円 6,600円	134,701円 139,984円 76,725円		
エコノミーク ラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	6,730円 7,000円 7,000円	78,260円 81,329円 81,329円		

ウ A T M専用 に係る もの	0.5Mbit/sの符号伝送 が可能なもの	クラスが下記以外のもの	250円	6,021円	
		セカンドクラスの もの	120円	2,840円	
		保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	120円 130円 120円	2,897円 3,010円 2,840円	
	エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	120円 120円 130円	2,840円 2,897円 3,010円	
		1.0Mbit/sの符号伝送 が可能なもの	クラスが下記以外のもの	480円	11,289円
			セカンドクラスの もの	240円	5,680円
	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの		240円 240円 250円	5,794円 5,794円 6,021円	
	エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	240円 240円 250円	5,680円 5,794円 6,021円	
		2.0Mbit/sの符号伝送 が可能なもの	クラスが下記以外のもの	890円	21,073円
			セカンドクラスの もの	450円	10,650円
	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの		460円 480円 420円	10,863円 11,289円 9,940円	
	エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	430円 450円 450円	10,139円 10,536円 10,536円	
		3.0Mbit/sの符号伝送 が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,300円	30,857円
セカンドクラスの もの			660円	15,620円	
保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	670円 700円 630円		15,932円 16,557円 14,910円		
エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	640円 670円 670円	15,208円 15,805円 15,805円		
	4.0Mbit/sの符号伝送 が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,690円	39,888円	
		セカンドクラスの もの	840円	19,880円	
保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの		860円 890円 780円	20,278円 21,073円 18,460円		
エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	800円 830円 1,970円	18,829円 19,568円 24,661円		
	5.0Mbit/sの符号伝送 が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,020円	24,140円	
		セカンドクラスの もの	1,040円	24,623円	
保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの		1,080円 930円 950円	25,588円 22,010円 22,450円		
エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	990円 990円 990円	23,331円 23,331円 23,331円		
	6.0Mbit/sから 49.0Mbit/sまでの 符号伝送が可能な もの	(7) クラスが下記以外のもの	2,320円	54,940円	
		6.0Mbit/sのもの	セカンドクラ スのもの	1,230円	29,110円
保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの			1,250円 1,300円 1,110円	29,692円 30,857円 26,270円	
エコノミーク ラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの		1,130円 1,180円 130円	26,795円 27,848円 2,976円	
	(4) 6.0Mbit/sを超える 1.0Mbit/sごと に	クラスが下記以外のもの	100円	2,340円	
		セカンドクラ スのもの	100円	2,387円	
保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの		100円 60円 60円	2,480円 1,404円 1,432円		
エコノミーク ラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	60円 60円 60円	1,488円 1,488円 1,488円		
	50.0Mbit/sから 134.0Mbit/sまでの 符号伝送が可能な もの	クラスが下記以外のもの	7,850円	185,892円	
		50.0Mbit/sのもの	セカンドクラ スのもの	5,580円	132,060円
保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの			5,690円 5,910円 3,720円	134,701円 139,984円 88,040円	
エコノミーク ラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの		3,790円 3,940円 20円	89,801円 93,322円 576円	
	(4) 50.0Mbit/sを超える 1.0Mbit/sごと に	クラスが下記以外のもの	30円	702円	
		セカンドクラ スのもの	30円	716円	
保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの		30円 10円 10円	744円 267円 273円		
エコノミーク ラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	10円 10円 10円	283円 283円 283円		
	134.7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	9,920円	234,811円	
		セカンドクラ スのもの	8,100円	191,700円	
保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの		8,260円 8,590円 4,680円	195,534円 203,202円 112,975円		
エコノミーク ラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	4,770円 4,960円 4,960円	112,975円 117,406円 117,406円		

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を收容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	区分	1回線ごとに月額	
		料金額	備考
	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	4,499円	-
	専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		
	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	4,979円	
	64kbit/sの符号伝送が可能なもの	30,509円	
	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	32,875円	
	192kbit/sの符号伝送が可能なもの	35,152円	
	256kbit/sの符号伝送が可能なもの	37,488円	
	384kbit/sの符号伝送が可能なもの	42,160円	
	512kbit/sの符号伝送が可能なもの	46,833円	
	768kbit/sの符号伝送が可能なもの	56,178円	
	1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	70,195円	
1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	84,213円		
3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	126,265円		
4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	170,654円		
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	212,706円		

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を收容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	区分	1回線ごとに月額	
		料金額	備考
	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	5,773円	-
	専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		
	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	6,256円	
	64kbit/sの符号伝送が可能なもの	62,821円	
	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	68,933円	
	192kbit/sの符号伝送が可能なもの	74,936円	
	256kbit/sの符号伝送が可能なもの	81,012円	
	384kbit/sの符号伝送が可能なもの	93,163円	
	512kbit/sの符号伝送が可能なもの	105,315円	
	768kbit/sの符号伝送が可能なもの	129,619円	
	1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	166,074円	
1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	202,530円		
3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	311,897円		
4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	427,339円		
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	536,706円		

2-6の2 データ伝送機能
2-6の2-1 基本料

		1回線ごとに月額		
区分		料金額	備考	
データ伝送機能	中継局セリレー装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置を除きます。）により通信路の設定並びに伝送を行う機能	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	1,686円	
		上限伝送速度が128Kbit/sのもの	3,088円	
		上限伝送速度が192Kbit/sのもの	4,490円	
		上限伝送速度が256Kbit/sのもの	5,892円	
		上限伝送速度が384Kbit/sのもの	8,696円	
		上限伝送速度が500Kbit/sのもの	11,500円	
		上限伝送速度が1Mbit/sのもの	19,912円	
		上限伝送速度が2Mbit/sのもの	39,540円	
		上限伝送速度が3Mbit/sのもの	57,766円	
		上限伝送速度が4Mbit/sのもの	74,590円	
		上限伝送速度が5Mbit/sのもの	88,610円	
		上限伝送速度が6Mbit/sのもの	104,032円	
		上限伝送速度が7Mbit/sのもの	109,640円	
		上限伝送速度が8Mbit/sのもの	115,248円	
		上限伝送速度が9Mbit/sのもの	122,258円	
		上限伝送速度が10Mbit/sのもの	127,866円	
		クラス2のもの	上限伝送速度が500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの 最低伝送速度が300Kbit/sのもの
	上限伝送速度が1Mbit/sのもの		最低伝送速度が100Kbit/sのもの	4,321円
			最低伝送速度が500Kbit/sのもの	12,623円
	上限伝送速度が2Mbit/sのもの		最低伝送速度が200Kbit/sのもの	8,304円
			最低伝送速度が1Mbit/sのもの	21,875円
	上限伝送速度が3Mbit/sのもの		最低伝送速度が300Kbit/sのもの	12,214円
			最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	32,670円
	上限伝送速度が4Mbit/sのもの		最低伝送速度が400Kbit/sのもの	16,014円
			最低伝送速度が2Mbit/sのもの	43,467円
	上限伝送速度が5Mbit/sのもの		最低伝送速度が500Kbit/sのもの	19,633円
		最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	53,489円	
上限伝送速度が6Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの	22,632円		
	最低伝送速度が3Mbit/sのもの	63,514円		
上限伝送速度が7Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの	25,407円		
	最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	72,767円		
上限伝送速度が8Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	27,595円		
	最低伝送速度が4Mbit/sのもの	82,021円		
上限伝送速度が9Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	29,797円		
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	89,733円		
上限伝送速度が10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	32,109円		
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	97,443円		

2-6の2 データ伝送機能
2-6の2-1 基本料

		1回線ごとに月額		
区分		料金額	備考	
データ伝送機能	中継局セリレー装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置を除きます。）により通信路の設定並びに伝送を行う機能	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	1,922円	
		上限伝送速度が128Kbit/sのもの	3,465円	
		上限伝送速度が192Kbit/sのもの	5,008円	
		上限伝送速度が256Kbit/sのもの	6,551円	
		上限伝送速度が384Kbit/sのもの	9,637円	
		上限伝送速度が500Kbit/sのもの	12,723円	
		上限伝送速度が1Mbit/sのもの	21,981円	
		上限伝送速度が2Mbit/sのもの	43,583円	
		上限伝送速度が3Mbit/sのもの	63,642円	
		上限伝送速度が4Mbit/sのもの	82,158円	
		上限伝送速度が5Mbit/sのもの	96,045円	
		上限伝送速度が6Mbit/sのもの	113,018円	
		上限伝送速度が7Mbit/sのもの	119,190円	
		上限伝送速度が8Mbit/sのもの	125,362円	
		上限伝送速度が9Mbit/sのもの	131,534円	
		上限伝送速度が10Mbit/sのもの	137,706円	
		クラス2のもの	上限伝送速度が500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの 最低伝送速度が300Kbit/sのもの
	上限伝送速度が1Mbit/sのもの		最低伝送速度が100Kbit/sのもの	5,162円
			最低伝送速度が500Kbit/sのもの	14,173円
	上限伝送速度が2Mbit/sのもの		最低伝送速度が200Kbit/sのもの	9,869円
			最低伝送速度が1Mbit/sのもの	24,511円
	上限伝送速度が3Mbit/sのもの		最低伝送速度が300Kbit/sのもの	14,482円
			最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	36,577円
	上限伝送速度が4Mbit/sのもの		最低伝送速度が400Kbit/sのもの	18,957円
			最低伝送速度が2Mbit/sのもの	48,644円
	上限伝送速度が5Mbit/sのもの		最低伝送速度が500Kbit/sのもの	23,107円
		最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	59,847円	
上限伝送速度が6Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの	26,564円		
	最低伝送速度が3Mbit/sのもの	71,048円		
上限伝送速度が7Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの	29,820円		
	最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	81,387円		
上限伝送速度が8Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	32,320円		
	最低伝送速度が4Mbit/sのもの	91,725円		
上限伝送速度が9Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	34,818円		
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	99,486円		
上限伝送速度が10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	37,335円		
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	107,232円		

2-6の2-2 加算料

区分		1回線ごとに月額					
		料金額	備考				
データ伝送機能	中継局セルリレー装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置を除きます。）により通信路の設定並びに伝送を行う機能	クラス1のもの	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	422円			
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの	844円			
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの	1,266円			
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの	1,688円			
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの	2,532円			
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの	3,376円			
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの	5,908円			
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの	11,816円			
			上限伝送速度が3Mbit/sのもの	17,302円			
			上限伝送速度が4Mbit/sのもの	22,366円			
			上限伝送速度が5Mbit/sのもの	26,586円			
			上限伝送速度が6Mbit/sのもの	31,228円			
			上限伝送速度が7Mbit/sのもの	32,916円			
			上限伝送速度が8Mbit/sのもの	34,604円			
			上限伝送速度が9Mbit/sのもの	36,714円			
			上限伝送速度が10Mbit/sのもの	38,402円			
			クラス2のもの	上限伝送速度が500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	945円	
					最低伝送速度が300Kbit/sのもの	2,161円	
				上限伝送速度が1Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	1,215円	
		最低伝送速度が500Kbit/sのもの			3,714円		
		上限伝送速度が2Mbit/sのもの		最低伝送速度が200Kbit/sのもの	2,414円		
				最低伝送速度が1Mbit/sのもの	6,499円		
		上限伝送速度が3Mbit/sのもの		最低伝送速度が300Kbit/sのもの	3,591円		
				最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	9,748円		
		上限伝送速度が4Mbit/sのもの		最低伝送速度が400Kbit/sのもの	4,735円		
				最低伝送速度が2Mbit/sのもの	12,998円		
		上限伝送速度が5Mbit/sのもの		最低伝送速度が500Kbit/sのもの	5,824円		
				最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	16,015円		
		上限伝送速度が6Mbit/sのもの		最低伝送速度が600Kbit/sのもの	6,727円		
				最低伝送速度が3Mbit/sのもの	19,032円		
		上限伝送速度が7Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの	7,562円			
			最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	21,817円			
		上限伝送速度が8Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	8,221円			
	最低伝送速度が4Mbit/sのもの		24,603円				
	上限伝送速度が9Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	8,883円				
		最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	26,924円				
	上限伝送速度が10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	9,579円				
		最低伝送速度が5Mbit/sのもの	29,245円				

2-6の2-2 加算料

区分		1回線ごとに月額					
		料金額	備考				
データ伝送機能	中継局セルリレー装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置を除きます。）により通信路の設定並びに伝送を行う機能	クラス1のもの	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	528円			
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの	1,056円			
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの	1,584円			
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの	2,112円			
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの	3,168円			
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの	4,224円			
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの	7,392円			
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの	14,784円			
			上限伝送速度が3Mbit/sのもの	21,648円			
			上限伝送速度が4Mbit/sのもの	27,984円			
			上限伝送速度が5Mbit/sのもの	32,736円			
			上限伝送速度が6Mbit/sのもの	38,544円			
			上限伝送速度が7Mbit/sのもの	40,656円			
			上限伝送速度が8Mbit/sのもの	42,768円			
			上限伝送速度が9Mbit/sのもの	44,880円			
			上限伝送速度が10Mbit/sのもの	46,992円			
			クラス2のもの	上限伝送速度が500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	1,241円	
					最低伝送速度が300Kbit/sのもの	2,730円	
				上限伝送速度が1Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	1,637円	
		最低伝送速度が500Kbit/sのもの			4,720円		
		上限伝送速度が2Mbit/sのもの		最低伝送速度が200Kbit/sのもの	3,247円		
				最低伝送速度が1Mbit/sのもの	8,258円		
		上限伝送速度が3Mbit/sのもの		最低伝送速度が300Kbit/sのもの	4,826円		
				最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	12,387円		
		上限伝送速度が4Mbit/sのもの		最低伝送速度が400Kbit/sのもの	6,357円		
				最低伝送速度が2Mbit/sのもの	16,516円		
		上限伝送速度が5Mbit/sのもの		最低伝送速度が500Kbit/sのもの	7,777円		
				最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	20,349円		
		上限伝送速度が6Mbit/sのもの		最低伝送速度が600Kbit/sのもの	8,960円		
				最低伝送速度が3Mbit/sのもの	24,182円		
		上限伝送速度が7Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの	10,074円			
			最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	27,720円			
		上限伝送速度が8Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	10,930円			
	最低伝送速度が4Mbit/sのもの		31,258円				
	上限伝送速度が9Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	11,785円				
		最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	33,913円				
	上限伝送速度が10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	12,646円				
		最低伝送速度が5Mbit/sのもの	36,564円				

2-6の3~2-6の3-3 (略)

2-7 信号伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
共通線信号 網利用機能	ア 共通線信号網（特定端 末系事業者の装置相互間 を含みます。）を利用し て、PHS事業者のPH S端末の位置登録又は位 置情報取得等を行う機能	(略)	(略)	活用型PHS事業 者又は特定端末系 事業者に適用しま す。
	イ 共通線信号網を利用し て、ユーザ間情報通知を 行う機能			国際系事業者、中継 事業者、特定端末系 事業者又は活用型 PHS事業者に適 用します。
	ウ (略)			(略)

2-8 番号案内機能等

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 番号案内 サービス 接続機能 (中継交 換機等接 続)	第5条（標準的な接続箇所）第1項 の表中第4欄又は第5欄に規定す る箇所での接続により、番号案内台 （オペレータを含みます。以下同じ とします。）、その附帯設備（特定 協定事業者の伝送路設備及び特定 端末系事業者の番号案内データベ ース設備を含みます。以下2-8に おいて同じとします。）を利用し、 当社又は他事業者の契約者の契約 者回線番号等を案内する機能	1案内ごと に	85円	携帯・自動車電話事 業者、特定中継事業 者又は端末系事業 者に適用します。

2-6の3~2-6の3-3 (略)

2-7 信号伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
共通線信号 網利用機能	ア 削除	(略)	(略)	
	イ 共通線信号網を利用し て、ユーザ間情報通知を 行う機能			国際系事業者、中継 事業者又は特定端 末系事業者に適用 します。
	ウ (略)			(略)

2-8 番号案内機能等

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 番号案内 サービス 接続機能 (中継交 換機等接 続)	第5条（標準的な接続箇所）第1項 の表中第4欄又は第5欄に規定す る箇所での接続により、番号案内台 （オペレータを含みます。以下同じ とします。）、その附帯設備（特定 協定事業者の伝送路設備及び特定 端末系事業者の番号案内データベ ース設備を含みます。以下2-8に おいて同じとします。）を利用し、 当社又は他事業者の契約者の契約 者回線番号等を案内する機能	1案内ごと に	103円	携帯・自動車電話事 業者、特定中継事業 者又は端末系事業 者に適用します。

(2) 番号案内サービス接続機能 (端末回線線端等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する箇所での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	88円	活字型PHS事業者又は第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。	
(3) 番号データベース接続機能	ア(略)	(略)	(略)	(略)	
	イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	1案内ごとに	5.79円	特定端末系事業者に適用します。	
	ウ(略)	(略)	(略)	(略)	
(4) 番号情報データベース登録機能	当社の番号情報データベースに協定事業者の契約者の番号情報を登録する機能	1番号ごとに	4.68円	番号情報データベース登録事業者に適用します。	
(5) 番号情報データベース利用機能	当社の番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する機能	ア イ以外の場合	1番号ごとに	3.46円	番号情報データベース利用事業者に適用します。
		イ 番号情報データベースに契約者の番号情報が登録された日から当社が別に定める期間内の日を指定して、当該指定日に番号情報データベースに登録された番号情報のみを利用する場合	1番号ごとに	4.99円	番号情報データベース利用事業者に適用します。

(2) 番号案内サービス接続機能 (端末回線線端等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する箇所での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	106円	第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。	
(3) 番号データベース接続機能	ア(略)	(略)	(略)	(略)	
	イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	1案内ごとに	8.60円	特定端末系事業者に適用します。	
	ウ(略)	(略)	(略)	(略)	
(4) 番号情報データベース登録機能	当社の番号情報データベースに協定事業者の契約者の番号情報を登録する機能	1番号ごとに	5.41円	番号情報データベース登録事業者に適用します。	
(5) 番号情報データベース利用機能	当社の番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する機能	ア イ以外の場合	1番号ごとに	0.11円	番号情報データベース利用事業者に適用します。
		イ 番号情報データベースに契約者の番号情報が登録された日から当社が別に定める期間内の日を指定して、当該指定日に番号情報データベースに登録された番号情報のみを利用する場合	1番号ごとに	5.53円	番号情報データベース利用事業者に適用します。

(6) 番号案内先への通信実現機能	番号案内台及びその附帯設備を利用し、番号案内に係る通信を切断することなく、その案内先への通信を実現するための機能	1 通信ごとに	82 円	_____
-------------------	--	---------	------	-------

2-9 手動交換機能

区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1) 手動交換サービス接続機能	手動接続台（オペレータを含みます。以下同じとします。）及びその附帯設備（特定協定事業者の伝送路設備を含みます。以下2-9において同じとします。）と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信又は特定中継事業者から発信（その特定中継事業者の契約約款等に規定するものに限ります。以下2-9において同じとします。）する通信の手動交換を行う機能	1 通信ごとに	534 円	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用します。
(2) 手動コレクトサービス取扱機能	手動接続台及びその附帯設備と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信又は特定中継事業者から発信する通信について、着信課金の取扱いを行う機能	1 通信ごとに	161 円	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用します。

2-10 公衆電話機能

2-10-1 基本料

区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1 秒ごとに	1.0983 円	_____
(2) デジタル公衆電話発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1 秒ごとに	1.0394 円	_____

2-10-2 (略)

(6) 番号案内先への通信実現機能	番号案内台及びその附帯設備を利用し、番号案内に係る通信を切断することなく、その案内先への通信を実現するための機能	1 通信ごとに	17 円	_____
-------------------	--	---------	------	-------

2-9 手動交換機能

区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1) 手動交換サービス接続機能	手動接続台（オペレータを含みます。以下同じとします。）及びその附帯設備（特定協定事業者の伝送路設備を含みます。以下2-9において同じとします。）と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信又は特定中継事業者から発信（その特定中継事業者の契約約款等に規定するものに限ります。以下2-9において同じとします。）する通信の手動交換を行う機能	1 通信ごとに	657 円	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用します。
(2) 手動コレクトサービス取扱機能	手動接続台及びその附帯設備と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信又は特定中継事業者から発信する通信について、着信課金の取扱いを行う機能	1 通信ごとに	154 円	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用します。

2-10 公衆電話機能

2-10-1 基本料

区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1 秒ごとに	1.2855 円	_____
(2) デジタル公衆電話発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1 秒ごとに	1.2450 円	_____

2-10-2 (略)

2-1-1 その他の機能

区分	単位	料金額	備考	
(1) 市内通信機能	加入者交換機と市内伝送機能を併用して、相互接続通信において同一単位料金区域内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能	(略)	(略)	活用型PHS事業者又は中継事業者に適用します。
	(略)	(略)	(略)	
(2)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)	
(5) 課金秒数送出機能	共通線信号網を利用して、接続型PHS事業者が指定する利用者料金の課金のための情報を送信する機能	1通信ごとに	0.039370円	PHS接続地域事業者又は特定端末系事業者に適用します。
(6) リダイレクション網使用機能	ア 当社の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	(略)	(略)	携帯・自動車電話事業者、PHS接続地域事業者、国際系事業者、中継事業者、活用型PHS事業者又は端末系事業者に適用します。
	イ 特定中継事業者の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	(略)	(略)	
(7)～(9) 削除	(略)	(略)	(略)	
(10) PHS制御信号機能	加入者交換機及び共通線信号網を利用して、活用型PHS事業者の提供する着信転送機能においてPHS網制御局に転送先の契約者回線番号等の登録を行う機能	活用型PHS事業者の提供する着信転送機能の1契約者ごとに月額	1.6038円	活用型PHS事業者又は特定端末系事業者に適用します。
(11) 自動コネクタサービス接続機能	中継交換機及びその附帯設備と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信する通信について、着信課金による交換を行う機能	1通信ごとに	123円	特定中継事業者に適用します。
(12) DSL回線管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるD アイ以外のもの	1回線ごとに月額	61円	

2-1-1 その他の機能

区分	単位	料金額	備考	
(1) 市内通信機能	加入者交換機と市内伝送機能を併用して、相互接続通信において同一単位料金区域内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能	(略)	(略)	中継事業者に適用します。
	(略)	(略)	(略)	
(2)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)	
(5) 削除				
(6) リダイレクション網使用機能	ア 当社の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	(略)	(略)	携帯・自動車電話事業者、国際系事業者、中継事業者、PHS事業者又は端末系事業者に適用します。
	イ 特定中継事業者の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	(略)	(略)	
(7)～(10) 削除	(略)	(略)	(略)	
(11) 自動コネクタサービス接続機能	中継交換機及びその附帯設備と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信する通信について、着信課金による交換を行う機能	1通信ごとに	187円	特定中継事業者に適用します。
(12) DSL回線管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるD アイ以外のもの	1回線ごとに月額	54円	

	SL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	イ 端末回線伝送機能 2-1-1-1 第4欄ア(イ)①欄及びイ(イ)①欄に係るもの	1回線ごとに月額	59円	_____
(13) DSL回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおける故障の発生原因を特定するために対応する機能		1回線ごとに月額	29円	_____
(14) PHS基地局回線管理機能	協定事業者の基地局回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	59円	PHS事業者に適用します。
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線又は1波長ごとに月額	59円	_____
(16) IP通信網回線管理機能	協定事業者のIP通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	59円	_____
(17) 端末回線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続するものに限ります。)の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	59円	_____
(17)-2 下部端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	59円	_____
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1光信号分岐端末回線ごとに月額	59円	_____
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに月額	270円	_____
		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額	0.764円	_____

	SL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	イ 端末回線伝送機能 2-1-1-1 第4欄ア(イ)①欄及びイ(イ)①欄に係るもの	1回線ごとに月額	65円	_____
(13) DSL回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおける故障の発生原因を特定するために対応する機能		1回線ごとに月額	25円	_____
(14) PHS基地局回線管理機能	協定事業者の基地局回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	65円	PHS事業者に適用します。
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線又は1波長ごとに月額	65円	_____
(16) IP通信網回線管理機能	協定事業者のIP通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	65円	_____
(17) 端末回線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続するものに限ります。)の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	65円	_____
(17)-2 下部端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	65円	_____
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1光信号分岐端末回線ごとに月額	65円	_____
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに月額	280円	_____
		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額	0.771円	_____

(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	59円	_____
(21) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(22) 固定無線宅内設備管理機能	協定事業者の固定無線宅内設備の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1固定無線宅内設備ごとに月額	59円	_____

2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1)~(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 特別 收容局ルータ接続 ルーティング伝送 機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄のうち特別收容局ルータで接続し、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	ア~イ(略)	(略)	_____
	ウ LANインタフェースにより100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	105,098円	_____
	エ ATMインタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	117,101円	_____
	オ ISDN一次群速度ユーザ・網インタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	2,060円	_____

2-14 網同期クロック供給機能

1事業者あたり月額

区 分		料金額	備 考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	17,007円	_____

(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	65円	_____
(21) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(22) 削除				

2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1)~(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 特別 收容局ルータ接続 ルーティング伝送 機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄のうち特別收容局ルータで接続し、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	ア~イ(略)	(略)	_____
	ウ LANインタフェースにより100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	137,606円	_____
	エ ATMインタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	136,651円	_____
	オ ISDN一次群速度ユーザ・網インタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	3,329円	_____

2-14 網同期クロック供給機能

1事業者あたり月額

区 分		料金額	備 考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	16,786円	_____

第2 網改造料

1-1 網改造料の対象となる機能

区 分		備 考
(1)～(7) (略)	(略)	(略)
(8) PHS接続機能	当社のPHS接続装置（当社が指定する加入者交換機に係るソフトウェアを含みます。この料金表第1表第2（網改造料）において同じとします。）を利用して、活用型PHS事業者に係る通信を行うことができるようにする機能（パケット多重機能及びデジタル非制限モード通信機能を含みます。）	活用型PHS事業者に適用します。
(9) PHS網制御機能	当社のPHS網制御局を利用して、PHS事業者のPHS端末の位置登録等を行う機能	活用型PHS事業者に適用します。
(10) 活用型PHS事業者に係る発ID通知機能	活用型PHS事業者の基地局に向けて、発信者の契約者回線番号等を当社のPHS接続装置で付与する機能	活用型PHS事業者に適用します。
(11) 活用型PHS災害時優先電話接続機能	活用型PHS事業者の電気通信設備と当社のPHS接続装置の相互間で優先信号を送受信することにより重要通信を確保するためPHS接続装置で付与する機能	活用型PHS事業者に適用します。
(12) 活用型PHS事業者に係るデジタル通信モード接続に係る機能	活用型PHS事業者の電気通信設備に毎秒64キロビットで情報を送信する機能をPHS接続装置で付与する機能	活用型PHS事業者に適用します。
(13) 活用型PHS端末からのデジタル通信モード接続に係る機能	当社の電気通信設備を経由して活用型PHS事業者のPHS端末とデジタル通信モードにより接続する機能をPHS接続装置で付与する機能	活用型PHS事業者に適用します。
(14) 活用型PHS事業者に係る信号挿入機能	活用型PHS事業者から緊急通報用番号に接続するときに、当社が指定する信号をPHS接続装置で付与する機能	活用型PHS事業者に適用します。
(15) 活用型PHS事業者に係る警察消防異行政対応機能	活用型PHS事業者からの緊急通報用番号への接続において、基地局回線を収容する遠隔装置の属する行政区域とその遠隔装置を収容する当社のPHS接続装置の属する行政区域が異なる場合に、そのPHS接続装置を遠隔装置の属する行政区域の警察機関又は消防機関に接続する機能	活用型PHS事業者に適用します。
(16) 活用型PHS事業者と携帯・自動車電話事業者との接続に係る機能	当社の電気通信設備を経由して活用型PHS事業者の電気通信設備と携帯・自動車電話事業者の電気通信設備を接続する機能をPHS接続装置で付与する機能	活用型PHS事業者又は携帯・自動車電話事業者に適用します。
(17) 活用型PHS事業者と接続型PHS事業者との接続に係る機能	活用型PHS事業者の電気通信設備と、接続型PHS事業者の電気通信設備を当社の電気通信設備及びPHS接続地域事業者の電気通信設備を経由して接続	活用型PHS事業者又はPHS接続地域事業者に適用します。

第2 網改造料

1-1 網改造料の対象となる機能

区 分		備 考
(1)～(7) (略)	(略)	(略)
(8)～(17) 削除		

る機能	する機能をPHS接続装置で付与する機能	
(18)～(19) (略)	(略)	(略)
(20) 削除	(略)	(略)
(21) 活用型PHS事業者の着信転送に係る付加機能	活用型PHS事業者の着信転送機能及び当該機能を当社の利用者又は活用型PHS事業者の契約者が制御できるようにする付加機能	活用型PHS事業者に適用します。
(22) 活用型PHS事業者と中継事業者との接続に係る付加機能	当社の加入者交換機及び中継交換機を経由して活用型PHS事業者の電気通信設備と特定の中継事業者の電気通信設備を接続するための機能をPHS接続装置で付加する機能	活用型PHS事業者又は中継事業者に適用します。
(23) 活用型PHS事業者に対する着信単料金区域情報付与に係る付加機能	活用型PHS事業者に対して、通信が着信する端末回線の属する単料金区域の情報を、PHS接続装置で付与して基地局へ提供する付加機能	活用型PHS事業者に適用します。
(24) 活用型PHS事業者の一斉呼出しタイム値の変更に係る付加機能	PHS接続装置に登録された一斉呼出しタイム値を変更する付加機能	活用型PHS事業者に適用します。
(25)～(27) (略)	(略)	(略)
(28) PHS電話番号の1桁増加に係る付加機能	PHS電話番号を10桁から11桁に移行する機能及び1桁増加に対応していない旧型のPHS端末からの発信又は着信時等において新旧の電話番号の変換を行う機能をPHS接続装置及びPHS網制御局で付与する機能	活用型PHS事業者に適用します。
(29) 中継事業者を経由した活用型PHS事業者と衛星系事業者との接続に係る付加機能	当社の電気通信設備及び中継事業者の電気通信設備を経由して、活用型PHS事業者の電気通信設備と衛星系事業者の電気通信設備を接続する機能をPHS接続装置で付与する機能	衛星系事業者又は中継事業者に適用します。
(30)～(31) 削除	(略)	(略)
(32) 活用型PHS事業者の番号案内接続に係る付加機能	端末回線線端接続する場合において、活用型PHS事業者の基地局から104の接続番号を受信し、当社の番号案内サービスに接続する機能をPHS接続装置で付加する機能	活用型PHS事業者に適用します。
(33) 活用型PHS事業者に係るPHS接続装置跨がりハンドオーバー機能	異なる基地局を跨がって移動しても通信を継続するハンドオーバー機能を、異なるPHS接続装置に收容される基地局間にも拡張するための機能(活用型PHS事業者の基地局からISM折返し機能を利用してその事業者の電気通信設備に接続する場合において、異なるPHS接続装置に收容される基地局間でのハンドオーバー機能の提供開始及び提供終了をその事業者の選択により制御可能とするものを含みます。)	活用型PHS事業者に適用します。
(34)～(41) (略)	(略)	(略)

(18)～(19) (略)	(略)	(略)
(20)～(24) 削除	(略)	(略)
(25)～(27) (略)	(略)	(略)
(28)～(33) 削除	(略)	(略)
(34)～(41) (略)	(略)	(略)

(42) 削除	(略)	(略)
(43) 活用型PHS事業者のユーザ間情報通知機能	当社の電気通信設備と活用型PHS事業者の基地局との間でユーザ間情報を送受信することにより、活用型PHS事業者のユーザ間情報通知サービスを提供する機能	活用型PHS事業者に適用します。
(44) 活用型PHS事業者に係る発ID非通知理由送受信機能	活用型PHS事業者の利用者との通信において、発信者が契約者回線番号等を非通知としたとき等に、その非通知理由を送受信する機能を当社のPHS接続装置で付与する機能	活用型PHS事業者に適用します。
(45) 活用型PHS事業者への転送元ID通知機能	活用型PHS事業者の利用者が着信転送先として設定されているときに、転送元の契約者回線番号等を当社のPHS接続装置で付与する機能	活用型PHS事業者に適用します。
(46) 活用型PHS事業者の着信転送に係る転送元ID通知機能	活用型PHS事業者の利用者が着信転送の設定をしているとき、当該PHS端末の契約者回線番号等を転送元番号として当社のPHS接続装置で付与する機能	活用型PHS事業者に適用します。
(47) ~ (54) (略)	(略)	(略)
(55) PHS通信状況通知用通路設定機能	当社の電気通信設備が活用型PHS事業者の留守番センタ等からの応答信号を受信するまでの間、その留守番センタ等への接続状況を着信側の基地局から発信側端末設備に通知するための通路を設定する機能	活用型PHS事業者に適用します。
(56) PHS端末識別接続機能	活用型PHS事業者のPHS端末からISM折返し機能を利用してその事業者の電気通信設備に接続する場合において、その事業者のPHS端末からの発信であることを識別して接続する機能	活用型PHS事業者に適用します。

2 料金額

2-1 算出式

項目	内 容
年額料金	(略)
月額料金	当該設備の月額料金は、年額料金の12分の1とします。 年額料金の合計欄ただし書の場合であって、年額料金に変動があったときは、変動があった期日を含む月の翌月から月額料金を変更して適用します。

(42) ~ (46) 削除	(略)	(略)
(47) ~ (54) (略)	(略)	(略)
(55) ~ (56) 削除	_____	_____

2 料金額

2-1 算出式

項目	内 容
年額料金	(略)
月額料金	当該設備の月額料金は、年額料金の12分の1とします。 年額料金の合計欄イ欄の場合であって、年額料金に変動があったときは、変動があった期日を含む月の翌月から月額料金を変更して適用します。

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区 分		内 容
取付費比率	交換機械設備	0.312
	電力設備	0.931
	伝送機械設備	0.196
	無線機械設備	0.306
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.061
	土地及び通信用建物以外	(略)
共通割掛費比率		0.047

2-3 年額料金の算定に係る比率

区 分		内 容	
設備管理運営費比率	(1) (2) 以外の 場合	端末回線伝送機能	0.042
		端末系交換機能	(略)
		中継系交換機能	0.051
		中継伝送機能	0.038
		通信料対応設備合計	(略)
		データ系設備合計	(略)
		(2) 除却費を個 別に支払う場 合(個別管理対 象設備に限り ます。)	端末回線伝送機能
	端末系交換機能		(略)
	中継系交換機能		0.046
	中継伝送機能		0.036
	通信料対応設備合計		0.042
	データ系設備合計		0.082
	繰延資産比率		0.0114
	投資等比率	0.0022	
貯蔵品比率	0.0084		
他人資本比率	0.472		
自己資本比率	0.528		
他人資本利率	0.0138		
自己資本利益率	0.0121		
有利子負債以外の負債の比率	0.076		
有利子負債以外の負債の利子相当率	0.0135		
利益対応税率	0.5876		
貸倒率	(略)		

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区 分		内 容
取付費比率	交換機械設備	0.301
	電力設備	0.873
	伝送機械設備	0.235
	無線機械設備	0.168
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.082
	土地及び通信用建物以外	(略)
共通割掛費比率		0.044

2-3 年額料金の算定に係る比率

区 分		内 容	
設備管理運営費比率	(1) (2) 以外の 場合	端末回線伝送機能	0.038
		端末系交換機能	(略)
		中継系交換機能	0.044
		中継伝送機能	0.035
		通信料対応設備合計	(略)
		データ系設備合計	(略)
		(2) 除却費を個 別に支払う場 合(個別管理対 象設備に限り ます。)	端末回線伝送機能
	端末系交換機能		(略)
	中継系交換機能		0.040
	中継伝送機能		0.033
	通信料対応設備合計		0.041
	データ系設備合計		0.081
	繰延資産比率		0.0126
	投資等比率	0.0018	
貯蔵品比率	0.0083		
他人資本比率	0.469		
自己資本比率	0.531		
他人資本利率	0.0130		
自己資本利益率	0.0102		
有利子負債以外の負債の比率	0.073		
有利子負債以外の負債の利子相当率	0.0118		
利益対応税率	0.5298		
貸倒率	(略)		

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容														
(1)～(2) (略)	(略)														
(3) 工事費の見直し	当社は、2（工事費の額）2-1第1欄から第7欄まで、第9欄及び第10欄、第15欄から第21欄まで、並びに2-2第1欄及び第3欄に掲げる工事費の算定に用いられる作業時間を改めようとするときは、協定事業者と事前に協議を行うよう努めることとします。														
(4)～(9) (略)	(略)														
(10) 工事費の適用時間帯	<p>ア 2（工事費の額）に掲げる工事費の適用時間帯については、次表のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>適用時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日昼間</td> <td>8：30～17：00</td> </tr> <tr> <td>平日夜間</td> <td>5：00～8：30及び17：00～22：00</td> </tr> <tr> <td>平日深夜</td> <td>0：00～5：00及び22：00～24：00</td> </tr> <tr> <td>土日祝日昼夜間</td> <td>5：00～22：00</td> </tr> <tr> <td>土日祝日深夜</td> <td>0：00～5：00及び22：00～24：00</td> </tr> <tr> <td>土日祝日昼間</td> <td>8:30～17:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 2（工事費の額）2-1第1欄から第7欄まで、第9欄及び第10欄、第15欄から第17欄まで、第19欄から第21欄まで、第23欄及び第23-2欄、並びに第29欄から第32欄までに掲げる工事費の適用時間帯は、平日昼間に限るものとします。</p>	区分	適用時間帯	平日昼間	8：30～17：00	平日夜間	5：00～8：30及び17：00～22：00	平日深夜	0：00～5：00及び22：00～24：00	土日祝日昼夜間	5：00～22：00	土日祝日深夜	0：00～5：00及び22：00～24：00	土日祝日昼間	8:30～17:00
区分	適用時間帯														
平日昼間	8：30～17：00														
平日夜間	5：00～8：30及び17：00～22：00														
平日深夜	0：00～5：00及び22：00～24：00														
土日祝日昼夜間	5：00～22：00														
土日祝日深夜	0：00～5：00及び22：00～24：00														
土日祝日昼間	8:30～17:00														

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容																
(1)～(2) (略)	(略)																
(3) 工事費の見直し	当社は、2（工事費の額）2-1第10欄、第15欄から第21欄まで、並びに2-2第1欄及び第3欄に掲げる工事費の算定に用いられる作業時間を改めようとするときは、協定事業者と事前に協議を行うよう努めることとします。																
(4)～(9) (略)	(略)																
(10) 工事費の適用時間帯	<p>ア 2（工事費の額）に掲げる工事費の適用時間帯については、次表のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>適用時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日昼間</td> <td>8：30～17：00</td> </tr> <tr> <td>平日夜間</td> <td>5：00～8：30及び17：00～22：00</td> </tr> <tr> <td>平日深夜</td> <td>0：00～5：00及び22：00～24：00</td> </tr> <tr> <td>土日祝日昼夜間</td> <td>5：00～22：00</td> </tr> <tr> <td>土日祝日昼間</td> <td>8：30～17：00</td> </tr> <tr> <td>土日祝日夜間</td> <td>5：00～8：30及び17：00～22：00</td> </tr> <tr> <td>土日祝日深夜</td> <td>0：00～5：00及び22：00～24：00</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 2（工事費の額）2-1第10欄、第15欄から第17欄まで、第19欄から第21欄まで、第23欄及び第23-2欄、並びに第29欄から第32欄までに掲げる工事費の適用時間帯は、平日昼間に限るものとします。</p> <p>ウ 2（工事費の額）2-1第27-2欄及び第35欄から第37欄までに掲げる工事費のうち、平日夜間、平日深夜、土日祝日夜間、土日祝日深夜に係るものは、第68条（手続費の支払義務）第1項第30号の規定に基づき、指定時刻に当社が接続工事等を行う場合に限り適用します。</p>	区分	適用時間帯	平日昼間	8：30～17：00	平日夜間	5：00～8：30及び17：00～22：00	平日深夜	0：00～5：00及び22：00～24：00	土日祝日昼夜間	5：00～22：00	土日祝日昼間	8：30～17：00	土日祝日夜間	5：00～8：30及び17：00～22：00	土日祝日深夜	0：00～5：00及び22：00～24：00
区分	適用時間帯																
平日昼間	8：30～17：00																
平日夜間	5：00～8：30及び17：00～22：00																
平日深夜	0：00～5：00及び22：00～24：00																
土日祝日昼夜間	5：00～22：00																
土日祝日昼間	8：30～17：00																
土日祝日夜間	5：00～8：30及び17：00～22：00																
土日祝日深夜	0：00～5：00及び22：00～24：00																
(11) 指定時刻に接続工事等を行う場合の工事費の適用	第68条（手続費の支払義務）第1項第30号の規定に基づき指定時刻に当社が接続工事等を行う場合は、当該指定時刻が含まれる適用時間帯に応じた工事費を適用します。																

2 工事費の額
2-1 工事費

区 分		単 位	工事費の額	備 考
(1) PHS登録 工事費	活用品PHS事業者の契約者回線番号等を当社のPHS網制御局及びPHS接続装置へ登録する工事に要する費用	PHS網制御局及びPHS接続装置に登録する工事の場合	1 磁気媒体ごとに 33,055 円	ア 活用品PHS業者に適用します。 イ 登録する契約者回線番号は1磁気媒体あたり1,000番号までとします。
		PHS網制御局のみに登録する工事の場合	1 磁気媒体ごとに 30,310 円	
(2) PHS契約者回線番号削除工事費	当社のPHS網制御局及びPHS接続装置に登録された活用品PHS事業者の契約者回線番号等を削除する工事に要する費用	1 番号ごとに	512 円	活用品PHS業者に適用します。
(3) PHS利用停止工事費	活用品PHS事業者の契約者に対して、利用停止を行う工事に要する費用	PHS網制御局及びPHS接続装置に工事を行う場合	(7) 1磁気媒体ごとに 3,648 円	ア 活用品PHS業者に適用します。
			(イ) 1番号ごとに 464 円	イ 活用品PHS事業者は(7)又は(イ)のいずれかを選択して工事を申込みを要します。 ウ 登録する契約者回線番号は1磁気媒体あたり100番号までとします。
		PHS網制御局のみに工事を行う場合	(7) 1磁気媒体ごとに 3,282 円	ア 活用品PHS業者に適用します。
			(イ) 1番号ごとに 390 円	イ 活用品PHS事業者は、(7)又は(イ)のいずれかを選択して工事を申込みを要します。 ウ 登録する契約者回線番号は1磁気媒体あたり100番号までとします。

2 工事費の額
2-1 工事費

区 分	単 位	工事費の額	備 考
(1)～(9) 削除			

(4) PHS利用 停止解除工事 費	活用型PHS事業者の契約者に対して、利用停止の解除を行う工事に要する費用	PHS網制御局及びPHS接続装置に工事する場合	1番号ごとに	464円	活用型PHS事業者に適用します。
		PHS網制御局のみに工事する場合	1番号ごとに	390円	活用型PHS事業者に適用します。
(5) PHS着信 転送登録工事 費	活用型PHS事業者の着信転送機能契約者に係る契約者回線番号等をPHS網制御局及びPHS接続装置に登録する工事に要する費用		(7) 1磁気媒体100番号まで	2,111円	ア 活用型PHS事業者に適用します。 イ 活用型PHS事業者は、(7)から(イ)のいずれかを選択して工事を申込みことを要します。 ウ 登録する契約者回線番号は1磁気媒体あたり100番号までとします。
			(イ) 1磁気媒体50番号まで	1,306円	
			(ウ) 1磁気媒体10番号まで	677円	
			(エ) 1番号ごとに	506円	
(6) PHS着信 転送解除工事 費	活用型PHS事業者の着信転送機能契約者に係る契約者回線番号等の登録を解除する工事に要する費用		1番号ごとに	354円	活用型PHS事業者に適用します。
(7) PHS認証 情報変更工事 費	当社のPHS接続装置に登録された活用型PHS事業者の契約者回線番号等に係る認証情報を変更する工事に要する費用		(7) 1磁気媒体10番号まで	1,489円	ア 活用型PHS事業者に適用します。 イ 活用型PHS事業者は、(7)又は(イ)のいずれかを選択して工事を申込みことを要します。 ウ 登録する契約者回線番号は1磁気媒体あたり10番号までとします。
			(イ) 1磁気媒体1番号のとき	665円	
(8) PHS接続 装置データ設 定費	活用型PHS事業者に係る基地局回線を移転する工事に伴って、PHS接続装置に設定された情報を変更する工事に要する費用		1基地局回線ごとに	電話サービス契約約款に規定する工事費に相当する額	活用型PHS事業者に適用します。
(9) PHS着信 転送基本登録 工事費	着信転送機能をPHS接続装置に登録する工事に要する費用		(7) 1PHS接続装置あたり	201円	ア 活用型PHS事業者に適用します。 イ (7)の料金については、当該PHS接

		(イ) 20基地局回線ごとに	1,525円	統装置に着信転送機能を最初に登録するときに限り適用します。	
(10) VPN工事費	ア 当社の加入者交換機にVPNサービス機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	(略)	中継事業者（特定中継事業者を除きます。）に適用します。	
	イ 当社の加入者交換機に登録されたVPNサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるVPNサービス機能を登録する工事及びVPNサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1回線ごとに	3,191円		
(11) PHS基地局回線設置工事費	活用型PHS事業者が基地局回線を設置する工事に要する費用	1基地局回線ごとに	電話サービス契約約款に規定する施設設置負担金に相当する額	活用型PHS業者に適用します。	
(12) PHS基地局回線移転工事・収容替え工事費	活用型PHS事業者が、基地局回線を移転又は収容替える工事に要する費用	1基地局回線ごとに	電話サービス契約約款に規定する工事費に相当する額	ア 活用型PHS業者に適用します。 イ (略) ウ 活用型PHS事業者が事業許可を受けた業務区域内であって、PHS接続装置の回線の増設を伴わない場合に限り適用します。	
(13)～(14) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに	1,745円	特定中継業者に適用します。	
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	(略)	特定中継業者に適用します。	
(17) グループセキュリティサービス登録工事費	当社の加入者交換機にグループセキュリティサービスを登録する工事に要する費用	新設の場合	1回線ごとに	1,483円	特定中継業者に適用します。
		廃止の場合	1回線ごとに	(略)	

(10) VPN工事費	ア 当社の加入者交換機にVPNサービス機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	(略)	中継事業者（特定中継事業者を除きます。）に適用します。	
	イ 当社の加入者交換機に登録されたVPNサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるVPNサービス機能を登録する工事及びVPNサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1回線ごとに	3,190円		
(11) PHS基地局回線設置工事費	PHS事業者が基地局回線を設置する工事に要する費用	1基地局回線ごとに	電話サービス契約約款に規定する施設設置負担金に相当する額	PHS業者に適用します。	
(12) PHS基地局回線移転工事・収容替え工事費	PHS事業者が、基地局回線を移転又は収容替える工事に要する費用	1基地局回線ごとに	電話サービス契約約款に規定する工事費に相当する額	ア PHS業者に適用します。 イ (略) ウ PHS事業者が事業許可を受けた業務区域内であって、PHS接続装置の回線の増設を伴わない場合に限り適用します。	
(13)～(14) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに	1,744円	特定中継業者に適用します。	
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	(略)	特定中継業者に適用します。	
(17) グループセキュリティサービス登録工事費	当社の加入者交換機にグループセキュリティサービスを登録する工事に要する費用	新設の場合	1回線ごとに	1,482円	特定中継業者に適用します。
		廃止の場合	1回線ごとに	(略)	

(18) メンバーズ ネットサービ ス登録工事費	当社の加入者 交換機に特定 中継事業者の 契約約款等に 規定するメン バーズネット 機能（以下「メ ンバーズネッ トサービス」と いいます。）を 登録する工事 に要する費用	新設の場合	1 回 線 ご と に	平日昼間	4,149 円	特定中継事業者に 適用します。
				平日夜間	4,783 円	
				平日深夜	5,508 円	
				土日祝日 昼夜間	4,965 円	
				土日祝日 深夜	5,689 円	
		廃止の場合	1 回 線 ご と に	平日昼間	3,276 円	
				平日夜間	3,777 円	
				平日深夜	4,350 円	
				土日祝日 昼夜間	3,921 円	
				土日祝日 深夜	4,493 円	
(19) 特定中継事 業者利用停止 工事費	当社の加入者交換機に特定中 継事業者の契約者に対する利 用停止情報を登録する工事に 要する費用	1 回線ごとに	(略)	特定中継事業者に 適用します。		
(20) 特定中継事 業者契約不締 結工事費	当社の加入者交換機に特定中 継事業者の契約不締結情報を 登録する工事に要する費用	1 回線ごとに	(略)	特定中継事業者に 適用します。		
(21) 全国型着信 短縮ダイヤル 機能登録工事 費	当社の加入者交換機に特定端 末系事業者の契約約款等に規 定する全国型着信短縮ダイヤ ル機能を登録する工事に要す る費用	1 工事ごとに	6,864 円	特定端末系事業 者に適用します。		
(22)～(24) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

(18) メンバーズ ネットサービ ス登録工事費	当社の加入者 交換機に特定 中継事業者の 契約約款等に 規定するメン バーズネット 機能（以下「メ ンバーズネッ トサービス」と いいます。）を 登録する工事 に要する費用	新設の場合	1 回 線 ご と に	平日昼間	4,147 円	特定中継事業者に 適用します。
				平日夜間	4,776 円	
				平日深夜	5,493 円	
				土日祝日 昼夜間	4,954 円	
				土日祝日 深夜	5,673 円	
		廃止の場合	1 回 線 ご と に	平日昼間	3,275 円	
				平日夜間	3,771 円	
				平日深夜	4,338 円	
				土日祝日 昼夜間	3,913 円	
				土日祝日 深夜	4,480 円	
(19) 特定中継事 業者利用停止 工事費	当社の加入者交換機に特定中 継事業者の契約者に対する利 用停止情報を登録する工事に 要する費用	1 回線ごとに	(略)	特定中継事業者に 適用します。		
(20) 特定中継事 業者契約不締 結工事費	当社の加入者交換機に特定中 継事業者の契約不締結情報を 登録する工事に要する費用	1 回線ごとに	(略)	特定中継事業者に 適用します。		
(21) 全国型着信 短縮ダイヤル 機能登録工事 費	当社の加入者交換機に特定端 末系事業者の契約約款等に規 定する全国型着信短縮ダイヤ ル機能を登録する工事に要す る費用	1 工事ごとに	6,861 円	特定端末系事業 者に適用します。		
(22)～(24) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	ア 基本額	(7)(イ)以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間 (略)	移転先業者に適用します。
					平日夜間 1,287 円	
					平日深夜 1,482 円	
					土日祝日 1,336 円	
					昼夜間 1,531 円	
			(イ)当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間 (略)	
					平日夜間 788 円	
					平日深夜 907 円	
					土日祝日 818 円	
					昼夜間 937 円	
		イ(略)	(略)		(略)	(略)
(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除する工事に要する費用	ア ルーティング番号の削除する場合	(7)(イ)以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間 (略)	——
					平日夜間 1,287 円	
					平日深夜 1,482 円	
					土日祝日 1,336 円	
					昼夜間 1,531 円	
			(イ)当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間 580 円	
					平日夜間 668 円	
					平日深夜 770 円	
					土日祝日 694 円	
					昼夜間 795 円	
		イ ルーティング番号及び契約者回線番号等を削除する場合	(7)(イ)以外の場合	1 ルーティング番号及び契約者回線番号ごとに	平日昼間 1,251 円	ルーティング番号を指定した協定業者に適用します。
					平日夜間 1,442 円	
					平日深夜 1,661 円	
					土日祝日 1,497 円	
					昼夜間 1,715 円	
			(イ)当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号及び契約者回線番号ごとに	平日昼間 580 円	
					平日夜間 668 円	
					平日深夜 770 円	
					土日祝日 694 円	
					昼夜間 795 円	

(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	ア 基本額	(7)(イ)以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間 (略)	移転先業者に適用します。
					平日夜間 1,285 円	
					平日深夜 1,478 円	
					土日祝日 1,333 円	
					昼夜間 1,527 円	
			(イ)当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間 (略)	
					平日夜間 787 円	
					平日深夜 905 円	
					土日祝日 816 円	
					昼夜間 934 円	
		イ(略)	(略)		(略)	(略)
(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除する工事に要する費用	ア ルーティング番号の削除する場合	(7)(イ)以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間 (略)	——
					平日夜間 1,285 円	
					平日深夜 1,478 円	
					土日祝日 1,333 円	
					昼夜間 1,527 円	
			(イ)当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間 579 円	
					平日夜間 667 円	
					平日深夜 767 円	
					土日祝日 692 円	
					昼夜間 792 円	
		イ ルーティング番号及び契約者回線番号等を削除する場合	(7)(イ)以外の場合	1 ルーティング番号及び契約者回線番号ごとに	平日昼間 1,250 円	ルーティング番号を指定した協定業者に適用します。
					平日夜間 1,440 円	
					平日深夜 1,656 円	
					土日祝日 1,494 円	
					昼夜間 1,710 円	
			(イ)当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号及び契約者回線番号ごとに	平日昼間 579 円	
					平日夜間 667 円	
					平日深夜 767 円	
					土日祝日 692 円	
					昼夜間 792 円	

(26)-2 ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (イ)以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	2,233 円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。
					平日夜間	2,574 円	
					平日深夜	2,965 円	
					土日祝日 昼夜間	2,672 円	
					土日祝日 深夜	3,062 円	
			(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,007 円	
					平日夜間	1,161 円	
					平日深夜	1,337 円	
					土日祝日 昼夜間	1,205 円	
					土日祝日 深夜	1,380 円	
イ (略)	(略)	(略)	(略)				
(27) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)			

(26)-2 ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (イ)以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	2,232 円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。
					平日夜間	2,570 円	
					平日深夜	2,957 円	
					土日祝日 昼夜間	2,667 円	
					土日祝日 深夜	3,053 円	
			(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,006 円	
					平日夜間	1,159 円	
					平日深夜	1,333 円	
					土日祝日 昼夜間	1,202 円	
					土日祝日 深夜	1,376 円	
イ (略)	(略)	(略)	(略)				
(27) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)			

(27)-2 光屋内 配線工 事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）に係る工事に要する費用	ア 光屋内配線を新たに設置する場合	1工 事ご とに	平日 昼間	17,785円	_____
				土日 祝日 昼間	20,746円	_____
		イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合	1工 事ご とに	平日 昼間	12,001円	_____
				土日 祝日 昼間	14,361円	_____

(27)-2 光屋内 配線工 事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）に係る工事に要する費用	ア 光屋内配線を新たに設置する場合	1工 事ご とに	平日 昼間	17,646円	_____
				平日 夜間	19,926円	_____
				平日 深夜	22,528円	_____
				土日 祝日 昼間	20,575円	_____
				土日 祝日 夜間	20,575円	_____
				土日 祝日 深夜	23,180円	_____
		イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合	1工 事ご とに	平日 昼間	11,997円	_____
				平日 夜間	13,814円	_____
				平日 深夜	15,889円	_____
				土日 祝日 昼間	14,332円	_____
	土日 祝日 夜間	14,332円	_____			
	土日 祝日 深夜	16,409円	_____			

	ウ 既に設置された当社の光屋内配線をそのまま転用する場合	(7) 利用者宅内の壁面に既に設置された光成端盤（光屋内配線を終端しているものに限り、以下(イ)欄において同じとします。）を利用する場合	① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1 工事ごと	平日 昼間	8,650円	——
					土日 祝日 昼間	9,391円	——
			② 当社による当社の回線終端装置の撤去とは別に、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1 工事ごと	平日 昼間	10,682円	——
					土日 祝日 昼間	11,822円	——

	ウ 既に設置された当社の光屋内配線をそのまま転用する場合	(7) 利用者宅内の壁面に既に設置された光成端盤（光屋内配線を終端しているものに限り、以下(イ)欄において同じとします。）を利用する場合	① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1 工事ごと	平日 昼間	8,039円	——
					平日 夜間	8,609円	——
					平日 深夜	9,260円	——
					土日 祝日 昼間	8,771円	——
					土日 祝日 夜間	8,771円	——
					土日 祝日 深夜	9,423円	——
			② 当社による当社の回線終端装置の撤去とは別に、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1 工事ごと	平日 昼間	10,070円	——
					平日 夜間	10,948円	——
					平日 深夜	11,950円	——
					土日 祝日 昼間	11,198円	——
					土日 祝日 夜間	11,198円	——
					土日 祝日 深夜	12,201円	——

		(イ) 利用者宅内の壁面に新たに光成端盤を設置する場合	① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1工 事ご とに	平日 昼間	9,467円	——
					土日 祝日 昼間	10,407円	——
			② 当社による当社の回線終端装置の撤去とは別に、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1工 事ご とに	平日 昼間	11,505円	——
					土日 祝日 昼間	12,845円	——

		(イ) 利用者宅内の壁面に新たに光成端盤を設置する場合	① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1工 事ご とに	平日 昼間	8,883円	——
					平日 夜間	9,606円	——
					平日 深夜	10,432円	——
					土日 祝日 昼間	9,812円	——
					土日 祝日 夜間	9,812円	——
					土日 祝日 深夜	10,639円	——
			② 当社による当社の回線終端装置の撤去とは別に、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1工 事ご とに	平日 昼間	10,920円	——
					平日 夜間	11,952円	——
					平日 深夜	13,130円	——
					土日 祝日 昼間	12,245円	——
					土日 祝日 夜間	12,245円	——
					土日 祝日 深夜	13,425円	——

(28) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(29) 光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)の場合	(7)基本額	1 工事ごとに	6,912 円	_____
			(イ)加算額	1 工事ごとに	8,133 円	_____
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7)基本額	1 工事ごとに	1,422 円	_____
			(イ)加算額	1 工事ごとに	7,828 円	_____
(30) 光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線の場合	(7)基本額	1 工事ごとに	6,912 円	_____
			(イ)加算額	1 工事ごとに	12,196 円	_____
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7)基本額	1 工事ごとに	1,422 円	_____
			(イ)加算額	1 工事ごとに	10,372 円	_____
(31) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用			1 工事ごとに	8,749 円	_____
(33) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(28) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(29) 光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)の場合	(7)基本額	1 工事ごとに	6,910 円	_____
			(イ)加算額	1 工事ごとに	8,130 円	_____
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7)基本額	1 工事ごとに	1,421 円	_____
			(イ)加算額	1 工事ごとに	7,825 円	_____
(30) 光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線の場合	(7)基本額	1 工事ごとに	6,910 円	_____
			(イ)加算額	1 工事ごとに	12,192 円	_____
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7)基本額	1 工事ごとに	1,421 円	_____
			(イ)加算額	1 工事ごとに	10,368 円	_____
(31) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用			1 工事ごとに	8,746 円	_____
(33) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(34) 固定無線宅内設備設置等工事費	固定無線宅内設備の設置又は移設を行う工事に要する費用	1 工事ごとに		1 P 通信網サービス契約約款に規定する工事費に相当する額	_____
(35) 光信号分岐端末回線接続工事費	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日 昼間	4,361 円	_____
			土日 祝日 昼間	5,063 円	
(36) 光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置(既設未利用のものを新たに利用する場合を含みます。)する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日 昼間	1,456 円	_____
			土日 祝日 昼間	1,571 円	

(34) 削除	_____	_____	_____	_____	_____
(35) 光信号分岐端末回線接続工事費	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日 昼間	4,322 円	_____
			平日 夜間	4,862 円	
			平日 深夜	5,479 円	
			土日 祝日 昼間	5,017 円	
			土日 祝日 夜間	5,017 円	
			土日 祝日 深夜	5,633 円	
(36) 光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置(既設未利用のものを新たに利用する場合を含みます。)する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日 昼間	1,445 円	_____
			平日 夜間	1,534 円	
			平日 深夜	1,635 円	
			土日 祝日 昼間	1,559 円	
			土日 祝日 夜間	1,559 円	
			土日 祝日 深夜	1,660 円	

(37) 光信号分岐端末回線設置等加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を土日祝日昼間に実施する場合に加算する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに		1,650円	
(38) 融着接続工事費	光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限ります。）との接続を申込み場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事（光ファイバケーブル同士を融着して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限ります。）により接続する場合に要する費用	1 回線ごとに	平日 昼間	3,209円	
			土日 祝日 昼間	3,840円	

(37) 光信号分岐端末回線設置等加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場合に加算する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日 夜間	1,016円	
			平日 深夜	2,177円	
			土日 祝日 昼間	1,307円	
			土日 祝日 夜間	1,307円	
			土日 祝日 深夜	2,466円	
(38) 融着接続工事費	光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限ります。）との接続を申込み場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事（光ファイバケーブル同士を融着して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限ります。）により接続する場合に要する費用	1 回線ごとに	平日 昼間	3,208円	
			土日 祝日 昼間	3,832円	

2-2 2-1 以外の工事費

区 分		単 位	備 考
(1) ~ (2) (略)	(略)	(略)	(略)
(3) PHS 接続装置に係る収容替え工事費	活用型 PHS 事業者に係る基地局回線を遠隔装置から PHS 接続装置に収容替えする場合、その遠隔装置を撤去する場合、基地局回線を PHS 接続装置から当社が指定する加入者交換機に収容替えする場合、その PHS 接続装置を撤去する場合、基地局回線を遠隔装置から当社が指定する加入者交換機に収容替えする場合又はその遠隔装置を撤去する場合に要する費用	1 工事ごとに	活用型 PHS 事業者に適用します。

2-3 (略)

2-2 2-1 以外の工事費

区 分		単 位	備 考
(1) ~ (2) (略)	(略)	(略)	(略)
(3) PHS 接続装置に係る収容替え工事費	PHS 事業者に係る基地局回線を遠隔装置から PHS 接続装置に収容替えする場合、その遠隔装置を撤去する場合、基地局回線を PHS 接続装置から当社が指定する加入者交換機に収容替えする場合、その PHS 接続装置を撤去する場合、基地局回線を遠隔装置から当社が指定する加入者交換機に収容替えする場合又はその遠隔装置を撤去する場合に要する費用	1 工事ごとに	PHS 事業者に適用します。

2-3 (略)

2-4 2-3に適用する作業単金

区 分	単 位	内 容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	6,101 円
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	7,034 円
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,100 円
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	7,301 円
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,366 円

2-4 2-3に適用する作業単金

区 分	単 位	内 容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	6,099 円
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	7,023 円
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,078 円
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	7,286 円
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,342 円

第2 手続費

1 適用

区 分	内 容
(1)～(15) (略)	(略)

第2 手続費

1 適用

区 分	内 容
(1)～(15) (略)	(略)
(16) 申込者情報 確認結果即時通 知手続費の適用	申込者情報確認結果即時通知手続費については、2（手続費の額）第35欄に掲げる料金額に、各々の協定事業者の暦月ごとの申込者情報確認件数を申込者情報確認結果の即時通知を実現するための設備を利用している協定事業者の暦月ごとの申込者情報確認件数の合計（合計が0となる場合は、各々の協定事業者の暦月ごとの申込者情報確認件数を1とみなします。）で除して算定した比率を乗じて得た額を、当該各協定事業者に請求します。

2 手続費の額
2-1 手続費

区 分		単 位	手続費の額	備 考		
(1) PHS基地局回線設置手続費	活用型PHS事業者が、基地局回線を設置する場合の手続きに要する費用	1回線ごとに	電話サービス契約約款に規定する契約料に相当する額	活用型PHS事業者に適用します。		
(2) 料金回収手続費	別表2(接続形態)第2表において協定事業者が利用者料金設定事業者となる接続形態の場合であって、同別表第3表において当社が利用者料金請求事業者となるときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	ア イ 以 外 の 場 合	(7) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合	1内訳項目ごとに 月額	24.52円 当社が請求する利用者料金額の0.21%に相当する額	特定中継事業者に適用します。
			(イ) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を複数の協定事業者で共用する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	月額	当社が請求する利用者料金額の4.9%に相当する額	携帯・自動車電話事業者、活用型PHS事業者及び接続型PHS事業者に適用します。
				1通信ごとに	0.27円	
		(ロ) 当社の音声利用IP通信網サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	1内訳項目ごとに	26.74円		
			月額	当社が請求する利用者料金額の0.21%に相当する額		
		イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 手続費の額
2-1 手続費

区 分		単 位	手続費の額	備 考		
(1) PHS基地局回線設置手続費	PHS事業者が、基地局回線を設置する場合の 手続きに要する費用	1回線ごとに	電話サービス契約約款に規定する契約料に相当する額	PHS事業者に適用します。		
(2) 料金回収手続費	別表2(接続形態)第2表において協定事業者が利用者料金設定事業者となる接続形態の場合であって、同別表第3表において当社が利用者料金請求事業者となるときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	ア イ 以 外 の 場 合	(7) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合	1内訳項目ごとに 月額	27.84円 当社が請求する利用者料金額の0.27%に相当する額	特定中継事業者に適用します。
			(イ) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を複数の協定事業者で共用する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	月額	当社が請求する利用者料金額の5.7%に相当する額	携帯・自動車電話事業者及びPHS事業者に適用します。
				1通信ごとに	0.09円	
		(ロ) 当社の音声利用IP通信網サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	1内訳項目ごとに	29.33円		
			月額	当社が請求する利用者料金額の0.27%に相当する額		
		イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(3) 電話帳掲載 手数料	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	ア 50音別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに1掲載あたり	99円	—	
		イ 職業別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに1掲載あたり	195円	—	
(4) 番号情報データベース登録手数料	協定事業者から契約者の番号情報を番号情報データベースに登録するよう書面により請求された場合に、当該番号情報を番号情報データベースに登録するときに要する費用		1登録ごとに1番号あたり	215円	—	
(5) お客様情報照会書作成手数料	第98条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）又は第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第3項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合は手続きに要する費用		1件ごとに	(略)	中継事業者又は国際系事業者に適用します。	
(6) 利用契約締結手数料	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用		1件ごとに	(略)	みなし契約事業者に適用します。	
(7) 債権譲受手数料	第80条（債権譲受）の規定により、当社が協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金の債権をその協定事業者より譲り受けたときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	ア イ 以外 の場合	(7) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合	1内訳項目ごとに 月額	24.52円 当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金の債権をその協定事業者より譲り受けたときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	特定中継事業者に適用します。
			(イ) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を複数の協定事業者で共用する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	月額	当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金の4.9%に相当する額	携帯・自動車電話事業者及び無線呼出し事業者に適用します。
		イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(3) 電話帳掲載 手数料	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	ア 50音別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに1掲載あたり	98円	—	
		イ 職業別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに1掲載あたり	193円	—	
(4) 番号情報データベース登録手数料	協定事業者から契約者の番号情報を番号情報データベースに登録するよう書面により請求された場合に、当該番号情報を番号情報データベースに登録するときに要する費用		1登録ごとに1番号あたり	213円	—	
(5) お客様情報照会書作成手数料	第98条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）又は第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第3項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合は手続きに要する費用		1件ごとに	(略)	中継事業者又は国際系事業者に適用します。	
(6) 利用契約締結手数料	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用		1件ごとに	(略)	みなし契約事業者に適用します。	
(7) 債権譲受手数料	第80条（債権譲受）の規定により、当社が協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金の債権をその協定事業者より譲り受けたときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	ア イ 以外 の場合	(7) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合	1内訳項目ごとに 月額	27.84円 当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金の債権をその協定事業者より譲り受けたときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	特定中継事業者に適用します。
			(イ) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を複数の協定事業者で共用する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	月額	当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金の5.7%に相当する額	携帯・自動車電話事業者及び無線呼出し事業者に適用します。
		イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(8) みなし契約者に関する宛名情報提供手続費	第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先氏名及びその住所等の契約者情報等を磁気媒体により提供する場合は手続に要する費用		1件ごとに	15.06円	みなし契約業者に適用します。
(9) 料金請求回収代行手続費	第81条（利用者料金の請求回収代行）の規定により、協定事業者が請求、回収すべき利用者料金を当社が代行して請求、回収する場合の手続に要する費用	ア 協定事業者が請求、回収すべき利用者料金が電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係るものである場合	(7) 請求情報の授受等に係るもの	1内訳項目ごとに	9.16円
			(イ) 請求・収納・不払い対応に係るもの	1内訳項目ごとに	20.36円
	イ (略)		(略)	(略)	(略)

(8) みなし契約者に関する宛名情報提供手続費	第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報等を磁気媒体により提供する場合は手続に要する費用		1件ごとに	11.02円	みなし契約業者に適用します。
(9) 料金請求回収代行手続費	第81条（利用者料金の請求回収代行）の規定により、協定事業者が請求、回収すべき利用者料金を当社が代行して請求、回収する場合の手続に要する費用	ア 協定事業者が請求、回収すべき利用者料金が電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係るものである場合	(7) 請求情報の授受等に係るもの	1内訳項目ごとに	15.42円
			(イ) 請求・収納・不払い対応に係るもの	1内訳項目ごとに	24.21円
	イ (略)		(略)	(略)	(略)

(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	ア (略)	(略)	(略)	(略)	
		イ 第95条の3 (接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り) 第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等(電力設備及び空気調整設備を除きます。)を当社の通信用建物において搬出入する場合	1回ごとに	平日昼間 9,713円 平日夜間 11,198円 平日深夜 12,895円 土日祝日 11,623円 昼夜間 土日祝日 13,319円 深夜	_____	_____
		ウ 第95条の3第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等を当社の通信用建物内において当社の電気通信設備若しくは電力設備に接続し又は切断する場合	(7) (イ)以外の場合 1回ごとに	平日昼間 10,280円 平日夜間 11,852円 平日深夜 13,649円 土日祝日 12,302円 昼夜間 土日祝日 14,097円 深夜	_____	_____
		(イ) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光主配線盤に接続し又は切断する場合	1回ごとに	平日昼間 7,760円 平日夜間 8,947円 平日深夜 10,303円 土日祝日 9,287円 昼夜間 土日祝日 10,642円 深夜	_____	_____
		エ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合	1回ごとに	9,658円	_____	_____
(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の3 (DSL回線等に係る情報の提供) 第1項第1号の規定により、当社が線路条件(所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。)に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1回線ごとに	(略)	_____	_____	
(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3 (DSL回線等に係る情報の提供) 第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1回線ごとに	641円	_____	_____	
(13) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	ア (略)	(略)	(略)	(略)	
		イ 第95条の3 (接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り) 第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等(電力設備及び空気調整設備を除きます。)を当社の通信用建物において搬出入する場合	1回ごとに	平日昼間 9,710円 平日夜間 11,181円 平日深夜 12,860円 土日祝日 11,599円 昼夜間 土日祝日 13,280円 深夜	_____	_____
		ウ 第95条の3第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等を当社の通信用建物内において当社の電気通信設備若しくは電力設備に接続し又は切断する場合	(7) (イ)以外の場合 1回ごとに	平日昼間 10,277円 平日夜間 11,834円 平日深夜 13,611円 土日祝日 12,277円 昼夜間 土日祝日 14,056円 深夜	_____	_____
		(イ) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光主配線盤に接続し又は切断する場合	1回ごとに	平日昼間 7,758円 平日夜間 8,933円 平日深夜 10,275円 土日祝日 9,268円 昼夜間 土日祝日 10,611円 深夜	_____	_____
		エ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合	1回ごとに	9,655円	_____	_____
(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の3 (DSL回線等に係る情報の提供) 第1項第1号の規定により、当社が線路条件(所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。)に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1回線ごとに	(略)	_____	_____	
(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3 (DSL回線等に係る情報の提供) 第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1回線ごとに	640円	_____	_____	
(13) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(13)-2 DSL回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用			1回線ごとに	696円	—	
	イ 第52条(協定事業者の切分責任等)第3項の規定に基づき、そのDSL回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのDSL回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用			1回線ごとに	946円	申告事業者に適用します。	
(13)-3 DSL回線換算線路長等調査費	当社が線路条件(所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。)に関する情報を調査する場合に要する費用			1回線ごとに	(略)	—	
(14) 優先接続受付手続費	優先接続の受付に要する費用			1変更ごとに	191円	—	
(15) 光回線設備線路条件調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)の規定により、当社が光回線設備の線路条件の情報提供を行う場合の調査に要する費用	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(7) 基本額	①利用者の建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	6,199円	—
			(4) 加算額	②当社の通信用建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	(略)	—
		(4) 加算額		伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	1回線ごとの1調査ごとに	(略)	—
	イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備(光信号分岐端末回線を除きます。)の経過年数の調査に要する費用			1区間ごとに	1,629円	—	
	ウ 同条第2項に規定する光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(7) 基本額			1番号又は1住所ごとの1成功検索ごとに	(略)	—
	(4) 加算額	光信号端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)の調査を行う場合		1番号又は1住所ごとの1成功検索ごとに	(略)	—	
(16)~(20)(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	

(13)-2 DSL回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用			1回線ごとに	695円	—	
	イ 第52条(協定事業者の切分責任等)第3項の規定に基づき、そのDSL回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのDSL回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用			1回線ごとに	945円	申告事業者に適用します。	
(13)-3 DSL回線換算線路長等調査費	当社が線路条件(所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。)に関する情報を調査する場合に要する費用			1回線ごとに	(略)	—	
(14) 優先接続受付手続費	優先接続の受付に要する費用			1変更ごとに	297円	—	
(15) 光回線設備線路条件調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)の規定により、当社が光回線設備の線路条件の情報提供を行う場合の調査に要する費用	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(7) 基本額	①利用者の建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	6,197円	—
			(4) 加算額	②当社の通信用建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	(略)	—
		(4) 加算額		伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	1回線ごとの1調査ごとに	(略)	—
	イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備(光信号分岐端末回線を除きます。)の経過年数の調査に要する費用			1区間ごとに	1,628円	—	
	ウ 同条第2項に規定する光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(7) 基本額			1番号又は1住所ごとの1成功検索ごとに	(略)	—
	(4) 加算額	光信号端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)の調査を行う場合		1番号又は1住所ごとの1成功検索ごとに	(略)	—	
(16)~(20)(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	

(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2(事前照会)第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック(それを設置するために要するスペースが1基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限り、)を協定事業者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	9,627円	_____	
		イ 光信号局内伝送路のみを当社の通信用建物内に協定事業者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	(略)	_____	
(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2(事前照会)第2項第9号又は第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する事項の調査に要する費用		1 区間ごとに	1,934円	_____	
(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報(第10条の2(事前照会)第2項第8号に係るものに限り、)を提供する場合に要する費用	ア 提供可能時期の調査に要する費用	(7) 光信号端末回線(既に設置された当社の光屋内配線を除きます。)に係る情報を提供する場合	1 区間ごとに	4,179円	_____
			(イ) 既に設置された当社の光屋内配線に係る情報を提供する場合	1 区間ごとに	12,403円	_____
		イ 伝送損失の調査に要する費用	1 区間ごとに	2,794円	_____	

(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2(事前照会)第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック(それを設置するために要するスペースが1基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限り、)を協定事業者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	9,624円	_____	
		イ 光信号局内伝送路のみを当社の通信用建物内に協定事業者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	(略)	_____	
(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2(事前照会)第2項第9号又は第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する事項の調査に要する費用		1 区間ごとに	1,933円	_____	
(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報(第10条の2(事前照会)第2項第8号に係るものに限り、)を提供する場合に要する費用	ア 提供可能時期の調査に要する費用	(7) 光信号端末回線(既に設置された当社の光屋内配線を除きます。)に係る情報を提供する場合	1 区間ごとに	4,178円	_____
			(イ) 既に設置された当社の光屋内配線に係る情報を提供する場合	1 区間ごとに	12,399円	_____
		イ 伝送損失の調査に要する費用	1 区間ごとに	2,793円	_____	

(24) 自前工事 調整等作業 費	接続申込 者が接続 に必要な 装置等を 設置又は 撤去する 場合にお いて、そ の設置に 付随する 設計、工 事調整、 接続に必 要な装置 等の設置 又は撤去 の結果の 確認、そ の撤去に 伴う設備 情報の変 更管理、 その他の 作業に要 する費用	ア 接続 に必要 な装置 等の設 置に付 随する 設計に 要する 費用	(7) 接続に必要な装 置等を設置するた めのキャビネットラ ックを接続申込者が設 置する場合	1 通信用 建物ご との1 件 ごとに	48,826円	_____
			(イ) 接続に必要な装 置等を当社の電力 設備、クロック供給 装置又はその他の 電気通信設備のい ずれか2種類以上 に接続する場合	1 通信用 建物ご との1 件 ごとに	33,922円	_____
			(ロ) 接続に必要な装 置等を当社の電力 設備、クロック供給 装置又はその他の 電気通信設備のい ずれか1種類に接 続する場合	1 通信用 建物ご との1 件 ごとに	20,347円	_____
			(ハ) 複数のキャビネ ットラックに設置 された、1の接続申 込者に係る接続に 必要な装置等相互 間を接続する場合	1 通信用 建物ご との1 件 ごとに	18,193円	_____

(24) 自前工事 調整等作業 費	接続申込 者が接続 に必要な 装置等を 設置又は 撤去する 場合にお いて、そ の設置に 付随する 設計、工 事調整、 接続に必 要な装置 等の設置 又は撤去 の結果の 確認、そ の撤去に 伴う設備 情報の変 更管理、 その他の 作業に要 する費用	ア 接続 に必要 な装置 等の設 置に付 随する 設計に 要する 費用	(7) 接続に必要な装 置等を設置するた めのキャビネットラ ックを接続申込者が設 置する場合	1 通信用 建物ご との1 件 ごとに	48,810円	_____
			(イ) 接続に必要な装 置等を当社の電力 設備、クロック供給 装置又はその他の 電気通信設備のい ずれか2種類以上 に接続する場合	1 通信用 建物ご との1 件 ごとに	33,910円	_____
			(ロ) 接続に必要な装 置等を当社の電力 設備、クロック供給 装置又はその他の 電気通信設備のい ずれか1種類に接 続する場合	1 通信用 建物ご との1 件 ごとに	20,340円	_____
			(ハ) 複数のキャビネ ットラックに設置 された、1の接続申 込者に係る接続に 必要な装置等相互 間を接続する場合	1 通信用 建物ご との1 件 ごとに	18,187円	_____

		イ 接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	8,560円	_____
			(4) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	8,279円	_____
			(5) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,528円	_____
			(イ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,437円	_____
			ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,302円	_____
		エ 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用		1 通信用建物ごとの1件ごとに	5,387円	_____
(25) 固定無線宅内設備設置手続費	協定事業者が固定無線宅内設備を設置する場合に要する費用		1 固定無線宅内設備ごとに	IP通信網サービス契約約款に規定する契約料に相当する額		_____
(26) 光配線区域情報調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)第3項の規定により、当社が光配	ア 第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとに	8,280円	_____	_____

		イ 接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	8,557円	_____
			(4) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	8,276円	_____
			(5) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,526円	_____
			(イ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,434円	_____
			ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,300円	_____
		エ 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用		1 通信用建物ごとの1件ごとに	5,385円	_____
(25) 削除						_____
(26) 光配線区域情報調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)第3項の規定により、当社が光配	ア 第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとに	8,200円	_____	_____

	線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	イ 第2号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	1,558円	
		ウ 第3号に規定する光配線区域内の加入電話等施設数に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	2,752円	
(27) ルーティング番号登録工事等受付手続費	当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア イ以外の場合	1件ごとに	45円	_____
		イ ルーティング番号等削除工事（ルーティング番号のみを削除する場合に限ります。）又はルーティング番号変更工事を行う場合	1件ごとに	152円	
(28) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア イ以外の場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	755円	_____
		イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	355円	
(29) き線点情報調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合は調査に要する費用		1通信用建物ごとに	17,514円	_____
(30) き線点換算線路長調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合に要する費用		1電柱ごとに	(略)	_____
(31) メタリック加入者線	第99条の3（DSL回線等に係る情報	ア 机上調査を行う場合	1電柱ごとに	1,446円	_____

	線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	イ 第2号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	1,556円	
		ウ 第3号に規定する光配線区域内の加入電話等施設数に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	2,748円	
(27) ルーティング番号登録工事等受付手続費	当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア イ以外の場合	1件ごとに	39円	_____
		イ ルーティング番号等削除工事（ルーティング番号のみを削除する場合に限ります。）又はルーティング番号変更工事を行う場合	1件ごとに	93円	
(28) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア イ以外の場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	751円	_____
		イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	295円	
(29) き線点情報調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合は調査に要する費用		1通信用建物ごとに	17,461円	_____
(30) き線点換算線路長調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合に要する費用		1電柱ごとに	(略)	_____
(31) メタリック加入者線	第99条の3（DSL回線等に係る情報	ア 机上調査を行う場合	1電柱ごとに	1,445円	_____

と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	の提供)第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合は調査に要する費用	イ 現地調査を行う場合	1電柱ごとに	13,013円	_____	と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	の提供)第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合は調査に要する費用	イ 現地調査を行う場合	1電柱ごとに	13,009円	_____
(32) 接続工事等時刻指定手続費	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用		1件ごとに	6,790円	_____	(32) 接続工事等時刻指定手続費	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用		1件ごとに	平日 昼間 6,788円 平日 夜間 16,300円 平日 深夜 26,924円 土日 祝日 昼間 8,109円 土日 祝日 夜間 16,911円 土日 祝日 深夜 27,804円	_____
(33) 端末回線情報提供手続費	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用		月額	1,694,000円	_____	(33) 端末回線情報提供手続費	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用		月額	1,592,000円	_____
(34) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ア 第34条の10(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)第1項に規定する事項の調査に要する費用 イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用		1区間ごとに	2,239円	_____	(34) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ア 第34条の10(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)第1項に規定する事項の調査に要する費用 イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用		1区間ごとに	2,238円	_____
			1区間ごとに	2,093円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。				1区間ごとに	2,092円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。

ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	1区間ごとに	2,093円	_____
------------------------------	--------	--------	-------

2-2~2-3 (略)

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)

(1)~(5) (略)

(6) (略)

区分	内容
一般管理費比率	0.112

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)

(1) (略)

ア (略)

①~③ (略)

④ (略)

区分	内容
設備管理運営費比率	0.287
減価償却率	(略)

イ (略)

(2) (略)

ア~イ (略)

ウ (略)

区分	内容	
取付費比率	受電設備	1.150
	発電設備	0.798
	電源設備及び蓄電池設備	0.937
	空気調整設備	1.957
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.039

ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	1区間ごとに	2,092円	_____
(35) 申込者情報確認結果即時通知手続費	第99条の13(申込者情報確認結果の即時通知)第1項に規定する申込者情報確認結果を提供する場合の手続きに要する費用	月額	1,593,564円

2-2~2-3 (略)

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)

(1)~(5) (略)

(6) (略)

区分	内容
一般管理費比率	0.110

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)

(1) (略)

ア (略)

①~③ (略)

④ (略)

区分	内容
設備管理運営費比率	0.293
減価償却率	(略)

イ (略)

(2) (略)

ア~イ (略)

ウ (略)

区分	内容	
取付費比率	受電設備	1.095
	発電設備	0.677
	電源設備及び蓄電池設備	0.871
	空気調整設備	1.980
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.038

自己資本利益率	0.0253
(3) (略)	

自己資本利益率	0.0265
(3) (略)	

- 2 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料
 2-1 (略)
 2-2 料金額

1平方メートルごとに年額				
通信用建物が所属する 行政区域	通信用建物名	土地	通信用建物	
富山県	富山	(略)	21,859円	
	富山南	763円	12,630円	
	和合	194円	14,889円	
	水尻	515円	24,440円	
	呉羽	923円	7,683円	
	富山水橋	359円	12,357円	
	富山北	739円	31,979円	
	高岡	487円	23,251円	
	高岡市外	(略)	9,912円	
	高岡立野	634円	11,265円	
	戸出機械棟	533円	21,208円	
	新湊機械棟	528円	22,061円	
	堀岡	300円	20,377円	
	魚津	463円	22,470円	
	水見	498円	12,066円	
	富山湊川	625円	12,830円	
	黒部別	(略)	14,645円	
	鷹波	776円	14,853円	
	小矢部	(略)	11,374円	
	大沢野別	414円	9,820円	
	上滝	287円	12,726円	
	上市	292円	10,907円	
	入善	(略)	6,749円	
	婦中	(略)	20,047円	
	小杉	(略)	16,849円	
	太閤山	(略)	6,983円	
	大門	570円	17,911円	
	富山平	132円	16,957円	
	井波	234円	7,335円	
	福野	586円	19,047円	
	富山福光	586円	8,459円	
	富山岩瀬2	450円	15,470円	
	高岡伏木	488円	12,755円	
	高岡中田	394円	15,410円	
	富山柳田	731円	30,409円	
	梅檀野	153円	18,525円	
	富山立山	281円	20,419円	
	宇奈月	(略)	21,773円	
	富山朝日	(略)	38,505円	
	越中八尾	275円	17,146円	
	富山古里	610円	24,928円	
	城端	490円	9,456円	
	富山福岡別	588円	11,129円	
	津沢	340円	24,709円	
	入善南	167円	30,877円	
	石川県	鳴和	1,124円	26,342円
		金石	914円	13,294円
金沢弥生		1,147円	18,510円	
入江		1,464円	18,885円	
額		1,531円	18,726円	
金沢森本		748円	14,738円	
粟ヶ崎		1,395円	8,967円	
金沢3		956円	29,960円	
七尾		504円	34,473円	
徳田		355円	18,922円	
和倉		1,179円	10,724円	
石川小松		703円	22,904円	
符津		504円	8,541円	
中海		644円	11,346円	
輪島		407円	26,302円	
珠洲		676円	14,448円	
石川加賀		463円	15,104円	
片山津		(略)	12,734円	
山代		343円	20,609円	
羽咋		748円	19,322円	
邑知		325円	8,298円	
松任		571円	15,545円	
山中		1,222円	9,821円	
根上別		531円	17,563円	
寺井2		511円	14,266円	
辰口		743円	7,150円	
鶴来		1,283円	11,138円	
金沢西		990円	14,179円	

- 2 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料
 2-1 (略)
 2-2 料金額

1平方メートルごとに年額				
通信用建物が所属する 行政区域	通信用建物名	土地	通信用建物	
富山県	富山	(略)	21,840円	
	富山南	761円	12,617円	
	和合	193円	14,877円	
	水尻	514円	24,418円	
	呉羽	922円	7,679円	
	富山水橋	358円	12,345円	
	富山北	734円	31,949円	
	高岡	485円	23,228円	
	高岡市外	(略)	9,905円	
	高岡立野	631円	11,257円	
	戸出機械棟	531円	21,191円	
	新湊機械棟	526円	22,042円	
	堀岡	299円	20,359円	
	魚津	460円	22,453円	
	水見	497円	12,058円	
	富山湊川	621円	12,816円	
	黒部別	(略)	14,634円	
	鷹波	773円	14,843円	
	小矢部	(略)	11,367円	
	大沢野別	413円	9,812円	
	上滝	286円	12,717円	
	上市	290円	10,899円	
	入善	(略)	6,746円	
	婦中	(略)	20,032円	
	小杉	(略)	16,839円	
	太閤山	(略)	6,979円	
	大門	569円	17,897円	
	富山平	130円	16,947円	
	井波	233円	7,331円	
	福野	581円	19,035円	
	富山福光	584円	8,455円	
	富山岩瀬2	448円	15,458円	
	高岡伏木	487円	12,746円	
	高岡中田	392円	15,397円	
	富山柳田	725円	30,383円	
	梅檀野	152円	18,508円	
	富山立山	280円	20,403円	
	宇奈月	(略)	21,754円	
	富山朝日	(略)	38,465円	
	越中八尾	274円	17,131円	
	富山古里	603円	24,907円	
	城端	487円	9,451円	
	富山福岡別	586円	11,121円	
	津沢	339円	24,692円	
	入善南	166円	30,851円	
	石川県	鳴和	1,123円	26,320円
		金石	913円	13,282円
金沢弥生		1,144円	18,496円	
入江		1,453円	18,869円	
額		1,518円	18,710円	
金沢森本		746円	14,714円	
粟ヶ崎		1,394円	8,957円	
金沢3		955円	29,935円	
七尾		503円	34,445円	
徳田		353円	18,912円	
和倉		1,172円	10,713円	
石川小松		702円	22,882円	
符津		503円	8,525円	
中海		641円	11,337円	
輪島		406円	26,278円	
珠洲		672円	14,437円	
石川加賀		462円	15,092円	
片山津		(略)	12,724円	
山代		342円	20,592円	
羽咋		745円	19,301円	
邑知		324円	8,284円	
松任		570円	15,532円	
山中		1,220円	9,813円	
根上別		530円	17,549円	
寺井2		510円	14,256円	
辰口		741円	7,147円	
鶴来		1,274円	11,120円	
金沢西		989円	14,156円	

	野々市	789円	13,052円
	津幡	697円	8,850円
	石川河北	904円	18,642円
	志雄	(略)	20,719円
	押水	200円	17,238円
	田鶴浜	436円	21,530円
	鳥屋	408円	21,355円
	石川中島	280円	22,723円
	石川鹿島	292円	20,655円
	能都	781円	46,430円
	犀川	507円	23,035円
	粟津	258円	20,681円
	美川	539円	15,200円
	七塚木津	232円	15,987円
	内灘	(略)	26,981円
	石川	(略)	15,126円
	石川高松別	280円	6,016円
	富来	206円	27,813円
	穴水	440円	16,380円
	羽咋志賀別	376円	13,216円
	宝立	147円	14,886円
	久江	263円	14,895円
	鹿西	428円	25,870円
	門前	(略)	26,965円
	柳田	366円	20,192円
	石川内浦	(略)	21,827円
	能都小木	371円	12,558円
	金沢2	1,041円	29,971円
	町野	422円	14,790円
	鹿島能登島	181円	30,896円
福井県	福井2	714円	18,154円
	福井南	970円	14,168円
	麻生津	744円	10,868円
	敦賀	871円	20,324円
	武生局舎2	414円	12,167円
	福井小浜2	804円	13,417円
	東小浜	424円	32,879円
	福井大野	411円	10,488円
	福井勝山	425円	18,197円
	鯖江	586円	18,530円
	鯖江西	273円	36,387円
	福井松岡別	654円	8,732円
	福井三国	475円	9,360円
	芦原	260円	9,309円
	丸岡	549円	8,589円
	春江別	562円	12,396円
	山東	502円	59,641円
	上中	481円	22,726円
	福井高浜別	861円	15,141円
	福井東別	912円	15,926円
	福井森田	502円	6,937円
	西安居	354円	28,565円
	福井坂井	213円	14,085円
	福井朝日別	357円	28,563円
	福井清水	249円	21,139円
	福井	714円	37,533円
	足羽別	(略)	10,875円
	河和田	285円	17,313円
	永平寺	541円	22,408円
	金津別	386円	6,202円
	今立別	525円	10,163円
	福井三方別	191円	16,728円
	美浜	(略)	19,154円
	大飯	732円	19,388円
	今庄	544円	24,232円
	福井河合	270円	4,072円
	福井鶴	368円	22,441円
	五分市	624円	21,180円
	上志比	348円	30,313円
	福井池田	453円	26,751円
	南条	716円	23,450円
	福井宮崎	213円	32,147円
	名田庄	266円	19,607円
	越前	1,323円	15,822円
	荒土	314円	36,735円
	細呂木	127円	32,742円
	織田	422円	29,173円
岐阜県	岐阜	(略)	63,381円
	岐阜本荘	882円	16,781円
	長良	1,291円	25,674円
	長森	1,302円	27,832円

	野々市	788円	13,041円
	津幡	696円	8,836円
	石川河北	902円	18,622円
	志雄	(略)	20,701円
	押水	199円	17,224円
	田鶴浜	434円	21,512円
	鳥屋	407円	21,337円
	石川中島	279円	22,704円
	石川鹿島	291円	20,638円
	能都	777円	46,400円
	犀川	506円	23,014円
	粟津	257円	20,663円
	美川	537円	15,189円
	七塚木津	231円	15,974円
	内灘	(略)	26,957円
	石川	(略)	15,114円
	石川高松別	278円	6,007円
	富来	205円	27,787円
	穴水	438円	16,368円
	羽咋志賀別	375円	13,208円
	宝立	146円	14,878円
	久江	261円	14,886円
	鹿西	427円	25,851円
	門前	(略)	26,941円
	柳田	362円	20,177円
	石川内浦	(略)	21,808円
	能都小木	366円	12,549円
	金沢2	1,040円	29,947円
	町野	419円	14,778円
	鹿島能登島	178円	30,870円
福井県	福井2	713円	18,136円
	福井南	967円	14,156円
	麻生津	743円	10,860円
	敦賀	868円	20,307円
	武生局舎2	412円	12,157円
	福井小浜2	802円	13,402円
	東小浜	418円	32,848円
	福井大野	409円	10,480円
	福井勝山	424円	18,186円
	鯖江	584円	18,515円
	鯖江西	272円	36,354円
	福井松岡別	650円	8,725円
	福井三国	473円	9,353円
	芦原	258円	9,303円
	丸岡	546円	8,582円
	春江別	561円	12,388円
	山東	501円	59,617円
	上中	476円	22,712円
	福井高浜別	858円	15,130円
	福井東別	910円	15,911円
	福井森田	500円	6,927円
	西安居	349円	28,533円
	福井坂井	212円	14,074円
	福井朝日別	355円	28,542円
	福井清水	248円	21,115円
	福井	713円	37,496円
	足羽別	(略)	10,867円
	河和田	284円	17,299円
	永平寺	539円	22,387円
	金津別	384円	6,193円
	今立別	524円	10,155円
	福井三方別	190円	16,707円
	美浜	(略)	19,138円
	大飯	729円	19,372円
	今庄	542円	24,210円
	福井河合	269円	4,070円
	福井鶴	365円	22,426円
	五分市	622円	21,161円
	上志比	344円	30,287円
	福井池田	449円	26,728円
	南条	711円	23,426円
	福井宮崎	210円	32,119円
	名田庄	262円	19,595円
	越前	1,318円	15,809円
	荒土	312円	36,707円
	細呂木	126円	32,718円
	織田	419円	29,147円
岐阜県	岐阜	(略)	63,332円
	岐阜本荘	879円	16,766円
	長良	1,284円	25,649円
	長森	1,298円	27,810円

岐阜加納	1,432円	25,601円
黒野	853円	15,818円
芥見	497円	19,576円
大垣南	978円	16,596円
大垣西	668円	23,852円
大垣丸ノ内南	594円	13,642円
高山第二	1,930円	15,900円
東濃B	445円	22,638円
岐阜根本	738円	53,211円
岐阜関	674円	9,580円
小金田	383円	18,127円
岐阜中津川	541円	17,069円
瑞浪	373円	13,183円
岐阜羽島	684円	20,501円
恵那	684円	27,223円
恵那B	684円	16,318円
武並	390円	18,212円
中濃	894円	24,428円
土岐	336円	16,934円
各務原	608円	25,789円
鷺沼	682円	10,033円
可児	623円	27,120円
笠松	(略)	9,386円
佐波	598円	25,263円
養老	490円	19,136円
垂井	333円	16,448円
揖斐川	(略)	12,693円
岐阜北方	1,006円	12,699円
穂積	716円	17,526円
高富	736円	13,136円
郡上八幡	735円	19,497円
美濃白川	(略)	11,729円
下呂	635円	22,028円
荘川	55円	20,262円
飛騨古川	829円	10,028円
岐阜神岡	411円	21,933円
一宮川島	(略)	10,682円
岐阜殿美	367円	24,896円
岐阜赤坂	564円	7,377円
美濃坂本	288円	11,267円
第一落合	422円	40,160円
美濃	475円	10,707円
羽島南	562円	17,631円
下石	300円	5,413円
新駄知	600円	17,891円
美濃平田	521円	88,414円
養老東	340円	16,526円
岐阜神戸	538円	31,018円
輪之内	333円	92,490円
美濃池田	459円	9,547円
岐阜川辺	382円	14,997円
御高	326円	17,315円
笠原	366円	8,756円
陶	310円	6,733円
久々利	234円	20,563円
春里	409円	15,285円
海津	430円	88,962円
南濃	437円	13,218円
岐阜石津	436円	23,209円
揖斐大野	192円	15,008円
本巢	211円	50,445円
武芸川	328円	17,003円
岐阜大和	724円	13,366円
富加	374円	13,694円
八百津	355円	12,749円
美濃坂下	173円	16,235円
付知	293円	12,115円
美濃福岡	322円	13,750円
岩村	387円	6,304円
山岡	335円	11,793円
明智	724円	12,827円
岐阜萩原	1,169円	7,300円
飛騨国府	(略)	12,858円
美濃加茂北	199円	22,128円
前宮	(略)	10,345円
関ヶ原	396円	37,951円
岐阜白鳥	703円	27,223円
飛騨細江	372円	49,006円
岐阜粟野	554円	5,560円
美濃牧谷	239円	42,745円
釜戸	222円	11,974円

岐阜加納	1,429円	25,577円
黒野	845円	15,798円
芥見	494円	19,559円
大垣南	974円	16,582円
大垣西	661円	23,830円
大垣丸ノ内南	591円	13,629円
高山第二	1,927円	15,885円
東濃B	444円	22,619円
岐阜根本	736円	53,177円
岐阜関	671円	9,575円
小金田	382円	18,118円
岐阜中津川	539円	17,056円
瑞浪	372円	13,173円
岐阜羽島	679円	20,483円
恵那	679円	27,205円
恵那B	679円	16,304円
武並	387円	18,201円
中濃	883円	24,408円
土岐	335円	16,920円
各務原	606円	25,764円
鷺沼	680円	10,026円
可児	618円	27,093円
笠松	(略)	9,380円
佐波	596円	25,245円
養老	489円	19,120円
垂井	332円	16,434円
揖斐川	(略)	12,683円
岐阜北方	1,000円	12,688円
穂積	713円	17,511円
高富	734円	13,125円
郡上八幡	733円	19,482円
美濃白川	(略)	11,719円
下呂	633円	22,009円
荘川	54円	20,247円
飛騨古川	828円	10,020円
岐阜神岡	406円	21,914円
一宮川島	(略)	10,674円
岐阜殿美	366円	24,879円
岐阜赤坂	563円	7,372円
美濃坂本	287円	11,257円
第一落合	415円	40,124円
美濃	474円	10,700円
羽島南	556円	17,617円
下石	298円	5,410円
新駄知	590円	17,878円
美濃平田	520円	88,336円
養老東	337円	16,518円
岐阜神戸	537円	30,998円
輪之内	331円	92,398円
美濃池田	457円	9,540円
岐阜川辺	379円	14,983円
御高	325円	17,301円
笠原	365円	8,751円
陶	306円	6,728円
久々利	233円	20,549円
春里	405円	15,273円
海津	429円	88,881円
南濃	435円	13,208円
岐阜石津	434円	23,191円
揖斐大野	191円	14,996円
本巢	210円	50,413円
武芸川	326円	16,984円
岐阜大和	718円	13,353円
富加	372円	13,687円
八百津	353円	12,740円
美濃坂下	172円	16,222円
付知	291円	12,106円
美濃福岡	321円	13,739円
岩村	386円	6,300円
山岡	334円	11,778円
明智	721円	12,816円
岐阜萩原	1,162円	7,296円
飛騨国府	(略)	12,849円
美濃加茂北	197円	22,116円
前宮	(略)	10,323円
関ヶ原	393円	37,915円
岐阜白鳥	698円	27,199円
飛騨細江	367円	48,964円
岐阜粟野	551円	5,556円
美濃牧谷	236円	42,707円
釜戸	220円	11,956円

	鶴里	161円	12,769円
	上石津	233円	14,917円
	名森	369円	95,295円
	墨俣	564円	13,939円
	岐阜美山	419円	8,976円
	谷合	365円	18,837円
	武儀	470円	18,017円
	高鷲	115円	9,984円
	美並	419円	16,734円
	七宗	568円	16,662円
	東白川	268円	16,988円
	加子母	294円	18,256円
	蛭川	311円	16,752円
	上矢作	250円	20,501円
	飛騨小坂	538円	59,288円
	飛騨竹原	435円	18,507円
	岐阜金山	795円	19,521円
	町方	542円	41,695円
	久々野	450円	14,586円
	奥飛騨温泉	145円	23,899円
	根尾	211円	22,744円
	蘇原	288円	28,540円
	黒南	(略)	13,091円
	岐阜黒川	309円	26,147円
	飛騨河合	216円	30,273円
静岡県	用宗	1,165円	14,313円
	静岡長沼	1,979円	12,482円
	城北	2,567円	20,607円
	静岡八幡	2,287円	23,958円
	静岡大谷	696円	15,699円
	静岡電々	6,281円	30,735円
	浜松	1,192円	30,225円
	精志	619円	16,810円
	浜松住吉	1,319円	14,382円
	三方原	1,064円	8,962円
	禰久呂	524円	10,646円
	中野町	684円	9,876円
	白羽	446円	9,170円
	芳川	606円	15,074円
	都田	595円	19,068円
	向宿別	(略)	27,194円
	増楽	964円	8,902円
	下香貫	1,254円	13,410円
	沼津高島	(略)	15,104円
	沼津原	1,130円	34,721円
	江ノ浦	806円	20,397円
	沼津第二	2,015円	19,966円
	沼津北	2,283円	39,953円
	静岡清水	848円	28,077円
	有度	999円	15,644円
	江尻	1,787円	11,717円
	三保	713円	10,556円
	南熱海	596円	8,616円
	第二熱海	1,217円	20,160円
	三島中郷	1,069円	34,715円
	北田町	2,112円	13,304円
	富士宮	(略)	13,199円
	伊東	518円	20,912円
	静岡伊東2	518円	14,132円
	八幡野	698円	17,244円
	静岡島田	1,672円	12,832円
	富士	688円	15,013円
	平垣	653円	12,456円
	富士鈴川	703円	5,313円
	富士岡	757円	10,470円
	鷹岡	528円	10,267円
	磐田	909円	23,324円
	焼津	(略)	11,684円
	大宮	744円	17,962円
掛川	550円	30,320円	
伊達方	256円	17,476円	
藤枝	1,013円	19,056円	
兵太夫	986円	8,706円	
御殿場	973円	18,544円	
玉穂	683円	12,094円	
袋井	1,203円	13,912円	
天竜	753円	10,226円	
浜北	681円	15,608円	
伊東下田	845円	20,763円	
裾野	(略)	12,359円	
湖西	918円	15,389円	

	鶴里	160円	12,762円
	上石津	232円	14,906円
	名森	368円	95,158円
	墨俣	563円	13,931円
	岐阜美山	417円	8,971円
	谷合	360円	18,808円
	武儀	466円	18,004円
	高鷲	114円	9,977円
	美並	417円	16,719円
	七宗	561円	16,650円
	東白川	264円	16,979円
	加子母	290円	18,235円
	蛭川	308円	16,742円
	上矢作	246円	20,485円
	飛騨小坂	535円	59,253円
	飛騨竹原	430円	18,496円
	岐阜金山	792円	19,504円
	町方	536円	41,668円
	久々野	447円	14,576円
	奥飛騨温泉	138円	23,880円
	根尾	210円	22,723円
	蘇原	284円	28,525円
	黒南	(略)	13,073円
	岐阜黒川	305円	26,132円
	飛騨河合	213円	30,250円
静岡県	用宗	1,163円	14,301円
	静岡長沼	1,973円	12,475円
	城北	2,564円	20,587円
	静岡八幡	2,286円	23,939円
	静岡大谷	688円	15,685円
	静岡電々	6,269円	30,705円
	浜松	1,189円	30,199円
	精志	618円	16,794円
	浜松住吉	1,316円	14,373円
	三方原	1,061円	8,956円
	禰久呂	523円	10,639円
	中野町	682円	9,870円
	白羽	444円	9,163円
	芳川	605円	15,063円
	都田	594円	19,033円
	向宿別	(略)	27,173円
	増楽	962円	8,894円
	下香貫	1,251円	13,399円
	沼津高島	(略)	15,093円
	沼津原	1,128円	34,688円
	江ノ浦	802円	20,381円
	沼津第二	2,008円	19,951円
	沼津北	2,264円	39,916円
	静岡清水	847円	28,053円
	有度	994円	15,630円
	江尻	1,783円	11,707円
	三保	711円	10,548円
	南熱海	592円	8,612円
	第二熱海	1,208円	20,143円
	三島中郷	1,068円	34,694円
	北田町	2,104円	13,294円
	富士宮	(略)	13,189円
	伊東	517円	20,887円
	静岡伊東2	517円	14,113円
	八幡野	693円	17,230円
	静岡島田	1,670円	12,824円
	富士	685円	15,000円
	平垣	652円	12,446円
	富士鈴川	702円	5,310円
	富士岡	756円	10,464円
	鷹岡	527円	10,260円
	磐田	906円	23,308円
	焼津	(略)	11,676円
	大宮	741円	17,944円
掛川	549円	30,291円	
伊達方	254円	17,467円	
藤枝	1,012円	19,038円	
兵太夫	984円	8,701円	
御殿場	972円	18,528円	
玉穂	679円	12,085円	
袋井	1,202円	13,903円	
天竜	749円	10,219円	
浜北	678円	15,593円	
伊東下田	839円	20,747円	
裾野	(略)	12,347円	
湖西	917円	15,377円	

河津	698円	18,994円
南伊豆	279円	27,185円
仁科	1,559円	9,458円
伊豆長岡	1,135円	15,322円
修善寺大仁	996円	23,067円
新函南	(略)	27,467円
中土狩	1,695円	10,235円
大井川	504円	26,046円
榛原	526円	16,910円
吉田町	521円	16,121円
浜岡	334円	22,007円
掛川菊川	832円	21,134円
引佐	692円	11,741円
静岡美和	588円	39,417円
服織	1,227円	53,915円
静岡沼津	1,832円	25,985円
富士大淵	540円	14,210円
湯ヶ島	680円	15,085円
青羽根	1,446円	20,023円
静岡岡部	988円	11,514円
静岡金谷	458円	10,570円
舞阪	667円	15,691円
新居	654円	19,304円
細江	565円	11,647円
伊左地	532円	11,482円
館山寺	472円	18,980円
静岡興津	1,220円	7,573円
小島	1,329円	27,872円
上野北山	372円	22,580円
川奈	722円	17,517円
宇佐美	856円	17,874円
富戸	901円	9,216円
初倉	629円	17,813円
富士見台	783円	17,518円
大藤	555円	16,489円
原谷	455円	13,940円
葉梨	674円	22,763円
御殿場神山	724円	13,212円
静岡山梨	767円	11,941円
中瀬	660円	11,114円
宮口	709円	6,685円
沼津御宿	884円	19,754円
新所原	1,018円	10,729円
熱川	363円	18,301円
稲取	516円	26,997円
丹那	351円	16,151円
韭山	1,473円	24,260円
大仁	1,961円	15,844円
中伊豆	314円	16,786円
須走	438円	16,125円
静岡小山	776円	9,744円
芝川	213円	40,554円
御前崎	320円	22,362円
相良	520円	13,165円
地頭方	246円	21,744円
小笠	(略)	16,331円
森町	(略)	6,374円
浅羽	445円	21,826円
静岡福田	(略)	5,503円
竜洋	(略)	18,264円
賤機	791円	16,926円
静岡水落	2,248円	27,630円
伊豆山	1,015円	24,954円
猪之頭	298円	25,112円
上井出	241円	41,402円
箕作	850円	18,335円
入出	(略)	14,460円
白須賀	246円	17,787円
伊東松崎	1,609円	19,316円
西伊豆	1,098円	12,733円
伊豆賀茂	596円	64,378円
静岡戸田	227円	34,297円
土肥	337円	8,935円
富士川	710円	8,586円
富士松野	319円	14,249円
蒲原	1,294円	11,118円
由比	1,014円	11,774円
静岡川根	766円	23,779円
大須賀	1,242円	18,221円
静岡豊岡	512円	38,631円
三ヶ日	682円	20,131円

河津	695円	18,977円
南伊豆	278円	27,167円
仁科	1,552円	9,454円
伊豆長岡	1,134円	15,309円
修善寺大仁	990円	23,048円
新函南	(略)	27,443円
中土狩	1,692円	10,228円
大井川	503円	26,022円
榛原	525円	16,897円
吉田町	520円	16,108円
浜岡	333円	21,985円
掛川菊川	831円	21,114円
引佐	691円	11,716円
静岡美和	585円	39,392円
服織	1,224円	53,864円
静岡沼津	1,830円	25,962円
富士大淵	535円	14,199円
湯ヶ島	677円	15,072円
青羽根	1,435円	20,011円
静岡岡部	986円	11,505円
静岡金谷	457円	10,561円
舞阪	666円	15,679円
新居	652円	19,276円
細江	562円	11,640円
伊左地	531円	11,475円
館山寺	471円	18,965円
静岡興津	1,217円	7,569円
小島	1,323円	27,852円
上野北山	370円	22,560円
川奈	720円	17,501円
宇佐美	854円	17,860円
富戸	897円	9,197円
初倉	627円	17,801円
富士見台	777円	17,504円
大藤	551円	16,470円
原谷	453円	13,932円
葉梨	668円	22,747円
御殿場神山	722円	13,203円
静岡山梨	766円	11,936円
中瀬	659円	11,107円
宮口	707円	6,684円
沼津御宿	883円	19,735円
新所原	1,016円	10,721円
熱川	361円	18,288円
稲取	513円	26,973円
丹那	349円	16,143円
韭山	1,462円	24,240円
大仁	1,956円	15,833円
中伊豆	313円	16,760円
須走	435円	16,116円
静岡小山	774円	9,736円
芝川	211円	40,530円
御前崎	318円	22,343円
相良	518円	13,153円
地頭方	245円	21,728円
小笠	(略)	16,319円
森町	(略)	6,371円
浅羽	443円	21,799円
静岡福田	(略)	5,501円
竜洋	(略)	18,249円
賤機	789円	16,907円
静岡水落	2,246円	27,607円
伊豆山	1,003円	24,932円
猪之頭	293円	25,094円
上井出	240円	41,376円
箕作	843円	18,326円
入出	(略)	14,452円
白須賀	245円	17,777円
伊東松崎	1,605円	19,300円
西伊豆	1,085円	12,723円
伊豆賀茂	590円	64,319円
静岡戸田	226円	34,271円
土肥	335円	8,928円
富士川	708円	8,579円
富士松野	317円	14,240円
蒲原	1,284円	11,111円
由比	1,012円	11,764円
静岡川根	762円	23,758円
大須賀	1,240円	18,206円
静岡豊岡	510円	38,605円
三ヶ日	679円	20,115円

	都筑	638円	25,847円
	宮口2	709円	20,612円
	掛川城東	(略)	23,875円
	韮山高原	171円	15,793円
	用沢	476円	21,233円
	中川根	659円	13,280円
	千頭	369円	13,712円
	掛川大東	(略)	23,759円
	気多	392円	18,573円
	天童佐久間	690円	13,256円
	静岡西浦	693円	21,333円
	南崎	394円	9,609円
	天童春野	302円	22,923円
愛知県	千種覚王山	2,521円	31,545円
	名古屋東山	1,985円	21,570円
	千種第二	2,374円	16,292円
	名古屋新東	3,905円	112,653円
	布池	3,382円	27,153円
	矢田	(略)	17,851円
	大曾根	1,735円	28,294円
	味鏡	1,487円	13,558円
	名古屋山田	1,221円	28,444円
	浄心	1,666円	16,824円
	笠島	3,005円	35,186円
	則武	2,756円	22,738円
	名古屋中村	2,052円	29,144円
	稲葉地	2,117円	19,895円
	名古屋中	1,402円	51,619円
	名古屋金山	3,150円	48,348円
	新広小路	3,283円	71,450円
	滝子	1,876円	18,938円
	瑞穂通	1,734円	20,476円
	八事	3,155円	17,706円
	名古屋中川	1,373円	12,355円
	下之一色	1,346円	26,355円
	名古屋港	(略)	33,950円
	稲永	1,051円	16,657円
	蓮徳	1,813円	13,063円
	笠寺	1,181円	14,143円
	大同	1,583円	20,647円
	名古屋守山	1,020円	24,812円
	名古屋緑	1,417円	27,823円
	平手	1,657円	18,079円
	鳴子第二	2,327円	20,390円
	名東	1,882円	25,531円
	猪子石	2,176円	22,955円
	猪高	2,514円	36,225円
	大白	2,262円	27,795円
	豊橋岩田	1,278円	11,199円
	豊橋花田	1,636円	28,192円
	豊橋南栄	1,261円	19,831円
	豊橋二川	1,113円	11,342円
	老津	723円	6,491円
	植田	724円	9,885円
	札木	617円	16,607円
	岡崎	591円	27,665円
	羽根	1,906円	18,166円
	矢作	529円	12,841円
	藤川	910円	4,501円
	岩津	(略)	7,843円
	尾張一宮	763円	18,689円
	一宮神山	1,738円	9,528円
	一宮羽根	671円	16,187円
	一宮萩原	571円	16,089円
	浅井	(略)	11,688円
	瀬戸陶栄	534円	11,607円
	愛知半田	816円	22,556円
	春日井	1,021円	20,277円
	勝川	1,536円	19,089円
	高蔵寺分室	650円	21,983円
	高蔵寺	1,708円	13,918円
	春日井坂下	779円	44,309円
	愛知豊川	1,067円	13,461円
	御油	1,036円	9,388円
	津島藤浪	1,320円	15,290円
	碧南2	815円	19,758円
	刈谷	768円	21,405円
	刈谷境	890円	18,265円
	愛知豊田	914円	24,259円
	豊田高上	1,935円	15,768円
	豊田寿	935円	19,636円

	都筑	632円	25,833円
	宮口2	707円	20,595円
	掛川城東	(略)	23,856円
	韮山高原	168円	15,782円
	用沢	475円	21,218円
	中川根	655円	13,270円
	千頭	365円	13,703円
	掛川大東	(略)	23,738円
	気多	389円	18,561円
	天童佐久間	683円	13,246円
	静岡西浦	682円	21,315円
	南崎	389円	9,603円
	天童春野	300円	22,901円
愛知県	千種覚王山	2,518円	31,517円
	名古屋東山	1,977円	21,552円
	千種第二	2,360円	16,279円
	名古屋新東	3,903円	112,543円
	布池	3,375円	27,128円
	矢田	(略)	17,836円
	大曾根	1,727円	28,268円
	味鏡	1,483円	13,543円
	名古屋山田	1,218円	28,419円
	浄心	1,663円	16,809円
	笠島	3,001円	35,155円
	則武	2,737円	22,717円
	名古屋中村	2,051円	29,119円
	稲葉地	2,112円	19,879円
	名古屋中	1,401円	51,581円
	名古屋金山	3,149円	48,307円
	新広小路	3,268円	71,380円
	滝子	1,871円	18,924円
	瑞穂通	1,731円	20,456円
	八事	3,150円	17,687円
	名古屋中川	1,369円	12,348円
	下之一色	1,343円	26,331円
	名古屋港	(略)	33,916円
	稲永	1,047円	16,646円
	蓮徳	1,810円	13,052円
	笠寺	1,177円	14,129円
	大同	1,577円	20,632円
	名古屋守山	1,016円	24,794円
	名古屋緑	1,414円	27,799円
	平手	1,656円	18,057円
	鳴子第二	2,316円	20,374円
	名東	1,878円	25,509円
	猪子石	2,171円	22,933円
	猪高	2,501円	36,193円
	大白	2,259円	27,771円
	豊橋岩田	1,274円	11,186円
	豊橋花田	1,630円	28,168円
	豊橋南栄	1,258円	19,813円
	豊橋二川	1,110円	11,334円
	老津	722円	6,488円
	植田	723円	9,878円
	札木	615円	16,596円
	岡崎	587円	27,640円
	羽根	1,903円	18,140円
	矢作	527円	12,831円
	藤川	909円	4,499円
	岩津	(略)	7,837円
	尾張一宮	762円	18,669円
	一宮神山	1,728円	9,521円
	一宮羽根	670円	16,163円
	一宮萩原	570円	16,076円
	浅井	(略)	11,679円
	瀬戸陶栄	531円	11,598円
	愛知半田	813円	22,538円
	春日井	1,016円	20,259円
	勝川	1,532円	19,069円
	高蔵寺分室	648円	21,958円
	高蔵寺	1,705円	13,906円
	春日井坂下	777円	44,283円
	愛知豊川	1,066円	13,451円
	御油	1,035円	9,382円
	津島藤浪	1,314円	15,278円
	碧南2	814円	19,740円
	刈谷	766円	21,388円
	刈谷境	886円	18,248円
	愛知豊田	913円	24,238円
	豊田高上	1,927円	15,755円
	豊田寿	933円	19,623円

猿投2	1,019円	7,494円
豊田高岡	910円	16,483円
豊田上郷	723円	14,681円
刈谷安城2	724円	24,041円
今村	3,974円	7,597円
西尾寄住	1,019円	11,572円
蒲郡2	1,250円	7,638円
犬山B	(略)	14,894円
犬山羽黒	769円	8,116円
常滑	895円	13,487円
一宮江南2	1,259円	7,339円
江南宮田	704円	8,634円
尾西	770円	11,930円
小牧機械棟	682円	6,750円
篠岡	606円	26,246円
小牧桜井	845円	50,334円
稲沢	1,901円	25,132円
豊橋新城	1,005円	14,944円
上野町	1,146円	11,836円
尾張横須賀B	741円	26,462円
大府	1,496円	8,050円
知多	775円	9,066円
知立2	1,641円	15,738円
尾張旭	1,146円	13,873円
愛知高浜	(略)	7,248円
岩倉	(略)	7,951円
豊明	888円	13,475円
東阿野	1,260円	17,304円
名古屋東郷	1,094円	10,029円
名古屋日進	702円	16,780円
長久手B	1,224円	18,377円
豊山	1,398円	46,880円
西春B	1,652円	17,570円
新川清洲	1,214円	16,674円
江南大口	895円	18,016円
扶桑	863円	7,983円
木曾川B	946円	10,984円
祖父江	676円	15,758円
海部	945円	15,045円
蟹江B	1,182円	18,801円
津島弥富	732円	10,465円
阿久比	620円	10,046円
東浦	(略)	10,637円
幸田	1,401円	21,348円
三好	1,808円	8,581円
設楽	(略)	13,505円
愛知御津	628円	6,363円
愛知田原2	1,181円	31,195円
渚美	321円	8,134円
広小路	3,283円	35,770円
名古屋万場	883円	18,038円
志段味	847円	13,799円
名古屋大森	1,835円	26,242円
河合	604円	12,356円
矢合	625円	12,146円
平和	594円	26,653円
寺沢	776円	16,523円
豊橋石巻	482円	16,682円
常盤	645円	17,725円
六ツ美	1,127円	52,433円
品野	1,843円	37,903円
水野	534円	10,303円
板山	908円	25,799円
亀崎	944円	9,238円
松平	581円	22,108円
保見	634円	6,922円
豊田駒場	792円	19,276円
刈谷桜井	1,414円	10,910円
刈谷明治	761円	11,678円
平坂	977円	19,532円
室場	596円	13,583円
三河大塚	921円	15,097円
形原	868円	6,919円
小鈴谷	416円	21,077円
尾張大野	706円	10,880円
大海	529円	10,416円
新城富岡	258円	15,774円
加木屋	1,297円	10,793円
永和	462円	11,709円
武豊	943円	8,683円
一色2	(略)	12,308円

猿投2	1,018円	7,485円
豊田高岡	909円	16,470円
豊田上郷	722円	14,670円
刈谷安城2	723円	24,007円
今村	3,952円	7,592円
西尾寄住	1,016円	11,562円
蒲郡2	1,248円	7,633円
犬山B	(略)	14,882円
犬山羽黒	768円	8,104円
常滑	889円	13,474円
一宮江南2	1,255円	7,335円
江南宮田	701円	8,628円
尾西	769円	11,914円
小牧機械棟	680円	6,746円
篠岡	604円	26,226円
小牧桜井	840円	50,288円
稲沢	1,899円	25,106円
豊橋新城	1,001円	14,932円
上野町	1,139円	11,813円
尾張横須賀B	738円	26,443円
大府	1,492円	8,045円
知多	772円	9,060円
知立2	1,640円	15,726円
尾張旭	1,143円	13,863円
愛知高浜	(略)	7,245円
岩倉	(略)	7,936円
豊明	885円	13,464円
東阿野	1,258円	17,289円
名古屋東郷	1,092円	10,021円
名古屋日進	701円	16,761円
長久手B	1,223円	18,356円
豊山	1,390円	46,833円
西春B	1,648円	17,548円
新川清洲	1,212円	16,650円
江南大口	894円	17,998円
扶桑	862円	7,979円
木曾川B	943円	10,974円
祖父江	674円	15,745円
海部	943円	15,025円
蟹江B	1,179円	18,785円
津島弥富	731円	10,459円
阿久比	619円	10,038円
東浦	(略)	10,629円
幸田	1,400円	21,331円
三好	1,806円	8,575円
設楽	(略)	13,493円
愛知御津	626円	6,360円
愛知田原2	1,175円	31,159円
渚美	320円	8,129円
広小路	3,268円	35,742円
名古屋万場	880円	18,023円
志段味	845円	13,788円
名古屋大森	1,831円	26,222円
河合	601円	12,347円
矢合	624円	12,126円
平和	593円	26,631円
寺沢	774円	16,515円
豊橋石巻	481円	16,670円
常盤	641円	17,712円
六ツ美	1,125円	52,386円
品野	1,838円	37,882円
水野	532円	10,282円
板山	906円	25,780円
亀崎	943円	9,233円
松平	580円	22,090円
保見	633円	6,917円
豊田駒場	791円	19,261円
刈谷桜井	1,412円	10,904円
刈谷明治	759円	11,671円
平坂	973円	19,516円
室場	595円	13,573円
三河大塚	918円	15,089円
形原	865円	6,914円
小鈴谷	414円	21,061円
尾張大野	704円	10,873円
大海	526円	10,411円
新城富岡	256円	15,763円
加木屋	1,293円	10,786円
永和	461円	11,702円
武豊	942円	8,678円
一色2	(略)	12,299円

	上横須賀	698円	20,365円
	三好ヶ丘	1,204円	25,294円
	豊田藤岡	627円	12,932円
	三河一宮	1,769円	20,835円
	小坂井	(略)	7,556円
	東海栄東西	6,477円	23,582円
	豊橋	617円	31,594円
	南海部	488円	11,038円
	木場	669円	21,421円
	鍋田	(略)	19,368円
	八開	312円	22,282円
	南知多	641円	11,418円
	師崎	403円	14,593円
	愛知豊浜	503円	10,712円
	愛知美浜	362円	11,580円
	野間	474円	31,683円
	吉良	668円	10,975円
	幡豆	2,995円	15,314円
	豊富	296円	17,893円
	下山	105円	13,959円
	鳳来大野	1,311円	7,142円
	愛知野田	281円	11,996円
	赤羽根	292円	22,783円
	伊良湖岬	(略)	20,599円
	刈谷安城	724円	27,588円
	尾張横須賀	741円	31,983円
	篠島	1,564円	12,983円
	日間賀	683円	33,211円
	小原	120円	16,873円
	小渡	563円	19,608円
	東栄	469円	9,794円
	稲武	455円	13,856円
	鳳来	523円	13,006円
	菊井	1,664円	26,040円
	足助	980円	15,006円
	片田	257円	8,745円
三重県	高茶屋	774円	42,814円
	一身田	542円	12,909円
	津丸之内第4	489円	30,617円
	四日市B	544円	23,388円
	三ツ谷B	720円	10,303円
	四日市富田	831円	12,249円
	四日市水沢	340円	32,034円
	塩浜	636円	19,824円
	室山	585円	10,404円
	伊勢志摩2	652円	23,121円
	伊勢大湊	543円	12,805円
	松阪港	763円	26,124円
	松阪南	417円	20,406円
	松阪新座	545円	12,898円
	桑名	508円	22,327円
	七和	740円	11,080円
	伊賀上野	714円	30,495円
	鈴鹿B館	935円	38,445円
	鈴鹿白子	(略)	24,841円
	庄野	(略)	8,008円
	名張	595円	18,264円
	尾鷲	1,015円	30,667円
	三重亀山	(略)	10,603円
	鳥羽	385円	11,451円
	鳥羽第2	385円	25,841円
	熊野第二	1,251円	11,062円
	久居	538円	17,083円
	真弁	374円	23,150円
	菟野	587円	8,292円
	三重関	(略)	22,434円
	伊勢大湊	259円	30,044円
	大台	361円	17,711円
	阿児	598円	22,588円
	津丸之内第3	489円	22,716円
	小山田	(略)	17,596円
	県	323円	12,833円
	保々	302円	32,551円
	下野	575円	23,156円
	伊勢豊浜	261円	18,210円
	伊勢南	339円	22,535円
	天名	286円	20,836円
	伊勢若松	(略)	24,222円
	東員	(略)	33,009円
	河芸	418円	20,547円
	多気	177円	26,033円

	上横須賀	697円	20,354円
	三好ヶ丘	1,198円	25,272円
	豊田藤岡	624円	12,923円
	三河一宮	1,761円	20,819円
	小坂井	(略)	7,552円
	東海栄東西	6,471円	23,560円
	豊橋	615円	31,564円
	南海部	487円	11,032円
	木場	666円	21,402円
	鍋田	(略)	19,339円
	八開	311円	22,259円
	南知多	635円	11,404円
	師崎	401円	14,584円
	愛知豊浜	500円	10,706円
	愛知美浜	360円	11,572円
	野間	470円	31,658円
	吉良	666円	10,967円
	幡豆	2,988円	15,304円
	豊富	295円	17,881円
	下山	104円	13,952円
	鳳来大野	1,305円	7,139円
	愛知野田	280円	11,988円
	赤羽根	290円	22,764円
	伊良湖岬	(略)	20,582円
	刈谷安城	723円	27,567円
	尾張横須賀	738円	31,961円
	篠島	1,547円	12,976円
	日間賀	675円	33,179円
	小原	119円	16,862円
	小渡	559円	19,595円
	東栄	468円	9,789円
	稲武	453円	13,846円
	鳳来	518円	12,989円
	菊井	1,662円	26,019円
	足助	976円	14,994円
	片田	256円	8,739円
三重県	高茶屋	772円	42,774円
	一身田	541円	12,899円
	津丸之内第4	488円	30,600円
	四日市B	542円	23,371円
	三ツ谷B	718円	10,295円
	四日市富田	829円	12,239円
	四日市水沢	338円	32,012円
	塩浜	634円	19,806円
	室山	584円	10,396円
	伊勢志摩2	649円	23,101円
	伊勢大湊	542円	12,787円
	松阪港	759円	26,106円
	松阪南	411円	20,389円
	松阪新座	543円	12,889円
	桑名	506円	22,306円
	七和	738円	11,082円
	伊賀上野	710円	30,469円
	鈴鹿B館	929円	38,411円
	鈴鹿白子	(略)	24,820円
	庄野	(略)	8,003円
	名張	592円	18,249円
	尾鷲	1,010円	30,640円
	三重亀山	(略)	10,595円
	鳥羽	382円	11,442円
	鳥羽第2	382円	25,820円
	熊野第二	1,237円	11,054円
	久居	531円	17,071円
	真弁	373円	23,130円
	菟野	586円	8,287円
	三重関	(略)	22,415円
	伊勢大湊	258円	30,022円
	大台	357円	17,695円
	阿児	597円	22,568円
	津丸之内第3	488円	22,704円
	小山田	(略)	17,582円
	県	321円	12,823円
	保々	301円	32,523円
	下野	573円	23,142円
	伊勢豊浜	260円	18,195円
	伊勢南	336円	22,521円
	天名	283円	20,824円
	伊勢若松	(略)	24,204円
	東員	(略)	32,980円
	河芸	417円	20,531円
	多気	176円	26,001円

高野尾	149円	33,127円
搦田	(略)	14,765円
伊勢寺	(略)	16,075円
松阪東黒部	344円	27,286円
松阪大石	146円	21,084円
桑名深谷	468円	15,615円
三重上野南	180円	74,266円
石薬師	251円	22,209円
三重長沢	225円	28,836円
比奈知	272円	43,750円
桔梗ヶ丘第一	(略)	25,043円
賀田	259円	29,202円
北輪内	674円	21,011円
野登	133円	27,145円
三重長岡	158円	39,145円
答志島	528円	18,301円
柳原	97円	18,379円
多度	200円	19,479円
伊勢長島	719円	15,518円
北勢	424円	9,355円
大安	(略)	26,676円
朝明	181円	37,375円
四日市楠	600円	13,415円
四日市朝日	450円	14,583円
椋本	169円	15,588円
安濃	173円	23,302円
一志	210円	15,599円
三重白山	97円	57,257円
三重嬉野	225円	13,751円
三雲	353円	12,414円
明和	375円	8,545円
伊勢玉城	458円	15,287円
伊勢二見	471円	20,256円
内城田	690円	19,752円
伊賀	194円	11,090円
伊賀平田	250円	67,442円
三重青山	146円	14,045円
大王	399円	8,506円
三重志摩	455円	25,674円
甲賀	646円	14,162円
紀伊長島	752円	12,922円
三重御浜	508円	14,704円
大安東	286円	15,985円
三重藤原	339円	17,329円
三重美里	365円	27,198円
香良洲	374円	13,149円
飯南	467円	30,634円
栃原	327円	28,922円
勢和	460円	22,508円
三重萩原	394円	30,490円
宿田曹	583円	28,861円
五ヶ所	464円	29,789円
南海	340円	13,048円
鳥ヶ原	160円	20,578円
浜島	438円	26,246円
安乗	461円	29,228円
三重磯部	329円	24,642円
三重九鬼	304円	34,390円
三重飛鳥	407円	19,802円
新鹿	282円	19,835円
二木島	579円	38,064円
美杉	356円	21,308円
三重奥津	337円	34,979円
飯高	515円	18,539円
伊勢志摩3	652円	34,827円
菅島	1,233円	48,367円
飯高川俣	240円	35,651円
阿山	110円	18,512円
矢口桂城	559円	34,998円
紀宝鶴殿	985円	18,753円
入鹿	218円	19,129円
海山	1,187円	21,624円
滋賀大津	993円	50,243円
堅田2	962円	24,848円
滋賀瀬田	1,139円	39,001円
石山	619円	17,880円
大津坂本2	1,081円	10,762円
におの浜	1,699円	46,295円
彦根3	648円	42,431円
河瀬	(略)	14,633円
稲枝	387円	8,346円

滋賀県

高野尾	147円	33,107円
搦田	(略)	14,755円
伊勢寺	(略)	16,065円
松阪東黒部	341円	27,268円
松阪大石	145円	21,072円
桑名深谷	466円	15,597円
三重上野南	179円	74,202円
石薬師	250円	22,193円
三重長沢	223円	28,816円
比奈知	266円	43,710円
桔梗ヶ丘第一	(略)	25,021円
賀田	257円	29,175円
北輪内	666円	20,994円
野登	131円	27,126円
三重長岡	156円	39,123円
答志島	516円	18,287円
柳原	96円	18,367円
多度	199円	19,464円
伊勢長島	717円	15,508円
北勢	423円	9,347円
大安	(略)	26,652円
朝明	180円	37,349円
四日市楠	598円	13,407円
四日市朝日	449円	14,564円
椋本	168円	15,578円
安濃	172円	23,287円
一志	209円	15,588円
三重白山	96円	57,221円
三重嬉野	224円	13,741円
三雲	351円	12,406円
明和	374円	8,538円
伊勢玉城	456円	15,276円
伊勢二見	470円	20,242円
内城田	686円	19,741円
伊賀	192円	11,082円
伊賀平田	247円	67,383円
三重青山	145円	14,035円
大王	397円	8,504円
三重志摩	453円	25,652円
甲賀	645円	14,143円
紀伊長島	743円	12,910円
三重御浜	503円	14,695円
大安東	285円	15,973円
三重藤原	337円	17,315円
三重美里	362円	27,180円
香良洲	373円	13,140円
飯南	464円	30,604円
栃原	325円	28,908円
勢和	457円	22,490円
三重萩原	389円	30,472円
宿田曹	579円	28,837円
五ヶ所	458円	29,764円
南海	337円	13,039円
鳥ヶ原	159円	20,565円
浜島	434円	26,229円
安乗	459円	29,207円
三重磯部	327円	24,622円
三重九鬼	299円	34,362円
三重飛鳥	402円	19,792円
新鹿	277円	19,821円
二木島	568円	38,031円
美杉	352円	21,293円
三重奥津	331円	34,959円
飯高	508円	18,526円
伊勢志摩3	649円	34,796円
菅島	1,207円	48,328円
飯高川俣	237円	35,630円
阿山	108円	18,497円
矢口桂城	551円	34,967円
紀宝鶴殿	973円	18,742円
入鹿	214円	19,119円
海山	1,182円	21,624円
滋賀大津	991円	50,199円
堅田2	961円	24,827円
滋賀瀬田	1,137円	38,972円
石山	617円	17,866円
大津坂本2	1,078円	10,753円
におの浜	1,677円	46,255円
彦根3	645円	42,393円
河瀬	(略)	14,621円
稲枝	386円	8,344円

滋賀県

滋賀長浜	542円	28,436円
近江八幡	728円	30,959円
六枚橋別館	967円	18,639円
八日市	872円	17,272円
草津	(略)	33,298円
常盤	(略)	15,594円
近江守山	563円	31,082円
守山北	1,082円	25,294円
粟東	651円	40,153円
野洲2	980円	33,175円
甲西	650円	13,004円
水口	347円	18,039円
滋賀甲賀	520円	5,435円
信楽	287円	38,535円
安土	790円	9,217円
近江日野	313円	30,397円
滋賀鶴川	373円	28,900円
五個荘	607円	15,585円
能登川	830円	22,591円
湖東	(略)	12,717円
秦荘	(略)	17,561円
愛知川	(略)	17,518円
滋賀多賀	972円	15,058円
滋賀山東	(略)	32,084円
米原	819円	12,469円
虎姫	216円	59,569円
滋賀湖北	219円	15,361円
ひわ	401円	23,845円
近江高月	(略)	28,133円
木之本	212円	36,749円
今津	207円	22,036円
安曇川	593円	31,505円
高島	423円	15,714円
新旭	247円	31,644円
関ノ津	168円	23,992円
滋賀志賀	259円	20,460円
和彦	188円	13,011円
金勝	(略)	7,491円
中主	(略)	26,530円
石部	(略)	6,773円
下田	552円	24,672円
菩提寺	754円	22,286円
近江甲南	345円	12,452円
滋賀蒲生	93円	15,523円
竜王	(略)	31,738円
豊郷	(略)	19,096円
甲良	(略)	12,840円
醒ヶ井	268円	24,329円
滋賀浅井	380円	27,398円
比叡平	505円	12,431円
小松	319円	102,875円
長浜局舎2	530円	55,734円
土山	307円	18,366円
滋賀大野	155円	24,588円
雲井	(略)	16,754円
柏原別館	212円	24,911円
朝日	219円	9,918円
中之郷	394円	28,539円
マキノ沢	288円	21,972円
船木	310円	21,168円
愛東	210円	13,351円
マキノ	285円	32,844円
途中	282円	20,413円
上田上別館	329円	63,578円
滋賀伊吹	143円	9,485円
近江大浦	(略)	30,956円
京都府		
紫野	3,712円	19,654円
京都北野	10,308円	13,573円
西陣別館	4,000円	35,785円
賀茂	3,033円	21,002円
京都吉田	3,841円	43,924円
壬生別館	4,063円	16,769円
京都	11,073円	36,886円
祇園	2,452円	31,790円
七条	2,002円	27,378円
京都南	2,500円	40,119円
嵯峨2	2,558円	15,520円
朱雀	2,325円	25,919円
深草	2,559円	17,595円
京都醍醐	2,456円	17,776円
伏見	3,332円	28,500円

滋賀長浜	541円	28,412円
近江八幡	724円	30,932円
六枚橋別館	965円	18,623円
八日市	870円	17,255円
草津	(略)	33,268円
常盤	(略)	15,583円
近江守山	561円	31,055円
守山北	1,080円	25,272円
粟東	650円	40,116円
野洲2	979円	33,145円
甲西	649円	12,985円
水口	346円	18,023円
滋賀甲賀	518円	5,420円
信楽	286円	38,504円
安土	789円	9,213円
近江日野	312円	30,371円
滋賀鶴川	372円	28,872円
五個荘	606円	15,574円
能登川	829円	22,569円
湖東	(略)	12,711円
秦荘	(略)	17,550円
愛知川	(略)	17,499円
滋賀多賀	970円	15,044円
滋賀山東	(略)	32,052円
米原	817円	12,462円
虎姫	215円	59,512円
滋賀湖北	218円	15,349円
ひわ	399円	23,824円
近江高月	(略)	28,113円
木之本	211円	36,717円
今津	206円	22,020円
安曇川	591円	31,481円
高島	421円	15,701円
新旭	246円	31,617円
関ノ津	167円	23,963円
滋賀志賀	258円	20,444円
和彦	187円	13,001円
金勝	(略)	7,488円
中主	(略)	26,503円
石部	(略)	6,771円
下田	551円	24,646円
菩提寺	749円	22,266円
近江甲南	344円	12,444円
滋賀蒲生	92円	15,516円
竜王	(略)	31,707円
豊郷	(略)	19,074円
甲良	(略)	12,834円
醒ヶ井	267円	24,308円
滋賀浅井	379円	27,377円
比叡平	502円	12,415円
小松	317円	102,782円
長浜局舎2	529円	55,684円
土山	306円	18,345円
滋賀大野	154円	24,570円
雲井	(略)	16,745円
柏原別館	211円	24,889円
朝日	218円	9,912円
中之郷	391円	28,517円
マキノ沢	286円	21,953円
船木	309円	21,143円
愛東	209円	13,345円
マキノ	284円	32,822円
途中	279円	20,404円
上田上別館	328円	63,513円
滋賀伊吹	142円	9,474円
近江大浦	(略)	30,931円
京都府		
紫野	3,703円	19,636円
京都北野	10,278円	13,562円
西陣別館	3,999円	35,755円
賀茂	3,031円	20,984円
京都吉田	3,829円	43,881円
壬生別館	4,062円	16,757円
京都	11,066円	36,855円
祇園	2,441円	31,762円
七条	2,001円	27,354円
京都南	2,497円	40,083円
嵯峨2	2,553円	15,509円
朱雀	2,324円	25,897円
深草	2,554円	17,581円
京都醍醐	2,453円	17,762円
伏見	3,325円	28,475円

淀	1,354円	17,057円
山科	1,976円	25,140円
京都桂	3,011円	32,216円
大原野	1,449円	19,037円
前田	807円	10,782円
福知山	2,169円	37,459円
京都舞鶴	939円	20,269円
舞鶴西	569円	28,924円
綾部	1,195円	21,346円
宇治2	1,597円	22,998円
京都新田	1,973円	23,569円
宮津	459円	33,875円
亀岡	1,679円	19,420円
城陽	1,071円	19,243円
京都西山	5,820円	22,523円
長岡京	3,618円	47,429円
京都八幡	1,049円	14,709円
山城田辺	(略)	28,519円
精華2	1,177円	22,352円
園部	1,311円	20,546円
岩滝	(略)	10,584円
加悦谷	(略)	16,126円
峰山	264円	21,548円
丹後大宮	142円	23,976円
網野	480円	29,581円
鞍馬	1,279円	25,728円
木幡	1,541円	17,332円
山城木津	1,377円	22,541円
福知山上川口	433円	17,880円
宮前	307円	14,234円
井手	587円	27,100円
山城町	689円	17,247円
山城加茂	807円	23,765円
京都八木	1,235円	14,594円
丹波町	352円	25,819円
京都弥栄	475円	30,571円
京都吉田別館	3,842円	29,227円
山城大原	308円	42,415円
祇園別館	(略)	23,356円
八田	135円	32,764円
三和	234円	23,019円
朱雀・桂2	3,011円	17,328円
何北	113円	27,481円
天ノ橋立	305円	33,036円
和束	(略)	21,870円
京北	791円	15,001円
京都美山	543円	25,626円
京都下山	376円	18,117円
京都日吉	436円	17,165円
瑞穂	280円	11,807円
和知	388円	48,480円
夜久野	115円	21,416円
丹後木津	592円	37,431円
丹後町	508円	29,868円
神野	399円	31,006円
久美浜	776円	34,503円
舞鶴八雲2	124円	184,656円
宇治田原	476円	20,784円
舞鶴岡田	205円	31,553円
京都大江	408円	24,662円
平野	240円	31,114円
伊根	145円	48,050円
都島	2,994円	22,437円
此花	1,822円	20,827円
大阪新町新	2,226円	27,102円
西	3,210円	20,112円
大阪港	2,026円	39,927円
大阪大正別館	2,043円	21,517円
天王寺	2,409円	16,216円
大阪桜川	1,418円	31,730円
日本橋北館	(略)	22,745円
西淀川	1,779円	21,932円
東淀川	3,314円	24,413円
東成	3,699円	21,515円
生野	1,668円	35,382円
巽	1,864円	24,427円
大阪旭	3,094円	23,108円
大阪城東	2,410円	20,969円
鶴野	3,050円	17,370円
桑津	2,474円	19,399円
阿倍野	3,502円	22,395円

大阪府

淀	1,351円	17,044円
山科	1,975円	25,120円
京都桂	3,005円	32,190円
大原野	1,445円	19,021円
前田	805円	10,774円
福知山	2,139円	37,425円
京都舞鶴	937円	20,254円
舞鶴西	568円	28,895円
綾部	1,187円	21,321円
宇治2	1,593円	22,980円
京都新田	1,964円	23,553円
宮津	456円	33,849円
亀岡	1,673円	19,404円
城陽	1,070円	19,230円
京都西山	5,808円	22,507円
長岡京	3,587円	47,385円
京都八幡	1,047円	14,694円
山城田辺	(略)	28,494円
精華2	1,174円	22,332円
園部	1,307円	20,522円
岩滝	(略)	10,576円
加悦谷	(略)	16,111円
峰山	263円	21,526円
丹後大宮	141円	23,958円
網野	479円	29,560円
鞍馬	1,276円	25,710円
木幡	1,538円	17,313円
山城木津	1,369円	22,522円
福知山上川口	430円	17,868円
宮前	304円	14,217円
井手	586円	27,068円
山城町	688円	17,234円
山城加茂	805円	23,744円
京都八木	1,232円	14,577円
丹波町	350円	25,799円
京都弥栄	472円	30,539円
京都吉田別館	3,830円	29,201円
山城大原	307円	42,379円
祇園別館	(略)	23,337円
八田	134円	32,742円
三和	232円	23,004円
朱雀・桂2	3,005円	17,316円
何北	111円	27,465円
天ノ橋立	303円	33,007円
和束	(略)	21,837円
京北	788円	14,992円
京都美山	541円	25,610円
京都下山	372円	18,109円
京都日吉	434円	17,156円
瑞穂	278円	11,796円
和知	385円	48,445円
夜久野	114円	21,402円
丹後木津	590円	37,399円
丹後町	502円	29,846円
神野	396円	30,974円
久美浜	771円	34,475円
舞鶴八雲2	123円	184,466円
宇治田原	474円	20,752円
舞鶴岡田	203円	31,529円
京都大江	407円	24,644円
平野	238円	31,090円
伊根	142円	48,001円
都島	2,991円	22,420円
此花	1,819円	20,811円
大阪新町新	2,225円	27,079円
西	3,193円	20,090円
大阪港	2,025円	39,891円
大阪大正別館	2,034円	21,500円
天王寺	2,400円	16,204円
大阪桜川	1,414円	31,702円
日本橋北館	(略)	22,727円
西淀川	1,775円	21,914円
東淀川	3,309円	24,393円
東成	3,698円	21,499円
生野	1,667円	35,353円
巽	1,858円	24,406円
大阪旭	3,089円	23,090円
大阪城東	2,402円	20,953円
鶴野	3,044円	17,357円
桑津	2,468円	19,382円
阿倍野	3,495円	22,378円

大阪府

長居	4,151円	30,649円
大阪住吉	2,770円	20,558円
天下茶屋	2,074円	12,168円
大阪淀川3	1,882円	61,020円
大阪三国	2,023円	22,785円
大阪鶴見	4,763円	28,209円
住之江	3,065円	20,257円
南港	1,310円	34,388円
大阪平野	3,228円	27,462円
北平野	2,385円	10,921円
大阪北	2,464円	34,354円
北	(略)	20,585円
堀川	3,752円	33,161円
豊崎	4,196円	28,930円
高津	2,578円	24,615円
大阪東	2,471円	38,274円
大阪中央ビル	4,211円	55,664円
塚	2,181円	28,406円
大阪石津	1,978円	19,150円
金岡	2,465円	17,025円
鳳	1,693円	25,511円
浜寺	2,150円	14,299円
登美丘	5,071円	20,477円
泉北	1,721円	20,699円
深井	1,839円	16,940円
初芝	2,055円	6,795円
南大阪2	1,445円	15,871円
東岸和田	3,426円	28,596円
山直	964円	5,051円
豊中	3,666円	27,708円
服部	3,598円	15,578円
庄内	3,208円	19,765円
池田石橋	2,993円	15,634円
池田別館	3,290円	20,893円
西吹田	2,622円	21,462円
吹田	1,794円	10,751円
千里	2,654円	20,460円
万国博	2,806円	13,873円
泉大津	1,709円	17,821円
高槻	(略)	28,550円
南高槻	2,207円	22,400円
茨木富田	1,317円	14,203円
安岡寺	2,445円	26,239円
上牧	1,880円	21,949円
水間	681円	12,989円
大阪守口	1,780円	24,654円
枚方	(略)	34,027円
枚野	3,519円	17,458円
中宮	2,126円	20,075円
香里丘	(略)	23,520円
津田	1,824円	25,321円
香里	4,655円	12,866円
茨木	2,010円	54,199円
星見	2,870円	26,831円
郡	2,239円	8,771円
平田	2,607円	31,340円
八尾	2,839円	13,978円
志紀	2,403円	26,501円
千塚	1,709円	15,231円
泉佐野	(略)	25,582円
大阪田尻	625円	31,019円
日根野2	715円	24,275円
富田林	800円	18,755円
金剛	3,476円	9,313円
佐備	2,360円	29,593円
寝屋川	1,546円	22,265円
池田	2,786円	23,677円
河内長野	2,197円	18,688円
三日月町	1,669円	17,298円
大阪松原	2,561円	28,685円
大阪大東	2,693円	25,517円
大阪和泉	1,410円	15,324円
三林	1,267円	8,155円
箕面	3,809円	23,435円
白島	2,238円	17,524円
柏原	1,657円	15,554円
柏原国分	1,447円	18,666円
羽曳野	1,279円	14,407円
門真	2,377円	12,989円
大和田	1,475円	13,569円
摂津	2,355円	16,789円

長居	4,146円	30,622円
大阪住吉	2,769円	20,542円
天下茶屋	2,067円	12,159円
大阪淀川3	1,879円	60,965円
大阪三国	2,018円	22,770円
大阪鶴見	4,758円	28,190円
住之江	3,061円	20,231円
南港	1,307円	34,359円
大阪平野	3,223円	27,440円
北平野	2,377円	10,914円
大阪北	2,458円	34,325円
北	(略)	20,566円
堀川	3,743円	33,132円
豊崎	4,188円	28,906円
高津	2,576円	24,593円
大阪東	2,470円	38,238円
大阪中央ビル	4,201円	55,613円
塚	2,166円	28,381円
大阪石津	1,971円	19,130円
金岡	2,461円	17,010円
鳳	1,690円	25,479円
浜寺	2,143円	14,288円
登美丘	5,058円	20,462円
泉北	1,717円	20,682円
深井	1,836円	16,920円
初芝	2,051円	6,785円
南大阪2	1,442円	15,859円
東岸和田	3,392円	28,572円
山直	961円	5,047円
豊中	3,656円	27,685円
服部	3,584円	15,562円
庄内	3,190円	19,744円
池田石橋	2,986円	15,617円
池田別館	3,282円	20,875円
西吹田	2,617円	21,444円
吹田	1,792円	10,743円
千里	2,652円	20,443円
万国博	2,798円	13,863円
泉大津	1,704円	17,799円
高槻	(略)	28,518円
南高槻	2,203円	22,381円
茨木富田	1,315円	14,194円
安岡寺	2,432円	26,218円
上牧	1,875円	21,921円
水間	678円	12,984円
大阪守口	1,779円	24,628円
枚方	(略)	33,995円
枚野	3,515円	17,443円
中宮	2,113円	20,059円
香里丘	(略)	23,495円
津田	1,822円	25,300円
香里	4,645円	12,849円
茨木	2,002円	54,150円
星見	2,858円	26,807円
郡	2,234円	8,765円
平田	2,590円	31,313円
八尾	2,834円	13,967円
志紀	2,398円	26,480円
千塚	1,701円	15,218円
泉佐野	(略)	25,557円
大阪田尻	624円	30,988円
日根野2	714円	24,254円
富田林	799円	18,740円
金剛	3,471円	9,306円
佐備	2,329円	29,566円
寝屋川	1,542円	22,244円
池田	2,769円	23,657円
河内長野	2,178円	18,673円
三日月町	1,646円	17,285円
大阪松原	2,552円	28,660円
大阪大東	2,690円	25,495円
大阪和泉	1,408円	15,312円
三林	1,264円	8,150円
箕面	3,807円	23,411円
白島	2,229円	17,509円
柏原	1,655円	15,538円
柏原国分	1,442円	18,649円
羽曳野	1,276円	14,386円
門真	2,373円	12,977円
大和田	1,474円	13,557円
摂津	2,350円	16,777円

淀川鳥飼	1,852円	22,048円
高砂	792円	20,421円
藤井寺	1,777円	27,216円
東大阪	2,777円	28,076円
北布施	2,636円	18,332円
大阪河内	2,229円	21,779円
枚岡	2,868円	22,250円
鴻池	1,885円	22,217円
泉南	821円	8,809円
四条畷	3,215円	15,122円
交野	2,362円	21,115円
大阪狭山	1,623円	18,293円
大阪尾崎	732円	16,488円
山崎	1,516円	14,577円
熊取	787円	7,721円
大阪岬	656円	21,921円
太子別館	782円	8,660円
美原	1,172円	13,378円
土佐堀	3,729円	30,377円
北浜R T	4,795円	15,402円
鳥之内南	3,380円	81,097円
西面	2,175円	20,914円
大岩	439円	12,783円
寝屋川高宮	2,916円	40,490円
大阪内田	893円	7,717円
箱作	562円	14,535円
豊中吉川	2,240円	33,743円
河南	269円	7,195円
内畑	(略)	16,790円
大阪横山	214円	25,714円
多奈川	310円	22,412円
赤阪	385円	33,163円
茨木2	2,010円	15,982円
茨木3	2,010円	20,709円
田尻別館	625円	29,218円
東能勢	507円	56,482円
野間中	253円	29,175円
能勢	324円	23,381円
淡輪	(略)	24,883円
兵庫御影	3,823円	43,302円
御影営業所	3,823円	43,623円
東灘	2,510円	17,442円
灘2	3,288円	7,627円
湊川	2,368円	27,680円
兵庫	1,799円	22,370円
神戸西	1,356円	30,572円
須磨	2,865円	17,918円
妙法寺	2,929円	13,083円
名谷	2,073円	21,747円
舞子	1,903円	13,437円
福田	2,409円	20,080円
塩屋	2,198円	15,417円
鈴蘭台	1,105円	23,972円
有馬	1,657円	19,592円
有馬温泉	790円	11,946円
山田2	(略)	24,066円
北神別館	(略)	78,230円
神戸港	2,947円	107,850円
葦合	(略)	19,028円
港島	2,263円	41,940円
兵庫三宮	3,861円	33,767円
神戸中電	3,002円	29,375円
岩岡	1,823円	7,880円
神出	182円	9,378円
戸谷	180円	31,735円
押部谷	220円	8,957円
伊川谷	1,382円	21,532円
姫路	1,040円	25,132円
姫路西	1,661円	30,271円
飾磨	915円	24,038円
広畑	764円	15,992円
網干	1,051円	13,023円
姫路白浜	1,139円	7,966円
御着	826円	7,049円
飾西	1,089円	18,642円
太市	849円	69,320円
兵庫姫路	1,147円	15,701円
尼崎	(略)	52,318円
尼崎西	2,483円	17,508円
尼崎東	2,578円	18,645円
尼崎北	3,293円	17,278円

兵庫県

淀川鳥飼	1,847円	22,028円
高砂	787円	20,405円
藤井寺	1,725円	27,197円
東大阪	2,772円	28,053円
北布施	2,632円	18,315円
大阪河内	2,222円	21,762円
枚岡	2,847円	22,234円
鴻池	1,878円	22,203円
泉南	820円	8,805円
四条畷	3,180円	15,109円
交野	2,352円	21,098円
大阪狭山	1,619円	18,283円
大阪尾崎	731円	16,477円
山崎	1,512円	14,564円
熊取	785円	7,708円
大阪岬	653円	21,908円
太子別館	781円	8,655円
美原	1,165円	13,368円
土佐堀	3,727円	30,351円
北浜R T	4,786円	15,388円
鳥之内南	3,374円	81,013円
西面	2,152円	20,893円
大岩	437円	12,772円
寝屋川高宮	2,892円	40,454円
大阪内田	892円	7,715円
箱作	560円	14,512円
豊中吉川	2,234円	33,712円
河南	268円	7,191円
内畑	(略)	16,777円
大阪横山	213円	25,695円
多奈川	309円	22,395円
赤阪	384円	33,135円
茨木2	2,002円	15,969円
茨木3	2,002円	20,692円
田尻別館	624円	29,195円
東能勢	505円	56,425円
野間中	251円	29,145円
能勢	322円	23,357円
淡輪	(略)	24,859円
兵庫御影	3,821円	43,259円
御影営業所	3,821円	43,585円
東灘	2,506円	17,429円
灘2	3,278円	7,619円
湊川	2,362円	27,660円
兵庫	1,798円	22,353円
神戸西	1,352円	30,547円
須磨	2,858円	17,906円
妙法寺	2,921円	13,084円
名谷	2,058円	21,729円
舞子	1,900円	13,426円
福田	2,388円	20,064円
塩屋	2,193円	15,406円
鈴蘭台	1,103円	23,953円
有馬	1,647円	19,576円
有馬温泉	789円	11,942円
山田2	(略)	24,046円
北神別館	(略)	78,156円
神戸港	2,943円	107,744円
葦合	(略)	19,013円
港島	2,248円	41,904円
兵庫三宮	3,859円	33,745円
神戸中電	3,000円	29,349円
岩岡	1,817円	7,875円
神出	181円	9,371円
戸谷	179円	31,706円
押部谷	219円	8,939円
伊川谷	1,381円	21,513円
姫路	1,039円	25,109円
姫路西	1,653円	30,243円
飾磨	911円	24,017円
広畑	763円	15,980円
網干	1,050円	13,014円
姫路白浜	1,137円	7,950円
御着	823円	7,040円
飾西	1,088円	18,629円
太市	847円	69,281円
兵庫姫路	1,143円	15,689円
尼崎	(略)	52,273円
尼崎西	2,476円	17,491円
尼崎東	2,574円	18,628円
尼崎北	3,289円	17,264円

兵庫県

武庫之荘	3,724円	15,287円
明石2	1,996円	31,417円
大久保	1,782円	13,598円
二見	1,201円	15,620円
明石西	1,568円	15,596円
江井ヶ島	995円	18,969円
西宮	3,162円	41,944円
瓦木	3,733円	23,060円
甲子園	3,541円	17,082円
仁川	6,488円	14,232円
夙川	3,468円	8,515円
瓦木南別館	3,629円	38,292円
洲本	849円	22,000円
青屋別館	4,153円	11,276円
伊丹	2,696円	27,099円
兵庫相生	433円	24,527円
豊岡	(略)	38,763円
別府	1,077円	22,834円
加古川1	1,597円	20,691円
竜野	596円	24,981円
赤穂	641円	24,046円
西脇別館	519円	22,836円
宝塚	1,672円	17,335円
宝塚別館	2,041円	16,138円
三木	611円	28,132円
兵庫高砂	869円	22,801円
兵庫川西	2,690円	56,408円
兵庫小野	881円	19,583円
兵庫三田	869円	22,521円
加西	775円	25,102円
社	650円	46,878円
播磨八千代	90円	15,512円
福崎	1,100円	19,987円
播磨山崎	938円	11,802円
日高	186円	18,835円
出石	(略)	24,384円
浜坂	254円	22,489円
八鹿	682円	29,480円
和田山	767円	24,426円
丹波柏原	269円	26,001円
水上別館	224円	29,455円
春日	191円	45,656円
兵庫津名	340円	13,341円
緑	397円	26,624円
淡路三原	201円	8,773円
西神中央	193円	8,453円
名塩	1,387円	25,590円
宝塚山本	2,232円	48,347円
清和台	1,070円	17,986円
猪名川	273円	12,662円
六甲山	(略)	26,611円
仁豊野	192円	10,814円
播磨山田	175円	15,974円
谷内	212円	17,788円
林田	498円	20,705円
淡路由良	404円	5,469円
安平	494円	13,796円
若狹野	(略)	19,649円
矢野	189円	26,630円
津居山	269円	12,408円
志方	(略)	12,628円
平荘	132円	4,912円
宝殿	2,343円	15,414円
国包	(略)	16,007円
神岡	342円	34,564円
揖西	198円	18,297円
西樺	(略)	22,041円
坂越	320円	13,909円
有年	279円	22,396円
宝塚西谷	166円	15,617円
口吉川	(略)	23,469円
緑ヶ丘	1,909円	11,441円
大塩	789円	10,325円
菅根	1,014円	16,845円
兵庫山下	1,620円	15,560円
多田	1,231円	16,757円
青野ヶ原	(略)	31,705円
小田	(略)	14,381円
広野	(略)	15,706円
相野	156円	66,447円
高平	118円	12,206円

武庫之荘	3,701円	15,271円
明石2	1,995円	31,389円
大久保	1,780円	13,590円
二見	1,200円	15,608円
明石西	1,559円	15,583円
江井ヶ島	994円	18,948円
西宮	3,153円	41,907円
瓦木	3,727円	23,033円
甲子園	3,538円	17,067円
仁川	6,432円	14,220円
夙川	3,444円	8,513円
瓦木南別館	3,601円	38,258円
洲本	844円	21,985円
青屋別館	4,143円	11,260円
伊丹	2,691円	27,077円
兵庫相生	432円	24,511円
豊岡	(略)	38,735円
別府	1,075円	22,806円
加古川1	1,591円	20,670円
竜野	592円	24,957円
赤穂	640円	24,025円
西脇別館	516円	22,816円
宝塚	1,671円	17,315円
宝塚別館	2,036円	16,125円
三木	609円	28,115円
兵庫高砂	860円	22,781円
兵庫川西	2,667円	56,361円
兵庫小野	876円	19,569円
兵庫三田	867円	22,495円
加西	772円	25,081円
社	649円	46,833円
播磨八千代	89円	15,505円
福崎	1,096円	19,971円
播磨山崎	934円	11,793円
日高	185円	18,822円
出石	(略)	24,371円
浜坂	253円	22,471円
八鹿	681円	29,454円
和田山	766円	24,411円
丹波柏原	268円	25,979円
水上別館	223円	29,429円
春日	190円	45,629円
兵庫津名	339円	13,332円
緑	396円	26,601円
淡路三原	200円	8,765円
西神中央	192円	8,448円
名塩	1,376円	25,567円
宝塚山本	2,229円	48,295円
清和台	1,062円	17,971円
猪名川	272円	12,653円
六甲山	(略)	26,589円
仁豊野	191円	10,798円
播磨山田	174円	15,967円
谷内	211円	17,779円
林田	497円	20,693円
淡路由良	402円	5,465円
安平	492円	13,788円
若狹野	(略)	19,639円
矢野	188円	26,611円
津居山	268円	12,399円
志方	(略)	12,623円
平荘	131円	4,909円
宝殿	2,337円	15,401円
国包	(略)	15,994円
神岡	338円	34,533円
揖西	196円	18,285円
西樺	(略)	22,030円
坂越	319円	13,895円
有年	278円	22,361円
宝塚西谷	165円	15,609円
口吉川	(略)	23,452円
緑ヶ丘	1,899円	11,434円
大塩	787円	10,318円
菅根	1,013円	16,832円
兵庫山下	1,618円	15,529円
多田	1,229円	16,734円
青野ヶ原	(略)	31,682円
小田	(略)	14,374円
広野	(略)	15,698円
相野	155円	66,379円
高平	117円	12,199円

北条賀茂	(略)	25,453円
姫路下里	82円	14,387円
在田	332円	9,748円
和泉	(略)	23,235円
富合	(略)	17,227円
中野	339円	5,797円
滝野	764円	41,824円
稲美	165円	12,089円
母里	44円	8,605円
兵庫市川	752円	31,937円
香寺	1,003円	15,005円
揖保川	796円	9,588円
太子	832円	8,181円
上郡	(略)	19,661円
佐用	815円	19,053円
村岡	428円	24,907円
兵庫養父	(略)	11,085円
朝来	653円	28,225円
氷上	224円	16,803円
山南	117円	5,319円
篠山	(略)	26,267円
篠山城東	177円	7,301円
篠山福住	157円	7,401円
兵庫宮田	179円	15,006円
丹南	604円	59,884円
古市	303円	9,983円
今田	223円	14,966円
淡路阿万	(略)	16,104円
木津	(略)	15,417円
加古川吉川	(略)	16,276円
吉川西	(略)	17,343円
兵庫鴨川	133円	22,447円
上久米	(略)	28,759円
兵庫東条	(略)	12,992円
中東条	118円	12,899円
中町	295円	16,864円
加美	(略)	21,080円
杉原谷	(略)	15,124円
黒田庄	(略)	22,538円
家島	305円	22,125円
家島坊勢	253円	45,216円
夢前	219円	24,409円
菅野	216円	16,454円
粟賀	523円	12,661円
瀬加	400円	16,869円
鶴居	711円	16,800円
寺前	146円	22,516円
播磨新宮	588円	20,340円
香島	135円	15,563円
播磨御津	1,460円	11,991円
船坂	102円	20,554円
上月	127円	29,221円
久崎	71円	24,328円
徳久	123円	17,407円
三日月	219円	16,754円
安富	196円	21,524円
播磨一宮	168円	10,163円
三方	113円	17,722円
波賀	95円	13,545円
播磨千種	(略)	13,185円
城崎	1,416円	14,404円
竹野	273円	23,161円
香住	411円	16,795円
神鍋	(略)	18,399円
粟山	(略)	23,819円
但東中山	138円	32,018円
小代	179円	34,178円
湯村	213円	12,556円
大屋	(略)	20,133円
関宮	259円	25,762円
兵庫生野	268円	22,508円
竹田	136円	29,513円
兵庫山東	(略)	20,732円
青垣	102円	17,748円
東中	(略)	19,534円
西脇和田	(略)	9,880円
市島	129円	25,404円
中竹田	82円	15,647円
生種	168円	18,066円
淡路岩屋	480円	6,003円
北淡	365円	36,483円

北条賀茂	(略)	25,434円
姫路下里	81円	14,381円
在田	330円	9,744円
和泉	(略)	23,221円
富合	(略)	17,216円
中野	337円	5,781円
滝野	763円	41,786円
稲美	164円	12,079円
母里	43円	8,603円
兵庫市川	746円	31,917円
香寺	1,002円	14,985円
揖保川	795円	9,584円
太子	830円	8,169円
上郡	(略)	19,644円
佐用	811円	19,038円
村岡	424円	24,887円
兵庫養父	(略)	11,081円
朝来	648円	28,208円
氷上	223円	16,791円
山南	116円	5,296円
篠山	(略)	26,250円
篠山城東	176円	7,298円
篠山福住	156円	7,399円
兵庫宮田	178円	14,999円
丹南	602円	59,826円
古市	302円	9,980円
今田	222円	14,959円
淡路阿万	(略)	16,092円
木津	(略)	15,408円
加古川吉川	(略)	16,265円
吉川西	(略)	17,334円
兵庫鴨川	130円	22,433円
上久米	(略)	28,738円
兵庫東条	(略)	12,984円
中東条	117円	12,891円
中町	293円	16,855円
加美	(略)	21,068円
杉原谷	(略)	15,117円
黒田庄	(略)	22,524円
家島	301円	22,106円
家島坊勢	251円	45,180円
夢前	218円	24,389円
菅野	215円	16,446円
粟賀	521円	12,654円
瀬加	398円	16,862円
鶴居	705円	16,793円
寺前	145円	22,502円
播磨新宮	586円	20,331円
香島	134円	15,555円
播磨御津	1,458円	11,986円
船坂	101円	20,539円
上月	125円	29,199円
久崎	70円	24,313円
徳久	122円	17,396円
三日月	217円	16,747円
安富	195円	21,511円
播磨一宮	167円	10,156円
三方	112円	17,713円
波賀	94円	13,537円
播磨千種	(略)	13,178円
城崎	1,411円	14,393円
竹野	272円	23,144円
香住	410円	16,782円
神鍋	(略)	18,386円
粟山	(略)	23,799円
但東中山	136円	31,991円
小代	177円	34,151円
湯村	212円	12,547円
大屋	(略)	20,124円
関宮	257円	25,741円
兵庫生野	267円	22,492円
竹田	135円	29,492円
兵庫山東	(略)	20,722円
青垣	101円	17,712円
東中	(略)	19,518円
西脇和田	(略)	9,873円
市島	128円	25,362円
中竹田	81円	15,639円
生種	167円	18,058円
淡路岩屋	477円	5,997円
北淡	364円	36,454円

	淡路室津	(略)	14,196円
	淡路一宮	254円	12,035円
	江井	106円	20,000円
	五色	197円	11,716円
	鮎原	186円	13,611円
	洲本鳥飼	124円	15,515円
	淡路東浦	555円	13,066円
	西淡	600円	18,770円
	西淡阿那賀	348円	19,652円
	南淡	315円	7,159円
	沼島	196円	37,228円
奈良県	奈良2	2,223円	20,996円
	西奈良	2,544円	35,334円
	大宮	1,658円	29,200円
	大中	1,257円	32,347円
	大和郡山	1,484円	53,761円
	昭和2	723円	20,654円
	天理	922円	38,621円
	二階堂	498円	38,925円
	櫻本2	922円	10,380円
	大和権原2	1,421円	26,439円
	畷傍	5,267円	20,764円
	奈良桜井2	866円	13,727円
	五條	488円	17,382円
	御所	879円	21,716円
	奈良名柄	393円	17,476円
	生駒	2,272円	44,401円
	高山第一	1,655円	35,199円
	香芝	1,268円	19,792円
	斑鳩	900円	8,043円
	田原本	1,108円	23,234円
	大和権原	468円	16,213円
	高取別館	537円	41,630円
	大和新庄	972円	24,191円
	王寺	1,010円	24,160円
	広陵	722円	9,677円
	奈良吉野	423円	15,239円
	奈良下市別館	1,071円	46,431円
	十津川	107円	32,104円
	上北山	129円	46,485円
	平城	1,039円	18,747円
	大和高田	(略)	32,302円
	南生駒2	1,308円	16,607円
	平群	1,047円	7,193円
	馬見	943円	6,032円
	天理中山	499円	16,475円
	川西	(略)	21,535円
	明日香	840円	9,016円
	奈良当麻2	947円	18,139円
	大安寺別館	(略)	38,643円
	大宇陀	391円	24,837円
	初瀬	447円	21,227円
	葛	(略)	17,155円
	菟田野	149円	6,498円
御杖	264円	15,149円	
大柳生	103円	12,262円	
都祁	212円	15,006円	
室生	268円	10,564円	
和歌山県	和歌山3	922円	26,991円
	和歌山東	967円	26,457円
	和歌浦別館	1,358円	11,919円
	狐島別館	1,022円	20,885円
	海南	711円	21,733円
	和歌山橋本	614円	22,762円
	箕島	1,035円	14,698円
	御坊	940円	15,940円
	田辺	1,345円	67,445円
	和歌山新宮	639円	23,470円
	岩出	452円	17,843円
	かつらぎ	205円	15,587円
	湯浅	356円	28,225円
	和歌山南部	341円	25,757円
	和歌山白浜	512円	27,011円
	串本	273円	49,806円
	京橋別館2	991円	34,213円
	和歌山山東	173円	19,271円
	安原	254円	31,649円
	紀伊	758円	14,598円
	阪井	537円	15,505円
	紀見	1,133円	45,852円
	打田	243円	17,537円

	淡路室津	(略)	14,187円
	淡路一宮	253円	12,024円
	江井	105円	19,990円
	五色	196円	11,708円
	鮎原	185円	13,605円
	洲本鳥飼	123円	15,507円
	淡路東浦	553円	13,051円
	西淡	595円	18,754円
	西淡阿那賀	344円	19,639円
	南淡	314円	7,155円
	沼島	193円	37,203円
奈良県	奈良2	2,219円	20,980円
	西奈良	2,541円	35,293円
	大宮	1,655円	29,175円
	大中	1,249円	32,317円
	大和郡山	1,469円	53,717円
	昭和2	722円	20,634円
	天理	920円	38,586円
	二階堂	497円	38,899円
	櫻本2	918円	10,371円
	大和権原2	1,418円	26,416円
	畷傍	5,256円	20,746円
	奈良桜井2	864円	13,716円
	五條	486円	17,363円
	御所	876円	21,697円
	奈良名柄	392円	17,463円
	生駒	2,265円	44,371円
	高山第一	1,624円	35,168円
	香芝	1,267円	19,777円
	斑鳩	899円	8,037円
	田原本	1,106円	23,214円
	大和権原	466円	16,192円
	高取別館	535円	41,608円
	大和新庄	970円	24,170円
	王寺	1,009円	24,139円
	広陵	721円	9,674円
	奈良吉野	421円	15,227円
	奈良下市別館	1,052円	46,382円
	十津川	106円	32,084円
	上北山	127円	46,456円
	平城	1,037円	18,733円
	大和高田	(略)	32,278円
	南生駒2	1,301円	16,593円
	平群	1,046円	7,181円
	馬見	940円	6,028円
	天理中山	496円	16,464円
	川西	(略)	21,513円
	明日香	837円	9,006円
	奈良当麻2	945円	18,128円
	大安寺別館	(略)	38,602円
	大宇陀	389円	24,819円
	初瀬	445円	21,208円
	葛	(略)	17,143円
	菟田野	147円	6,486円
御杖	261円	15,139円	
大柳生	102円	12,246円	
都祁	211円	14,997円	
室生	267円	10,555円	
和歌山県	和歌山3	919円	26,967円
	和歌山東	964円	26,434円
	和歌浦別館	1,354円	11,910円
	狐島別館	1,017円	20,867円
	海南	708円	21,714円
	和歌山橋本	613円	22,744円
	箕島	1,029円	14,688円
	御坊	935円	15,929円
	田辺	1,331円	67,391円
	和歌山新宮	633円	23,453円
	岩出	451円	17,822円
	かつらぎ	203円	15,575円
	湯浅	354円	28,206円
	和歌山南部	340円	25,736円
	和歌山白浜	508円	26,988円
	串本	272円	49,773円
	京橋別館2	989円	34,182円
	和歌山山東	172円	19,256円
	安原	253円	31,626円
	紀伊	755円	14,586円
	阪井	536円	15,494円
	紀見	1,119円	45,812円
	打田	242円	17,523円

	粉河	570円	8,683円
	桃山	235円	54,993円
	真志川	293円	25,420円
	高野口	506円	35,903円
	太地	458円	14,915円
	和佐	215円	22,290円
	三輪崎	562円	34,898円
	下津	650円	12,808円
	野上	886円	7,127円
	那賀	463円	16,144円
	九度山	470円	34,570円
	和歌山吉備	831円	19,958円
	上宮田	279円	20,047円
	那智勝浦	502円	26,388円
	和歌山加太	597円	23,109円
	糸莪	483円	26,304円
	名田	801円	22,558円
	美里	768円	17,405円
	金屋	1,206円	20,573円
	印南	1,442円	22,805円
	田辺下里	549円	27,272円
	宇久井	333円	26,525円
	本宮	427円	19,844円
	和歌山由良	261円	29,523円
	日置川	312円	27,827円
	富貴	309円	21,064円
	和歌山清水	940円	29,270円
	和歌山日高	802円	36,645円
	南都川	911円	21,310円
	すさみ	476円	22,727円
	古座	520円	26,143円
鳥取県	鳥取寺町2	(略)	21,129円
	鳥取賀露	667円	47,175円
	鳥取叶	169円	22,174円
	米子3	739円	31,684円
	米子巖	470円	17,855円
	米子河崎	238円	19,919円
	倉吉	613円	24,907円
	倉吉上井	1,132円	40,690円
	境港	277円	10,556円
	郡家	255円	38,345円
	三朝	681円	40,522円
	岸本	640円	26,666円
	根雨	333円	16,074円
	末恒	616円	17,432円
	米子大篠津	(略)	39,370円
	米子福市	337円	84,520円
	倉吉福光	(略)	45,246円
	境港余子	(略)	27,241円
	岩美	200円	15,879円
	浜村	(略)	18,502円
	青谷	186円	29,085円
	羽合	(略)	27,676円
	倉吉泊	169円	16,348円
	倉吉松崎	196円	56,645円
	倉吉北条	132円	17,224円
	東伯	143円	15,493円
	西伯	603円	31,973円
	淀江	253円	34,195円
	用瀬	134円	21,652円
	智頭	278円	13,333円
	鳥取鹿野	143円	16,321円
	会見	333円	28,813円
	米子大山	237円	16,471円
	大山寺	409円	43,553円
	溝口	516円	30,999円
	河原	(略)	45,298円
	由良	136円	14,034円
	東伯赤碓	171円	30,539円
	御来屋	350円	28,464円
	若桜	113円	31,584円
生山	484円	36,807円	
八東	299円	16,289円	
関金	(略)	17,970円	
倉吉下市	418円	24,575円	
鳥根県	松江	(略)	33,344円
	松江古江	1,097円	16,321円
	鳥根浜田	481円	34,707円
	出雲	672円	27,384円
	益田	299円	15,652円
	石見大田	234円	10,162円

	粉河	568円	8,678円
	桃山	234円	54,942円
	真志川	291円	25,397円
	高野口	503円	35,867円
	太地	454円	14,904円
	和佐	214円	22,272円
	三輪崎	561円	34,868円
	下津	647円	12,800円
	野上	883円	7,124円
	那賀	460円	16,132円
	九度山	466円	34,543円
	和歌山吉備	829円	19,947円
	上宮田	278円	20,032円
	那智勝浦	497円	26,370円
	和歌山加太	592円	23,089円
	糸莪	482円	26,281円
	名田	794円	22,543円
	美里	764円	17,394円
	金屋	1,201円	20,557円
	印南	1,435円	22,788円
	田辺下里	545円	27,249円
	宇久井	330円	26,501円
	本宮	425円	19,831円
	和歌山由良	259円	29,495円
	日置川	311円	27,805円
	富貴	305円	21,051円
	和歌山清水	929円	29,252円
	和歌山日高	798円	36,610円
	南都川	907円	21,293円
	すさみ	473円	22,709円
	古座	515円	26,121円
鳥取県	鳥取寺町2	(略)	21,093円
	鳥取賀露	665円	47,128円
	鳥取叶	168円	22,105円
	米子3	738円	31,651円
	米子巖	469円	17,839円
	米子河崎	237円	19,901円
	倉吉	607円	24,888円
	倉吉上井	1,120円	40,654円
	境港	276円	10,549円
	郡家	254円	38,316円
	三朝	677円	40,492円
	岸本	636円	26,647円
	根雨	332円	16,061円
	末恒	611円	17,424円
	米子大篠津	(略)	39,349円
	米子福市	336円	84,469円
	倉吉福光	(略)	45,217円
	境港余子	(略)	27,218円
	岩美	199円	15,867円
	浜村	(略)	18,490円
	青谷	185円	29,065円
	羽合	(略)	27,654円
	倉吉泊	166円	16,331円
	倉吉松崎	195円	56,606円
	倉吉北条	131円	17,208円
	東伯	142円	15,487円
	西伯	600円	31,953円
	淀江	252円	34,174円
	用瀬	132円	21,638円
	智頭	277円	13,321円
	鳥取鹿野	142円	16,307円
	会見	331円	28,796円
	米子大山	235円	16,460円
	大山寺	400円	43,492円
	溝口	511円	30,982円
	河原	(略)	45,269円
	由良	135円	14,022円
	東伯赤碓	170円	30,517円
	御来屋	346円	28,447円
	若桜	112円	31,557円
生山	478円	36,784円	
八東	297円	16,278円	
関金	(略)	17,947円	
倉吉下市	416円	24,563円	
鳥根県	松江	(略)	33,314円
	松江古江	1,088円	16,310円
	鳥根浜田	479円	34,680円
	出雲	669円	27,360円
	益田	298円	15,638円
	石見大田	233円	10,140円

安来	780円	15,913円
江津	(略)	38,329円
出雲平田	494円	30,585円
木次	368円	34,029円
斐川	782円	43,114円
大社	(略)	54,297円
川本2	228円	14,549円
西郷	1,060円	16,421円
松江八雲	727円	19,382円
多伎	355円	23,549円
温泉津	498円	23,639円
粕淵	102円	16,392円
都賀	48円	17,556円
川本瑞穂	83円	18,322円
石見	83円	34,862円
桜江	178円	25,813円
金城	117円	21,852円
石見旭	158円	24,485円
匹見	122円	27,215円
津和野	763円	19,960円
海士	130円	19,913円
西ノ島	(略)	88,259円
浜田西	466円	12,866円
益田横田	569円	22,106円
益田西	301円	28,949円
益田東	678円	38,464円
安来荒島	495円	18,227円
江津西	449円	19,780円
惠曇	747円	14,646円
美保関	495円	16,485円
播屋	496円	42,693円
松江玉造	642円	17,207円
宍道	463円	21,694円
島根広瀬	318円	16,528円
伯太	447円	18,072円
仁多	281円	11,565円
出雲横田	242円	34,625円
木次加茂	252円	18,382円
三刀屋	324円	19,138円
仁万	257円	34,876円
浜田三隅	489円	37,294円
六日市	162円	20,527円
津和野七日市	163円	25,652円
西郷布施	259円	22,775円
西郷五箇	349円	24,568円
都万	478円	22,719円
掛合	421円	13,376円
松江本庄	288円	22,732円
秋鹿	175円	19,805円
神西	378円	24,575円
出雲神原	327円	22,563円
大根島	373円	15,041円
頓原	259円	35,440円
赤来	382円	22,085円
松江馬湯	891円	31,490円
浜田東	451円	35,183円
出雲長浜	380円	29,815円
石見大田三瓶	105円	18,603円
木次大東	407円	16,621円
江津東	123円	24,960円
平田河下	215円	24,562円
岡山県		
岡山東	1,352円	34,047円
岡山南	829円	13,904円
岡山西	1,093円	26,787円
妹尾	679円	10,842円
岡山今村	1,423円	36,370円
興除	332円	46,202円
吉備	1,188円	43,417円
三條2	1,370円	43,330円
岡山長岡	(略)	35,690円
西大寺	392円	16,422円
倉敷	505円	32,439円
児島	670円	38,346円
水島	803円	17,956円
玉島	398円	12,671円
新倉敷	1,529円	23,267円
茶屋町	651円	26,842円
倉敷東	709円	20,067円
倉敷西	936円	17,640円
児島琴浦	584円	5,861円
水島東	635円	17,455円

安来	778円	15,898円
江津	(略)	38,299円
出雲平田	493円	30,559円
木次	367円	34,001円
斐川	781円	43,072円
大社	(略)	54,257円
川本2	226円	14,522円
西郷	1,057円	16,404円
松江八雲	723円	19,368円
多伎	352円	23,534円
温泉津	495円	23,622円
粕淵	101円	16,380円
都賀	47円	17,538円
川本瑞穂	81円	18,309円
石見	82円	34,842円
桜江	177円	25,800円
金城	116円	21,840円
石見旭	156円	24,472円
匹見	120円	27,199円
津和野	759円	19,942円
海士	129円	19,873円
西ノ島	(略)	88,182円
浜田西	463円	12,838円
益田横田	564円	22,093円
益田西	299円	28,932円
益田東	673円	38,443円
安来荒島	492円	18,218円
江津西	447円	19,769円
惠曇	743円	14,627円
美保関	492円	16,474円
播屋	494円	42,659円
松江玉造	640円	17,195円
宍道	461円	21,680円
島根広瀬	317円	16,521円
伯太	443円	18,064円
仁多	279円	11,557円
出雲横田	240円	34,584円
木次加茂	250円	18,365円
三刀屋	323円	19,129円
仁万	255円	34,857円
浜田三隅	487円	37,260円
六日市	161円	20,517円
津和野七日市	161円	25,637円
西郷布施	257円	22,706円
西郷五箇	346円	24,539円
都万	474円	22,703円
掛合	419円	13,365円
松江本庄	287円	22,714円
秋鹿	174円	19,784円
神西	375円	24,564円
出雲神原	326円	22,552円
大根島	371円	15,031円
頓原	257円	35,413円
赤来	380円	22,067円
松江馬湯	882円	31,459円
浜田東	448円	35,152円
出雲長浜	377円	29,792円
石見大田三瓶	103円	18,594円
木次大東	406円	16,604円
江津東	122円	24,945円
平田河下	213円	24,545円
岡山県		
岡山東	1,346円	34,017円
岡山南	827円	13,888円
岡山西	1,089円	26,755円
妹尾	678円	10,834円
岡山今村	1,417円	36,340円
興除	330円	46,172円
吉備	1,177円	43,378円
三條2	1,363円	43,291円
岡山長岡	(略)	35,667円
西大寺	391円	16,410円
倉敷	504円	32,410円
児島	666円	38,320円
水島	801円	17,942円
玉島	397円	12,660円
新倉敷	1,514円	23,249円
茶屋町	649円	26,825円
倉敷東	706円	20,049円
倉敷西	927円	17,625円
児島琴浦	580円	5,844円
水島東	633円	17,441円

津山	428円	25,480円
津山院庄	393円	10,585円
玉野	496円	22,959円
笠岡	816円	13,489円
笠岡吉浜	532円	28,256円
笠岡西大島	618円	17,016円
井原	870円	19,644円
総社	823円	14,252円
高梁	803円	34,520円
新見	815円	20,726円
備前	270円	13,634円
岡山瀬戸	611円	12,121円
息久	1,126円	7,196円
早島	731円	21,914円
吉備高原	222円	61,122円
美作勝山	447円	12,126円
久世落合	429円	20,442円
久世	626円	12,332円
鏡野	302円	12,648円
日本原	531円	22,802円
美作大原	280円	24,613円
美作	427円	15,419円
岡山高島	1,281円	36,675円
甲浦	523円	30,051円
野谷	398円	15,864円
足守	(略)	17,256円
備前一宮	786円	8,898円
備中高松	445円	27,732円
西大寺上南	287円	12,470円
児島郷内	552円	19,230円
玉島黒崎	319円	29,082円
玉野西	520円	15,049円
玉野荘内	832円	26,766円
灘崎	975円	21,856円
金光	788円	15,093円
鴨方	552円	25,082円
真備	627円	14,108円
岡山藤田	437円	21,458円
吉備線路2	1,188円	18,905円
上道	649円	18,434円
児島下津井	499円	54,795円
津山山北	1,142円	28,573円
津山河辺	363円	17,759円
津山一宮	566円	18,137円
玉野山田	886円	18,401円
玉野八浜	483円	23,985円
総社新本	466円	27,270円
福渡御津	966円	17,828円
福渡	1,360円	26,628円
山陽	545円	8,831円
日生	436円	19,250円
和気	236円	18,196円
長船	917円	16,405円
玉島船穂	(略)	21,293円
里庄	458円	17,028円
矢掛	528円	11,932円
成羽	287円	33,023円
高梁川上	381円	12,229円
ひるぜん	109円	33,675円
勝央	383円	7,744円
亀甲	455円	19,249円
福渡旭	192円	26,239円
津山久米	(略)	13,086円
檜	299円	17,989円
井原高屋	418円	11,281円
美星	241円	16,313円
哲西	517円	39,129円
湯原	208円	31,542円
美新	(略)	29,839円
津山加茂	460円	14,813円
児島塩生	491円	35,798円
笠岡北	353円	18,580円
総社豪漢	682円	22,467円
美袋	156円	21,937円
高倉	284円	23,987円
備前香登	299円	23,988円
備前三石	(略)	23,309円
備前伊里	262円	20,173円
加茂川	133円	15,081円
瀬戸万富	746円	36,815円
岡山瀬戸赤坂	687円	26,666円

津山	427円	25,456円
津山院庄	391円	10,577円
玉野	495円	22,946円
笠岡	811円	13,476円
笠岡吉浜	530円	28,231円
笠岡西大島	617円	17,004円
井原	868円	19,630円
総社	819円	14,240円
高梁	795円	34,491円
新見	811円	20,709円
備前	269円	13,625円
岡山瀬戸	609円	12,112円
息久	1,124円	7,175円
早島	730円	21,898円
吉備高原	221円	61,063円
美作勝山	444円	12,119円
久世落合	428円	20,424円
久世	625円	12,323円
鏡野	301円	12,644円
日本原	526円	22,788円
美作大原	277円	24,596円
美作	424円	15,407円
岡山高島	1,279円	36,647円
甲浦	520円	30,015円
野谷	396円	15,852円
足守	(略)	17,236円
備前一宮	784円	8,891円
備中高松	443円	27,701円
西大寺上南	286円	12,463円
児島郷内	551円	19,213円
玉島黒崎	317円	29,057円
玉野西	518円	15,040円
玉野荘内	829円	26,742円
灘崎	973円	21,831円
金光	786円	15,079円
鴨方	551円	25,061円
真備	626円	14,083円
岡山藤田	434円	21,432円
吉備線路2	1,177円	18,889円
上道	647円	18,413円
児島下津井	495円	54,758円
津山山北	1,132円	28,545円
津山河辺	362円	17,717円
津山一宮	564円	18,126円
玉野山田	884円	18,386円
玉野八浜	482円	23,965円
総社新本	465円	27,238円
福渡御津	962円	17,815円
福渡	1,344円	26,608円
山陽	544円	8,825円
日生	433円	19,235円
和気	235円	18,183円
長船	916円	16,394円
玉島船穂	(略)	21,279円
里庄	457円	17,016円
矢掛	524円	11,923円
成羽	286円	32,996円
高梁川上	379円	12,223円
ひるぜん	108円	33,648円
勝央	382円	7,741円
亀甲	453円	19,228円
福渡旭	190円	26,225円
津山久米	(略)	13,076円
檜	296円	17,989円
井原高屋	416円	11,275円
美星	238円	16,307円
哲西	513円	39,109円
湯原	206円	31,518円
美新	(略)	29,824円
津山加茂	456円	14,807円
児島塩生	488円	35,776円
笠岡北	351円	18,567円
総社豪漢	674円	22,451円
美袋	155円	21,925円
高倉	281円	23,975円
備前香登	298円	23,969円
備前三石	(略)	23,289円
備前伊里	260円	20,159円
加茂川	132円	15,073円
瀬戸万富	745円	36,786円
岡山瀬戸赤坂	685円	26,644円

	熊山	368円	27,897円
	鳳匠	995円	21,680円
	吉永	564円	28,923円
	備前佐伯	333円	20,664円
	芳井	(略)	22,292円
	賀陽	467円	12,044円
	備中	218円	16,654円
	大佐	232円	15,408円
	英田	336円	32,220円
	福渡弓削	692円	17,906円
	岡山原	1,032円	25,095円
	西大寺神崎	252円	32,716円
	牛窓	1,196円	13,738円
	北房	161円	30,408円
	作東	348円	14,947円
	牟佐	443円	13,518円
	奇島	728円	24,284円
	有漢	154円	15,676円
	柵原	465円	27,796円
広島県	広島西	2,327円	25,794円
	広島南2	2,860円	16,635円
	広島中	4,050円	21,414円
	広島大州	1,834円	30,125円
	宇品	2,230円	20,714円
	広島西蟹屋	1,910円	17,963円
	仁保	2,283円	55,459円
	広島庚午	2,225円	19,766円
	広島三篠	1,543円	13,965円
	安古市	1,253円	22,582円
	安芸祇園	1,657円	21,043円
	可部	878円	24,379円
	高陽	1,031円	19,025円
	海田	1,721円	29,722円
	五日市廿日2	1,690円	18,572円
	呉東	(略)	19,494円
	呉吉浦	447円	53,151円
	呉大成	556円	34,108円
	郷原	711円	18,264円
	呉2	1,245円	16,461円
	竹原	493円	11,737円
	尾道	635円	8,118円
	尾道高須	675円	27,161円
	尾道美ノ郷	213円	53,324円
	尾道東	1,681円	8,796円
	因島	269円	10,880円
	因島中庄	717円	23,680円
	因島重井	332円	23,957円
	福山	887円	29,230円
	福山東	906円	28,174円
	松永	(略)	19,402円
	新福山	1,752円	21,170円
	福山西	660円	13,742円
	福山北	432円	46,616円
	福山水呑	664円	40,752円
	福山南	591円	17,891円
	福山坪生	639円	15,531円
	駅家	642円	35,641円
	福山加茂	(略)	54,260円
	福山熊野	275円	17,657円
	府中	1,352円	29,411円
	府中本町	608円	12,375円
	三次	1,480円	24,722円
	三次塩町	183円	23,937円
	庄原	791円	17,943円
	東広島	(略)	21,907円
	八本松	(略)	50,771円
	八本松原	271円	21,088円
	廿日市	(略)	9,737円
	五日市地御前	850円	45,822円
	江田島	(略)	17,323円
	安芸大野1	(略)	14,440円
	宮島口	1,352円	17,237円
	安芸吉田	440円	18,196円
	黒瀬	402円	67,153円
	甲山	346円	24,252円
	神辺電話交2	586円	10,822円
	神辺御領	(略)	18,388円
	神辺中条	669円	17,971円
	新市	(略)	8,329円
	広島中山	1,035円	26,941円
	広島戸坂	1,256円	24,262円

	熊山	367円	27,879円
	鳳匠	989円	21,665円
	吉永	561円	28,902円
	備前佐伯	330円	20,646円
	芳井	(略)	22,282円
	賀陽	465円	12,039円
	備中	215円	16,645円
	大佐	229円	15,397円
	英田	333円	32,200円
	福渡弓削	689円	17,894円
	岡山原	1,029円	25,072円
	西大寺神崎	251円	32,694円
	牛窓	1,193円	13,730円
	北房	160円	30,385円
	作東	346円	14,937円
	牟佐	442円	13,502円
	奇島	726円	24,265円
	有漢	151円	15,668円
	柵原	462円	27,774円
広島県	広島西	2,326円	25,773円
	広島南2	2,859円	16,618円
	広島中	4,046円	21,381円
	広島大州	1,823円	30,098円
	宇品	2,227円	20,695円
	広島西蟹屋	1,906円	17,948円
	仁保	2,265円	55,412円
	広島庚午	2,222円	19,752円
	広島三篠	1,541円	13,954円
	安古市	1,251円	22,563円
	安芸祇園	1,653円	21,015円
	可部	877円	24,357円
	高陽	1,025円	19,009円
	海田	1,719円	29,698円
	五日市廿日2	1,680円	18,560円
	呉東	(略)	19,478円
	呉吉浦	443円	53,115円
	呉大成	553円	34,081円
	郷原	705円	18,251円
	呉2	1,244円	16,449円
	竹原	492円	11,724円
	尾道	633円	8,096円
	尾道高須	671円	27,138円
	尾道美ノ郷	212円	53,269円
	尾道東	1,675円	8,789円
	因島	268円	10,871円
	因島中庄	716円	23,659円
	因島重井	331円	23,938円
	福山	886円	29,205円
	福山東	903円	28,151円
	松永	(略)	19,382円
	新福山	1,722円	21,155円
	福山西	657円	13,733円
	福山北	427円	46,544円
	福山水呑	662円	40,714円
	福山南	590円	17,877円
	福山坪生	635円	15,519円
	駅家	640円	35,567円
	福山加茂	(略)	54,215円
	福山熊野	274円	17,622円
	府中	1,339円	29,385円
	府中本町	606円	12,366円
	三次	1,467円	24,704円
	三次塩町	182円	23,918円
	庄原	789円	17,927円
	東広島	(略)	21,881円
	八本松	(略)	50,722円
	八本松原	269円	21,074円
	廿日市	(略)	9,730円
	五日市地御前	843円	45,778円
	江田島	(略)	17,311円
	安芸大野1	(略)	14,429円
	宮島口	1,349円	17,225円
	安芸吉田	439円	18,179円
	黒瀬	399円	67,087円
	甲山	345円	24,236円
	神辺電話交2	585円	10,775円
	神辺御領	(略)	18,373円
	神辺中条	667円	17,963円
	新市	(略)	8,324円
	広島中山	1,026円	26,913円
	広島戸坂	1,254円	24,241円

安古市安 2	1,562円	22,156円
八木	907円	35,700円
伴	1,373円	52,339円
坂	1,511円	23,184円
福木	898円	22,362円
戸山	571円	20,821円
高陽狩小川	922円	24,734円
白木井原	482円	25,699円
海田畑賀	863円	18,204円
新矢野	1,665円	14,686円
五日廿日寺田	1,194円	16,175円
五日廿日石内	1,729円	24,041円
呉仁方	866円	33,070円
呉焼山	758円	23,314円
大竹	967円	7,989円
志和	136円	47,641円
三永	224円	19,666円
五日廿日宮内	1,569円	31,996円
安芸熊野	919円	47,283円
安佐	161円	24,026円
呉警固屋	702円	23,881円
竹原忠海	530円	23,166円
三原幸崎	1,417円	34,256円
三原長谷	(略)	31,980円
松永藤江	274円	40,296円
福山芦田	328円	18,404円
大竹玖波	488円	23,558円
高屋	743円	49,978円
音戸	454円	25,381円
音戸先奥	189円	32,075円
倉橋	626円	21,155円
倉橋室尾	877円	14,954円
安芸佐伯	588円	20,438円
安芸佐伯友和	333円	17,765円
能美	1,141円	40,999円
大柿	424円	14,744円
八千代	1,166円	15,597円
甲田	1,168円	14,522円
東広島福富	264円	27,569円
東広島豊栄	454円	12,942円
甲山大和	313円	22,036円
東広島河内	201円	18,426円
河内河戸	268円	31,141円
本郷	664円	17,189円
安芸津	565円	20,557円
安浦	262円	57,960円
呉川尻	486円	15,850円
瀬戸田	400円	30,966円
久井	197円	13,571円
尾道向島	1,943円	14,224円
東城	753円	13,898円
尾道三原 2	1,257円	23,356円
宮島	716円	13,300円
御調	151円	29,340円
安佐久地	795円	17,259円
安佐後山	864円	24,913円
可部三人	786円	28,371円
瀬野川	976円	28,863円
瀬野	575円	49,181円
竹原荘野	567円	13,178円
鞆	573円	17,634円
松永本郷	391円	21,144円
庄原山内	128円	23,353円
造賀	174円	20,364円
砂谷	122円	43,211円
沖美	912円	18,238円
加計	268円	11,758円
戸河内	915円	50,833円
大朝	509円	18,854円
広島千代田	377円	51,563円
豊平	437円	19,288円
都志見	337円	17,013円
高宮	257円	21,602円
福山内海	635円	20,633円
沼隈	504円	24,324円
沼隈山南	606円	34,695円
吉舎	105円	17,041円
三良坂	251円	18,513円
郷田	289円	28,197円
新向原	1,773円	153,676円
芸北	259円	34,278円

安古市安 2	1,553円	22,129円
八木	904円	35,669円
伴	1,363円	52,291円
坂	1,507円	23,164円
福木	894円	22,346円
戸山	564円	20,809円
高陽狩小川	915円	24,716円
白木井原	481円	25,684円
海田畑賀	861円	18,195円
新矢野	1,657円	14,674円
五日廿日寺田	1,191円	16,162円
五日廿日石内	1,714円	24,021円
呉仁方	865円	33,052円
呉焼山	757円	23,295円
大竹	965円	7,983円
志和	134円	47,599円
三永	222円	19,657円
五日廿日宮内	1,553円	31,965円
安芸熊野	911円	47,236円
安佐	159円	24,007円
呉警固屋	699円	23,860円
竹原忠海	526円	23,147円
三原幸崎	1,410円	34,226円
三原長谷	(略)	31,952円
松永藤江	273円	40,265円
福山芦田	326円	18,373円
大竹玖波	486円	23,538円
高屋	740円	49,931円
音戸	453円	25,359円
音戸先奥	188円	32,046円
倉橋	623円	21,140円
倉橋室尾	875円	14,943円
安芸佐伯	585円	20,427円
安芸佐伯友和	330円	17,755円
能美	1,139円	40,963円
大柿	422円	14,731円
八千代	1,153円	15,587円
甲田	1,167円	14,513円
東広島福富	261円	27,551円
東広島豊栄	452円	12,927円
甲山大和	312円	22,023円
東広島河内	199円	18,399円
河内河戸	265円	31,116円
本郷	662円	17,176円
安芸津	563円	20,536円
安浦	261円	57,901円
呉川尻	484円	15,838円
瀬戸田	398円	30,945円
久井	196円	13,563円
尾道向島	1,934円	14,214円
東城	751円	13,886円
尾道三原 2	1,256円	23,332円
宮島	714円	13,290円
御調	150円	29,248円
安佐久地	790円	17,248円
安佐後山	855円	24,898円
可部三人	775円	28,345円
瀬野川	973円	28,838円
瀬野	573円	49,133円
竹原荘野	564円	13,171円
鞆	571円	17,619円
松永本郷	390円	21,127円
庄原山内	128円	23,338円
造賀	172円	20,350円
砂谷	120円	43,173円
沖美	900円	18,224円
加計	266円	11,742円
戸河内	904円	50,790円
大朝	505円	18,839円
広島千代田	376円	51,498円
豊平	432円	19,279円
都志見	334円	17,006円
高宮	254円	21,591円
福山内海	629円	20,618円
沼隈	503円	24,310円
沼隈山南	601円	34,677円
吉舎	104円	17,028円
三良坂	250円	18,499円
郷田	286円	28,172円
新向原	1,746円	153,530円
芸北	255円	34,253円

	比和	236円	46,289円
	木江白水	791円	44,741円
	広島似島	383円	26,382円
	三原木原	545円	21,934円
	浦崎	567円	30,674円
	坂小屋浦	1,019円	27,466円
	下蒲刈	646円	13,803円
	湯来	110円	22,280円
	木江大崎	665円	25,183円
	木江	641円	18,954円
	東城三和	302円	27,990円
	上下	322円	50,420円
	三次三和	205円	17,203円
山口県	下関東	452円	19,262円
	下関北	1,145円	22,253円
	下関中	346円	29,039円
	下関西	427円	15,317円
	下関王司	646円	23,947円
	下関勝山	1,029円	18,686円
	宇部3	321円	13,785円
	宇部	321円	47,026円
	宇部西	498円	16,605円
	宇部床波	470円	15,522円
	宇部東岐波	514円	44,598円
	山口2	662円	38,501円
	二島	(略)	25,441円
	萩	274円	21,698円
	徳山	896円	27,034円
	徳山周南	919円	21,782円
	防府	425円	17,173円
	防府2	425円	6,038円
	下松	399円	12,884円
	岩国支店3棟	542円	9,906円
	岩国4	542円	14,182円
	岩国西	1,032円	7,275円
	新岩国南	1,443円	45,862円
	宇部小野田	(略)	19,252円
	光	386円	24,952円
	長門	467円	14,300円
	柳井	298円	9,856円
	美祢	(略)	9,276円
	新南陽1	(略)	42,528円
	小郡	386円	16,784円
	山口大内	526円	38,225円
	下関安岡	255円	29,695円
	小月	(略)	21,406円
	山口下関	(略)	24,494円
	厚東	135円	22,664円
	山口仁保	533円	15,825円
	四辻	168円	34,272円
	嘉川	214円	17,436円
	萩大井	522円	29,079円
	見島	132円	44,040円
	徳山櫛ヶ浜	758円	14,137円
	徳山戸田	361円	23,500円
	都濃	386円	24,655円
	防府西の浦	306円	15,611円
防府大道	261円	15,644円	
防府富海	277円	19,819円	
下松久保	379円	20,537円	
岩国通津	457円	24,789円	
御庄	940円	19,458円	
岩国河内	324円	24,566円	
西ノ浜	295円	47,404円	
光室積	595円	29,198円	
光島田	(略)	14,713円	
久賀	773円	25,235円	
大島	335円	19,814円	
久賀橋	689円	20,429円	
由宇	588円	19,738円	
玖珂	(略)	21,735円	
周東	(略)	23,941円	
岩田	176円	17,932円	
田布施	424円	3,669円	
田布施南	427円	19,756円	
平生	234円	22,778円	
下松熊毛	211円	22,190円	
徳山鹿野	399円	67,097円	
秋種	(略)	14,413円	
宇部橋	189円	22,072円	
下関菊川	462円	15,442円	

	比和	233円	46,252円
	木江白水	787円	44,712円
	広島似島	376円	26,362円
	三原木原	541円	21,916円
	浦崎	565円	30,648円
	坂小屋浦	1,015円	27,443円
	下蒲刈	645円	13,796円
	湯来	109円	22,265円
	木江大崎	661円	25,163円
	木江	639円	18,941円
	東城三和	301円	27,966円
	上下	320円	50,371円
	三次三和	203円	17,194円
山口県	下関東	451円	19,245円
	下関北	1,144円	22,235円
	下関中	345円	29,012円
	下関西	425円	15,304円
	下関王司	643円	23,926円
	下関勝山	1,023円	18,674円
	宇部3	319円	13,771円
	宇部	319円	46,978円
	宇部西	497円	16,592円
	宇部床波	468円	15,511円
	宇部東岐波	513円	44,556円
	山口2	661円	38,466円
	二島	(略)	25,426円
	萩	273円	21,676円
	徳山	895円	27,011円
	徳山周南	916円	21,748円
	防府	424円	17,159円
	防府2	424円	6,035円
	下松	398円	12,873円
	岩国支店3棟	541円	9,898円
	岩国4	541円	14,168円
	岩国西	1,031円	7,266円
	新岩国南	1,429円	45,811円
	宇部小野田	(略)	19,236円
	光	385円	24,931円
	長門	466円	14,288円
	柳井	297円	9,845円
	美祢	(略)	9,262円
	新南陽1	(略)	42,490円
	小郡	384円	16,768円
	山口大内	524円	38,187円
	下関安岡	253円	29,672円
	小月	(略)	21,393円
	山口下関	(略)	24,468円
	厚東	134円	22,650円
	山口仁保	530円	15,810円
	四辻	167円	34,244円
	嘉川	213円	17,425円
	萩大井	516円	29,059円
	見島	131円	43,988円
	徳山櫛ヶ浜	755円	14,127円
	徳山戸田	359円	23,482円
	都濃	383円	24,641円
	防府西の浦	304円	15,600円
防府大道	260円	15,628円	
防府富海	276円	19,789円	
下松久保	376円	20,520円	
岩国通津	451円	24,770円	
御庄	934円	19,448円	
岩国河内	320円	24,553円	
西ノ浜	293円	47,359円	
光室積	594円	29,181円	
光島田	(略)	14,701円	
久賀	768円	25,214円	
大島	334円	19,797円	
久賀橋	683円	20,413円	
由宇	587円	19,725円	
玖珂	(略)	21,717円	
周東	(略)	23,924円	
岩田	175円	17,920円	
田布施	423円	3,668円	
田布施南	423円	19,743円	
平生	233円	22,759円	
下松熊毛	210円	22,172円	
徳山鹿野	398円	67,029円	
秋種	(略)	14,405円	
宇部橋	188円	22,054円	
下関菊川	461円	15,425円	

豊浦	384円	6,334円
豊北	644円	22,619円
特牛	559円	24,191円
長門三隅	(略)	20,660円
長門仙崎	324円	19,097円
美祢豊田	574円	19,745円
阿月	174円	14,786円
新南陽2	(略)	15,028円
久賀下田	472円	18,003円
久賀和田	328円	16,695円
錦町	426円	21,161円
大島	480円	15,956円
上関	587円	23,557円
徳地	285円	21,737円
厚狭殖生	266円	24,323円
秋芳	110円	26,085円
長門古市	373円	17,211円
油谷	405円	19,188円
油谷久津	134円	18,424円
下関吉見	260円	18,377円
阿知須	390円	20,837円
美東	280円	21,104円
阿東	153円	21,445円
長門湯本	317円	27,301円
岩国坂上	555円	23,384円
厚狭	(略)	25,737円
徳島県		
阿波津田	910円	72,048円
阿波川内	810円	82,679円
八万	830円	28,354円
地蔵橋	884円	17,122円
沖洲	909円	15,276円
徳島西	1,285円	42,892円
鳴門	(略)	35,767円
小松島	594円	14,579円
阿波阿南	438円	27,028円
阿波石井	504円	29,533円
那賀川	415円	15,086円
松茂	559円	15,377円
北島	950円	23,670円
藍住	572円	35,617円
板野	603円	22,417円
上板	488円	14,999円
阿波	670円	6,632円
鴨島	1,210円	8,821円
山川	491円	10,289円
脇町	(略)	19,892円
阿波池田	629円	21,734円
徳島B	821円	41,606円
阿波国府	709円	28,206円
多家良	337円	18,462円
応神	449円	12,314円
阿波大麻	256円	13,549円
堂浦	315円	11,102円
鳴門公園	232円	18,262円
新赤石	720円	25,286円
阿波橋	635円	16,423円
桑野	704円	16,366円
阿波福井	542円	16,833円
新野	624円	13,554円
阿波椿	619円	19,069円
阿波一宮	297円	12,056円
羽ノ浦	621円	13,031円
丹生谷	638円	13,741円
阿波海南	651円	12,157円
阿波吉野	690円	20,192円
土成	590円	13,702円
市場	386円	12,957円
阿波川島	559円	8,141円
美馬	(略)	15,292円
貞光	292円	9,887円
三野	384円	16,628円
阿波三好	284円	11,744円
三縄	528円	11,832円
阿波井川	961円	14,461円
三加茂	150円	5,574円
牟岐	824円	53,869円
阿波勝浦	203円	20,158円
日和佐	(略)	10,821円
阿波半田	79円	14,788円
穴吹	147円	19,857円
山城	(略)	23,430円

豊浦	383円	6,331円
豊北	639円	22,608円
特牛	555円	24,178円
長門三隅	(略)	20,643円
長門仙崎	323円	19,082円
美祢豊田	571円	19,729円
阿月	173円	14,778円
新南陽2	(略)	15,015円
久賀下田	468円	17,993円
久賀和田	324円	16,686円
錦町	423円	21,149円
大島	478円	15,948円
上関	585円	23,536円
徳地	284円	21,726円
厚狭殖生	264円	24,304円
秋芳	109円	26,071円
長門古市	369円	17,203円
油谷	403円	19,174円
油谷久津	132円	18,412円
下関吉見	259円	18,363円
阿知須	388円	20,825円
美東	278円	21,082円
阿東	151円	21,427円
長門湯本	312円	27,279円
岩国坂上	550円	23,370円
厚狭	(略)	25,713円
徳島県		
阿波津田	907円	71,972円
阿波川内	809円	82,595円
八万	828円	28,329円
地蔵橋	882円	17,107円
沖洲	907円	15,263円
徳島西	1,276円	42,854円
鳴門	(略)	35,738円
小松島	592円	14,560円
阿波阿南	435円	27,004円
阿波石井	503円	29,513円
那賀川	414円	15,074円
松茂	557円	15,365円
北島	942円	23,650円
藍住	571円	35,586円
板野	602円	22,399円
上板	485円	14,987円
阿波	669円	6,628円
鴨島	1,195円	8,817円
山川	489円	10,283円
脇町	(略)	19,877円
阿波池田	621円	21,715円
徳島B	820円	41,569円
阿波国府	704円	28,180円
多家良	336円	18,447円
応神	448円	12,305円
阿波大麻	255円	13,539円
堂浦	314円	11,094円
鳴門公園	230円	18,250円
新赤石	712円	25,262円
阿波橋	634円	16,408円
桑野	702円	16,358円
阿波福井	537円	16,822円
新野	620円	13,545円
阿波椿	612円	19,059円
阿波一宮	296円	12,049円
羽ノ浦	620円	13,020円
丹生谷	636円	13,730円
阿波海南	649円	12,148円
阿波吉野	683円	20,175円
土成	586円	13,693円
市場	385円	12,948円
阿波川島	558円	8,136円
美馬	(略)	15,279円
貞光	289円	9,879円
三野	382円	16,617円
阿波三好	282円	11,735円
三縄	526円	11,821円
阿波井川	955円	14,449円
三加茂	149円	5,550円
牟岐	820円	53,832円
阿波勝浦	202円	20,139円
日和佐	(略)	10,811円
阿波半田	78円	14,775円
穴吹	144円	19,844円
山城	(略)	23,418円

	阿波神山	(略)	12,816円
	阿波広野	(略)	12,370円
香川県	讃岐三条	867円	25,867円
	高松北2	492円	5,633円
	屋島	1,120円	19,047円
	香西	1,274円	18,491円
	円座2	756円	32,169円
	讃岐前田	443円	15,984円
	讃岐川島	502円	5,000円
	西植田	393円	6,981円
	新仏生山	1,325円	23,058円
	丸亀	573円	9,763円
	讃岐郡家	804円	(略)
	坂出	(略)	15,600円
	讃岐加茂	542円	(略)
	讃岐林田	365円	5,972円
	普通寺	1,143円	20,490円
	観音寺	848円	19,780円
	引田	445円	61,261円
	三本松	260円	27,548円
	讃岐津田	251円	21,350円
	讃岐大川	(略)	15,551円
	志度	350円	33,452円
	長尾	570円	11,672円
	内海	437円	21,167円
	土庄	609円	18,748円
	讃岐三木	430円	26,809円
	讃岐牟礼	553円	15,610円
	香川	724円	35,314円
	綾南	867円	11,907円
	讃岐国分寺	548円	21,989円
	宇多津	790円	39,092円
	琴平	493円	18,874円
	多度津	616円	30,616円
	讃岐高瀬	(略)	17,979円
	讃岐豊浜	(略)	5,369円
	本島	184円	38,130円
	与島	323円	26,906円
	木之郷	562円	31,138円
	伊吹	246円	25,314円
	鴨部	660円	5,489円
	庵治	333円	14,055円
	綾上	711円	4,947円
	讃岐昭和	653円	8,587円
	綾歌	396円	12,079円
	讃岐飯山	526円	17,578円
	讃岐吉野	(略)	8,899円
	大野原	544円	11,579円
	讃岐豊中	333円	4,655円
仁尾	281円	16,448円	
三本松2	260円	13,367円	
山本	491円	11,766円	
讃岐神山	373円	11,322円	
塩江	649円	21,241円	
麻二宮	389円	5,584円	
詫間	361円	26,509円	
財田	381円	17,322円	
高松	704円	50,647円	
讃岐池田	505円	6,418円	
愛媛県	西須賀	907円	5,768円
	吉田浜	865円	6,050円
	堀江	629円	9,353円
	伊予石井2	1,184円	14,974円
	久谷	1,083円	9,635円
	新久米	1,367円	21,215円
	山越本	846円	30,009円
	松山3	1,463円	27,884円
	今治	623円	41,642円
	伊予桜井2	1,024円	14,870円
	宇和島	756円	16,628円
	八幡浜	540円	13,740円
	新居浜3	782円	23,996円
	泉川	432円	7,598円
	多喜浜	(略)	13,848円
	伊予西条	756円	8,856円
	大洲	457円	10,548円
	新谷	(略)	13,864円
	川之江	833円	5,870円
	伊予三島西	1,031円	10,028円
	伊予2	819円	15,894円
	伊予北条	748円	6,305円

	阿波神山	(略)	12,807円
	阿波広野	(略)	12,364円
香川県	讃岐三条	861円	25,845円
	高松北2	490円	5,618円
	屋島	1,108円	19,031円
	香西	1,272円	18,475円
	円座2	755円	32,142円
	讃岐前田	441円	15,973円
	讃岐川島	500円	4,999円
	西植田	389円	6,954円
	新仏生山	1,308円	23,024円
	丸亀	572円	9,757円
	讃岐郡家	803円	(略)
	坂出	(略)	15,587円
	讃岐加茂	541円	(略)
	讃岐林田	364円	5,968円
	普通寺	1,129円	20,475円
	観音寺	842円	19,755円
	引田	443円	61,225円
	三本松	257円	27,523円
	讃岐津田	250円	21,333円
	讃岐大川	(略)	15,540円
	志度	349円	33,422円
	長尾	569円	11,663円
	内海	436円	21,148円
	土庄	608円	18,733円
	讃岐三木	428円	26,793円
	讃岐牟礼	551円	15,597円
	香川	720円	35,283円
	綾南	863円	11,900円
	讃岐国分寺	545円	21,969円
	宇多津	782円	39,054円
	琴平	492円	18,861円
	多度津	615円	30,598円
	讃岐高瀬	(略)	17,947円
	讃岐豊浜	(略)	5,368円
	本島	182円	38,097円
	与島	319円	26,889円
	木之郷	560円	31,122円
	伊吹	243円	25,299円
	鴨部	650円	5,465円
	庵治	332円	14,044円
	綾上	707円	4,920円
	讃岐昭和	644円	8,560円
	綾歌	394円	12,071円
	讃岐飯山	524円	17,565円
	讃岐吉野	(略)	8,898円
	大野原	542円	11,571円
	讃岐豊中	332円	4,638円
仁尾	280円	16,421円	
三本松2	257円	13,357円	
山本	490円	11,758円	
讃岐神山	368円	11,290円	
塩江	643円	21,229円	
麻二宮	388円	5,558円	
詫間	360円	26,467円	
財田	379円	17,305円	
高松	702円	50,597円	
讃岐池田	504円	6,416円	
愛媛県	西須賀	905円	5,766円
	吉田浜	862円	6,047円
	堀江	626円	9,347円
	伊予石井2	1,183円	14,961円
	久谷	1,082円	9,629円
	新久米	1,359円	21,175円
	山越本	845円	29,983円
	松山3	1,459円	27,861円
	今治	618円	41,605円
	伊予桜井2	1,020円	14,858円
	宇和島	755円	16,615円
	八幡浜	539円	13,731円
	新居浜3	778円	23,978円
	泉川	431円	7,593円
	多喜浜	(略)	13,837円
	伊予西条	754円	8,850円
	大洲	456円	10,543円
	新谷	(略)	13,857円
	川之江	832円	5,860円
	伊予三島西	1,026円	10,022円
	伊予2	815円	15,881円
	伊予北条	747円	6,303円

壬生川 2	413円	22,939円
伊予土居	387円	11,130円
大西	1,255円	11,299円
重信 (略)		15,825円
松前 2	1,093円	14,993円
砥部	1,888円	10,111円
宇和	348円	5,174円
広見	346円	54,168円
御荘 2	246円	8,748円
湯山	3,093円	35,457円
波止浜交換 2	589円	14,799円
来	716円	15,759円
日土	1,312円	20,748円
穴井	1,270円	29,497円
伊予氷見	818円	12,459円
伊予豊岡	1,074円	23,461円
伊予三芳	692円	13,501円
粟井	618円	17,412円
伊予小松	872円	10,514円
丹原	614円	13,509円
伊予玉川	606円	15,353円
菊間	332円	15,193円
吉海	533円	14,230円
伯方	1,059円	9,622円
伊予川内	778円	12,349円
久万	288円	18,445円
保内	558円	19,345円
伊予吉田	596円	12,237円
伊予津島	544円	51,586円
今治支店旧	623円	15,620円
大洲新棟	445円	13,464円
伊予長浜	406円	30,877円
内子	851円	51,461円
伊予三瓶	594円	9,344円
愛媛野村	673円	60,768円
三間 (略)		5,319円
伊予朝倉	394円	13,401円
宮窪	178円	3,883円
伊予上浦 (略)		15,205円
伊予小田	396円	19,804円
伊予中山機械 (略)		1,074円
伊予松野 (略)		4,893円
二本松	81円	20,841円
生名	213円	17,103円
伊予弓削 (略)		57,198円
双海	855円	12,293円
伊方	305円	13,152円
城川交換機 (略)		
重信 2 (略)		37,545円
高知県		
高知東	1,371円	27,604円
潮江	1,446円	46,167円
土佐朝倉	1,033円	19,896円
土佐一宮	1,204円	36,357円
種崎	576円	15,472円
土佐大津	1,151円	20,558円
安芸	179円	15,189円
南国	465円	12,722円
須崎	563円	37,338円
土佐中村	293円	23,708円
赤岡	459円	8,386円
土佐山田	386円	11,390円
伊野	785円	10,604円
池川	643円	35,375円
土佐春野	317円	18,079円
土佐羽根	869円	30,566円
片山	865円	8,579円
土佐国府	688円	22,482円
戸波	280円	21,170円
具同	526円	29,556円
宿毛	549円	68,369円
片島 (略)		9,558円
土佐長浜	451円	16,412円
介良	1,731円	41,897円
室戸	542円	21,593円
土佐 (略)		532円
土佐宇佐 (略)		14,501円
野市	564円	9,688円
美良布	541円	21,917円
中土佐	607円	22,104円
佐川	398円	18,627円

壬生川 2	412円	22,921円
伊予土居	386円	11,123円
大西	1,250円	11,292円
重信 (略)		15,811円
松前 2	1,091円	14,980円
砥部	1,888円	10,105円
宇和	347円	5,172円
広見	345円	54,136円
御荘 2	245円	8,743円
湯山	3,088円	35,425円
波止浜交換 2	585円	14,786円
来	713円	15,725円
日土	1,296円	20,735円
穴井	1,252円	29,470円
伊予氷見	816円	12,451円
伊予豊岡	1,070円	23,444円
伊予三芳	688円	13,490円
粟井	613円	17,400円
伊予小松	870円	10,506円
丹原	611円	13,501円
伊予玉川	604円	15,343円
菊間	329円	15,184円
吉海	532円	14,219円
伯方	1,057円	9,617円
伊予川内	777円	12,341円
久万	285円	18,430円
保内	557円	19,331円
伊予吉田	594円	12,229円
伊予津島	543円	51,556円
今治支店旧	618円	15,610円
大洲新棟	444円	13,454円
伊予長浜	404円	30,853円
内子	850円	51,430円
伊予三瓶	591円	9,338円
愛媛野村	671円	60,733円
三間 (略)		5,292円
伊予朝倉	393円	13,393円
宮窪	177円	3,859円
伊予上浦 (略)		15,196円
伊予小田	393円	19,793円
伊予中山機械 (略)		1,069円
伊予松野 (略)		4,867円
一本松	80円	20,829円
生名	210円	17,091円
伊予弓削 (略)		57,168円
双海	851円	12,284円
伊方	304円	13,138円
城川交換機 (略)		
重信 2 (略)		37,509円
伊予中島	783円	17,562円
高知東	1,362円	27,579円
潮江	1,437円	46,132円
土佐朝倉	1,029円	19,876円
土佐一宮	1,201円	36,324円
種崎	573円	15,462円
土佐大津	1,149円	20,540円
安芸	178円	15,167円
南国	464円	12,710円
須崎	559円	37,313円
土佐中村	291円	23,690円
赤岡	456円	8,380円
土佐山田	384円	11,384円
伊野	783円	10,597円
池川	634円	35,345円
土佐春野	315円	18,064円
土佐羽根	855円	30,540円
片山	863円	8,575円
土佐国府	687円	22,461円
戸波	279円	21,154円
具同	519円	29,531円
宿毛	548円	68,323円
片島 (略)		9,554円
土佐長浜	446円	16,394円
介良	1,712円	41,860円
室戸	539円	21,579円
土佐 (略)		530円
土佐宇佐 (略)		14,489円
野市	562円	9,680円
美良布	539円	21,904円
中土佐	606円	22,087円
佐川	396円	18,613円

	葦西	760円	13,227円
	香川	797円	39,531円
	越知	446円	15,158円
	土佐日高	592円	27,295円
	吉良川	(略)	26,827円
	大橋	168円	22,178円
	吾北	121円	26,959円
	仁淀	124円	21,130円
	高知	795円	50,859円
	大杉	153円	11,881円
	土佐平田	78円	25,023円
	土佐清水	521円	76,636円
	窪川	322円	7,667円
	大方	199円	13,961円
	土佐大月	196円	22,626円
	野根	80円	20,651円
	嶺北	189円	12,445円
	土佐佐賀	151円	22,558円
	土佐田野	156円	15,560円
福岡県	門司2	(略)	11,410円
	門司恒見		28,915円
	門司大里	1,118円	12,961円
	福岡若松	795円	15,501円
	若松一島	(略)	11,946円
	戸畑	740円	26,659円
	小倉南	1,358円	14,718円
	小倉西	877円	13,010円
	北九州古船場	759円	22,349円
	北九州1	1,022円	39,362円
	北九州2	1,022円	13,710円
	北九州3	1,022円	14,129円
	小倉南曾根	827円	8,180円
	小倉南徳力	1,821円	17,030円
	八幡樺田	784円	12,369円
	北九州八幡2	(略)	17,755円
	折尾3	832円	16,174円
	八幡黒崎	554円	14,658円
	八幡上津役	705円	10,017円
	八幡香月別館	1,341円	17,186円
	福岡東	2,434円	28,878円
	香椎	2,148円	25,225円
	二股瀬	1,270円	22,483円
	和白	1,200円	14,597円
	博多	(略)	26,168円
	土居町	1,377円	19,512円
	福岡南	1,179円	30,886円
	福岡中央2	17,126円	26,106円
	福岡平尾	2,310円	11,132円
	筑紫ヶ丘	1,472円	14,159円
	屋形原	936円	17,998円
	姪浜	1,683円	15,512円
	金武	2,162円	16,193円
	今宿2	1,135円	14,981円
	七隈	1,794円	24,599円
	福岡西新	3,220円	17,643円
	大牟田	562円	13,775円
	久留米	584円	20,548円
	荒木	631円	12,102円
	御井町	1,146円	18,661円
	久留米上津	1,078円	22,854円
	久留米2	1,308円	20,990円
	直方2	346円	15,752円
	飯塚3	700円	11,873円
田川	332円	10,783円	
福岡山田	107円	15,988円	
甘木	735円	13,099円	
八女	(略)	15,172円	
筑後	(略)	9,602円	
福岡大川	390円	28,840円	
行橋2	362円	10,261円	
中間	306円	15,683円	
福岡小郡	711円	22,987円	
二日市	805円	20,258円	
二日市原田	727円	11,688円	
福岡南大野	1,818円	18,630円	
乙金	1,891円	21,609円	
宗像	486円	7,781円	
日の里	1,738円	16,135円	
前原営業所	436円	19,794円	
宇美	759円	21,032円	

	葦西	756円	13,216円
	香川	789円	39,497円
	越知	444円	15,144円
	土佐日高	590円	27,271円
	吉良川	(略)	26,804円
	大橋	167円	22,161円
	吾北	120円	26,936円
	仁淀	122円	21,114円
	高知	794円	50,822円
	大杉	152円	11,868円
	土佐平田	77円	25,003円
	土佐清水	515円	76,578円
	窪川	321円	7,662円
	大方	198円	13,949円
	土佐大月	195円	22,612円
	野根	79円	20,631円
	嶺北	188円	12,433円
	土佐佐賀	150円	22,541円
	土佐田野	153円	15,545円
福岡県	東津野	89円	14,925円
	門司2	(略)	11,400円
	門司恒見		28,894円
	門司大里	1,114円	12,950円
	福岡若松	793円	15,490円
	若松一島	(略)	11,936円
	戸畑	739円	26,641円
	小倉南	1,348円	14,707円
	小倉西	876円	12,998円
	北九州古船場	758円	22,328円
	北九州1	1,020円	39,333円
	北九州2	1,020円	13,700円
	北九州3	1,020円	14,119円
	小倉南曾根	826円	8,175円
	小倉南徳力	1,814円	17,016円
	八幡樺田	777円	12,359円
	北九州八幡2	(略)	17,739円
	折尾3	825円	16,159円
	八幡黒崎	553円	14,647円
	八幡上津役	704円	10,010円
	八幡香月別館	1,331円	17,172円
	福岡東	2,428円	28,849円
	香椎	2,145円	25,197円
	二股瀬	1,267円	22,464円
	和白	1,198円	14,586円
	博多	(略)	26,146円
	土居町	1,373円	19,496円
	福岡南	1,175円	30,859円
	福岡中央2	17,124円	26,079円
	福岡平尾	2,306円	11,122円
	筑紫ヶ丘	1,469円	14,148円
	屋形原	932円	17,984円
	姪浜	1,678円	15,501円
	金武	2,156円	16,179円
	今宿2	1,132円	14,971円
	七隈	1,793円	24,582円
	福岡西新	3,213円	17,626円
	大牟田	557円	13,766円
	久留米	582円	20,530円
	荒木	630円	12,094円
	御井町	1,138円	18,638円
	久留米上津	1,073円	22,836円
	久留米2	1,301円	20,973円
	直方2	344円	15,742円
飯塚3	691円	11,863円	
田川	331円	10,776円	
福岡山田	106円	15,976円	
甘木	729円	13,089円	
八女	(略)	15,160円	
筑後	(略)	9,597円	
福岡大川	388円	28,818円	
行橋2	361円	10,255円	
中間	305円	15,669円	
福岡小郡	710円	22,969円	
二日市	802円	20,241円	
二日市原田	724円	11,679円	
福岡南大野	1,813円	18,613円	
乙金	1,880円	21,591円	
宗像	485円	7,776円	
日の里	1,731円	16,123円	
前原営業所	435円	19,778円	
宇美	758円	21,014円	

志免	(略)	14,110円
古賀新宮	(略)	45,444円
古賀	746円	16,778円
長者原	2,361円	26,305円
福岡	367円	9,152円
福岡芦屋	388円	12,976円
折尾水巻	486円	20,398円
折尾海老津	468円	18,908円
直方鞍手	(略)	13,034円
田主丸	421円	15,502円
瀬高	292円	10,368円
柳川	333円	14,847円
苅田	(略)	12,071円
行橋屋川	500円	43,271円
行橋豊津	555円	21,703円
門司黒川	739円	10,415円
若松小島	346円	32,904円
西谷石原	198円	37,379円
多々良	1,014円	26,707円
早良内野	791円	36,931円
倉永	434円	22,814円
善導寺	368円	17,711円
福岡三国	464円	21,069円
篠栗	1,041円	39,648円
久山	640円	9,353円
折尾遠賀川	523円	46,553円
柳川大和	398円	23,572円
江浦	364円	21,911円
西戸崎	(略)	34,553円
北崎	1,022円	22,177円
直方小竹	(略)	25,081円
直方宮田	434円	19,882円
稲築	381円	32,932円
前原志摩	766円	16,658円
田主丸吉井	491円	27,016円
大刀洗	180円	13,144円
広川	375円	11,556円
豊前	550円	11,427円
津屋崎	382円	12,405円
宗像玄海	356円	17,787円
直方若宮	144円	18,416円
飯塚桂川	289円	18,015円
飯塚碓井	152円	33,679円
飯塚大隈	418円	18,320円
飯塚筑穂	498円	17,617円
飯塚庄内	282円	17,021円
杷木	606円	12,599円
甘木朝倉	370円	14,391円
夜須	371円	26,181円
二丈	464円	30,227円
福吉	182円	7,009円
芥屋	237円	20,457円
浮羽	199円	31,204円
久留米北野	992円	17,873円
大木	594円	15,912円
三猪	(略)	13,201円
黒木	392円	22,957円
瀬高山川	535円	9,798円
田川香春	(略)	13,774円
田川添田	382円	20,587円
田川金田	425円	8,951円
田川糸田	442円	29,675円
田川豊前川崎	295円	14,388円
田川赤池	(略)	21,271円
田川大任	389円	25,001円
田川油須原	341円	29,832円
友枝	296円	23,611円
直方東	467円	24,098円
福岡大川2	390円	6,021円
那珂川別	702円	20,738円
若宮吉川	104円	21,240円
城島	595円	13,415円
行橋勝山	704円	32,788円
行橋築城	509円	14,971円
上陽	644円	24,719円
光友	264円	33,339円
星野	250円	11,797円
行橋椎田	363円	13,522円
高木瀬	727円	31,302円
唐津	505円	21,342円
佐賀鳥栖	881円	28,090円

佐賀県

志免	(略)	14,101円
古賀新宮	(略)	45,414円
古賀	741円	16,767円
長者原	2,355円	26,281円
福岡	366円	9,147円
福岡芦屋	388円	12,968円
折尾水巻	483円	20,382円
折尾海老津	465円	18,892円
直方鞍手	(略)	13,025円
田主丸	418円	15,490円
瀬高	291円	10,361円
柳川	332円	14,837円
苅田	(略)	12,063円
行橋屋川	496円	43,243円
行橋豊津	553円	21,690円
門司黒川	733円	10,408円
若松小島	344円	32,874円
西谷石原	197円	37,341円
多々良	1,010円	26,692円
早良内野	786円	36,897円
倉永	431円	22,794円
善導寺	365円	17,696円
福岡三国	462円	21,052円
篠栗	1,032円	39,612円
久山	639円	9,345円
折尾遠賀川	521円	46,525円
柳川大和	395円	23,554円
江浦	362円	21,895円
西戸崎	(略)	34,529円
北崎	1,019円	22,161円
直方小竹	(略)	25,058円
直方宮田	430円	19,865円
稲築	380円	32,902円
前原志摩	764円	16,646円
田主丸吉井	489円	27,000円
大刀洗	179円	13,136円
広川	374円	11,548円
豊前	549円	11,419円
津屋崎	381円	12,395円
宗像玄海	355円	17,772円
直方若宮	143円	18,401円
飯塚桂川	287円	18,000円
飯塚碓井	151円	33,654円
飯塚大隈	415円	18,307円
飯塚筑穂	496円	17,602円
飯塚庄内	281円	17,005円
杷木	605円	12,589円
甘木朝倉	367円	14,380円
夜須	370円	26,162円
二丈	463円	30,204円
福吉	180円	7,006円
芥屋	236円	20,433円
浮羽	198円	31,181円
久留米北野	989円	17,860円
大木	592円	15,898円
三猪	(略)	13,191円
黒木	391円	22,939円
瀬高山川	531円	9,796円
田川香春	(略)	13,763円
田川添田	379円	20,570円
田川金田	424円	8,946円
田川糸田	441円	29,656円
田川豊前川崎	294円	14,376円
田川赤池	(略)	21,254円
田川大任	387円	24,981円
田川油須原	339円	29,810円
友枝	294円	23,593円
直方東	463円	24,066円
福岡大川2	388円	6,017円
那珂川別	696円	20,720円
若宮吉川	103円	21,223円
城島	593円	13,405円
行橋勝山	700円	32,762円
行橋築城	506円	14,960円
上陽	639円	24,700円
光友	262円	33,311円
星野	247円	11,795円
行橋椎田	361円	13,512円
高木瀬	724円	31,266円
唐津	502円	21,324円
佐賀鳥栖	878円	28,066円

佐賀県

多久	360円	29,229円
伊万里	428円	18,242円
伊万里黒川	195円	17,338円
武雄	247円	19,651円
佐賀鹿島	293円	10,390円
川副南	450円	24,010円
神埼	647円	26,723円
基山	520円	27,425円
小城	388円	37,915円
牛津	460円	28,849円
玄海	453円	26,715円
罐野電交局舎	553円	13,821円
有田	433円	23,193円
蓮池	142円	13,829円
川久保	(略)	13,910円
唐津山本	486円	21,324円
唐津鏡	383円	32,251円
東多久	(略)	26,280円
久原	239円	14,796円
波多津	307円	29,529円
伊万里松浦	(略)	25,269円
大川野	93円	32,108円
南波多	91円	14,539円
諸富	532円	20,006円
佐賀千代田	757円	10,923円
鳥栖中原	820円	21,206円
北茂安	415円	18,678円
呼子	269円	14,827円
西有田	345円	27,171円
武雄北方	578円	22,632円
佐賀大町	565円	9,969円
佐賀白石	347円	26,132円
鹿島塩田	572円	14,089円
久保田	557円	17,119円
佐賀大和	564円	16,810円
江北	393円	17,143円
佐賀福富	662円	24,689円
有明	737円	37,877円
太良	599円	28,351円
若木	337円	14,213円
浜崎	524円	18,995円
武雄山内	285円	20,844円
三根	752円	27,662円
入野	440円	28,495円
西川登	453円	36,437円
七山	286円	10,173円
湊	293円	22,758円
巖木	197円	11,922円
相知	125円	12,282円
太良大浦	350円	16,219円
浦上	1,219円	28,088円
新長	1,373円	24,165円
小ヶ倉	515円	11,875円
稲佐	1,944円	4,264円
深堀	465円	15,361円
東長崎	1,282円	14,289円
滑石	1,363円	12,967円
佐世保別	(略)	23,098円
早岐	595円	18,601円
佐世保大和	520円	28,996円
佐世保大野	858円	46,921円
柚木	406円	7,027円
相浦	(略)	24,845円
島原	623円	23,979円
諫早	648円	18,292円
西諫早	569円	23,648円
大村	(略)	17,020円
福江	307円	14,002円
長崎平戸	564円	45,365円
時津	963円	17,219円
有川	368円	23,138円
杵岐	836円	21,736円
厳原	465円	21,701円
大瀬戸	349円	16,482円
長崎小浜	287円	18,552円
豆岐	139円	34,763円
竹松	558円	17,960円
長崎茂木	862円	19,721円
木鉢	771円	11,069円
長崎三重	536円	15,044円
鹿子前	554円	17,877円

長崎県

多久	359円	29,203円
伊万里	424円	18,226円
伊万里黒川	194円	17,323円
武雄	244円	19,633円
佐賀鹿島	292円	10,383円
川副南	448円	23,988円
神埼	642円	26,699円
基山	519円	27,402円
小城	386円	37,889円
牛津	458円	28,824円
玄海	451円	26,696円
罐野電交局舎	551円	13,810円
有田	431円	23,174円
蓮池	141円	13,819円
川久保	(略)	13,900円
唐津山本	485円	21,311円
唐津鏡	381円	32,227円
東多久	(略)	26,258円
久原	238円	14,784円
波多津	303円	29,506円
伊万里松浦	(略)	25,250円
大川野	92円	32,082円
南波多	90円	14,531円
諸富	531円	19,989円
佐賀千代田	752円	10,916円
鳥栖中原	817円	21,184円
北茂安	414円	18,661円
呼子	268円	14,819円
西有田	343円	27,153円
武雄北方	575円	22,605円
佐賀大町	562円	9,963円
佐賀白石	346円	26,109円
鹿島塩田	566円	14,082円
久保田	552円	17,036円
佐賀大和	562円	16,797円
江北	390円	17,130円
佐賀福富	660円	24,673円
有明	732円	37,849円
太良	597円	28,327円
若木	335円	14,205円
浜崎	523円	18,984円
武雄山内	282円	20,830円
三根	749円	27,641円
入野	436円	28,475円
西川登	450円	36,407円
七山	283円	10,170円
湊	290円	22,732円
巖木	196円	11,914円
相知	124円	12,273円
太良大浦	346円	16,209円
浦上	1,218円	28,065円
新長	1,364円	24,145円
小ヶ倉	513円	11,867円
稲佐	1,933円	4,258円
深堀	462円	15,348円
東長崎	1,280円	14,279円
滑石	1,360円	12,955円
佐世保別	(略)	23,082円
早岐	588円	18,589円
佐世保大和	518円	28,970円
佐世保大野	852円	46,866円
柚木	405円	7,022円
相浦	(略)	24,827円
島原	617円	23,959円
諫早	645円	18,279円
西諫早	566円	23,627円
大村	(略)	17,007円
福江	305円	13,991円
長崎平戸	561円	45,328円
時津	962円	17,205円
有川	365円	23,114円
杵岐	833円	21,718円
厳原	463円	21,681円
大瀬戸	348円	16,470円
長崎小浜	286円	18,537円
豆岐	138円	34,737円
竹松	557円	17,932円
長崎茂木	857円	19,704円
木鉢	769円	11,061円
長崎三重	531円	15,035円
鹿子前	550円	17,863円

長崎県

針尾	435円	18,362円
松浦	403円	23,803円
御厨	188円	7,963円
長崎三和	449円	19,726円
多良見	652円	13,217円
長与	937円	27,223円
琴海	402円	48,807円
西彼	301円	14,857円
東彼杵	396円	13,106円
川棚	(略)	12,108円
波佐見	199円	15,818円
湯江	402円	12,448円
小長井	298円	13,118円
島原有明	194円	8,557円
島原国見	243円	10,902円
諫早吾妻	370円	18,689円
鑿野森山	948円	20,678円
千々石	264円	12,760円
有家	342円	15,284円
島原深江	974円	10,423円
田平	119円	13,046円
江迎	228円	10,896円
佐々	(略)	22,041円
佐世保吉井	163円	21,243円
黒口	216円	20,995円
飯盛	871円	19,906円
島原瑞穂	618円	20,771円
鹿町	439円	15,763円
小佐々	393円	20,014円
楠泊	303円	17,770円
式見	885円	16,411円
三川内	1,106円	21,679円
紐差	368円	31,701円
津吉	192円	23,740円
今福	245円	15,263円
西彼大串	420円	50,148円
南風崎	931円	28,855円
有喜	172円	31,994円
鶏知	791円	34,500円
崎戸	125円	27,855円
雲仙	132円	44,720円
伊万里福島	345円	17,020円
鷹島	343円	33,053円
野母崎	776円	23,954円
加津佐	(略)	14,295円
長崎口之津	290円	13,929円
南有馬	989円	18,295円
富江	341円	15,134円
青方	319円	20,179円
東	(略)	17,505円
健軍	827円	11,983円
立田	679円	23,060円
田迎	1,249円	25,576円
桜町	(略)	16,802円
熊本清水	970円	15,688円
北部	529円	31,871円
葦山	909円	28,180円
託麻別館	1,424円	36,673円
新川尻	902円	22,077円
熊本南部	531円	20,416円
郡築	216円	24,181円
人吉別館	(略)	16,415円
水俣	1,542円	14,868円
玉名	411円	23,679円
本渡	593円	26,221円
山鹿	305円	16,725円
牛深	246円	16,563円
菊池	943円	23,663円
松橋	494円	13,491円
松橋小川	(略)	15,650円
樋木岩野	668円	22,532円
熊本大津	213円	29,794円
西合志	(略)	8,100円
一の宮	243円	17,591円
熊本小国	1,013円	31,193円
高森	558円	20,834円
南阿蘇	(略)	70,129円
木山	848円	50,526円
矢部別館	826円	32,837円
荒尾	206円	14,300円
宇土	(略)	26,407円

熊本県

針尾	433円	18,352円
松浦	401円	23,783円
御厨	187円	7,957円
長崎三和	448円	19,712円
多良見	648円	13,207円
長与	932円	27,199円
琴海	401円	48,776円
西彼	299円	14,845円
東彼杵	395円	13,097円
川棚	(略)	12,096円
波佐見	198円	15,806円
湯江	400円	12,440円
小長井	296円	13,101円
島原有明	193円	8,556円
島原国見	242円	10,895円
諫早吾妻	368円	18,678円
鑿野森山	944円	20,665円
千々石	262円	12,752円
有家	341円	15,274円
島原深江	968円	10,416円
田平	118円	13,037円
江迎	227円	10,889円
佐々	(略)	22,031円
佐世保吉井	162円	21,229円
黒口	215円	20,980円
飯盛	869円	19,894円
島原瑞穂	615円	20,760円
鹿町	437円	15,756円
小佐々	391円	20,003円
楠泊	302円	17,761円
式見	881円	16,398円
三川内	1,104円	21,663円
紐差	366円	31,681円
津吉	189円	23,724円
今福	244円	15,255円
西彼大串	417円	50,117円
南風崎	926円	28,832円
有喜	171円	31,971円
鶏知	790円	34,472円
崎戸	124円	27,830円
雲仙	131円	44,665円
伊万里福島	342円	17,011円
鷹島	341円	33,029円
野母崎	771円	23,937円
加津佐	(略)	14,287円
長崎口之津	289円	13,918円
南有馬	983円	18,282円
富江	339円	15,124円
青方	317円	20,164円
東	(略)	17,490円
健軍	825円	11,975円
立田	677円	23,041円
田迎	1,244円	25,556円
桜町	(略)	16,780円
熊本清水	964円	15,675円
北部	528円	31,843円
葦山	902円	28,156円
託麻別館	1,413円	36,641円
新川尻	900円	22,057円
熊本南部	527円	20,395円
郡築	215円	24,163円
人吉別館	(略)	16,401円
水俣	1,533円	14,857円
玉名	409円	23,658円
本渡	591円	26,199円
山鹿	302円	16,711円
牛深	245円	16,549円
菊池	931円	23,644円
松橋	493円	13,482円
松橋小川	(略)	15,639円
樋木岩野	664円	22,516円
熊本大津	212円	29,767円
西合志	(略)	8,091円
一の宮	242円	17,578円
熊本小国	1,000円	31,166円
高森	556円	20,809円
南阿蘇	(略)	70,086円
木山	846円	50,472円
矢部別館	815円	32,811円
荒尾	205円	14,289円
宇土	(略)	26,384円

熊本県

合志	172円	20,900円
熊本小島	750円	20,789円
天明	105円	31,897円
日奈久	547円	9,386円
府本	124円	12,178円
荒尾緑ヶ丘	781円	18,659円
網田	406円	21,560円
三角	757円	12,970円
松橋城南	286円	17,751円
堅志田	278円	23,128円
砥用	218円	20,863円
岱明	71円	14,174円
天水	494円	33,651円
南関	390円	15,444円
熊本長洲	271円	12,940円
鹿本	494円	14,766円
菊陽	904円	15,655円
泗水	316円	17,461円
南小国	577円	22,121円
熊本西原	469円	25,457円
嘉島	276円	53,995円
甲佐	788円	21,015円
坂本	417円	12,987円
熊本鏡	(略)	18,189円
宮原	208円	11,568円
東陽	363円	17,835円
湯浦	245円	23,421円
津奈木	444円	25,642円
錦	335円	14,119円
多良木	248円	14,799円
大矢野	1,277円	11,488円
本渡松島	536円	18,762円
赤崎	438円	38,444円
飽田	610円	97,029円
竜峰	499円	16,213円
松橋豊野	(略)	17,173円
玉裏	389円	7,641円
菊水	478円	10,341円
坊中	209円	18,524円
御船	340円	32,321円
千丁	584円	19,894円
水俣田浦	287円	27,484円
熊本河内	623円	17,741円
水源	248円	23,157円
郡浦	248円	27,390円
鹿北	301円	14,615円
菊鹿	199円	18,648円
鹿央	118円	13,618円
旭志	270円	26,594円
矢部清和	109円	23,407円
芦北	483円	18,111円
湯前	231円	22,036円
姫戸	440円	18,891円
三加和	163円	23,222円
阿蘇	303円	92,906円
本渡富岡	497円	18,755円
河浦	495円	51,428円
蘇陽	369円	21,715円
免田	344円	20,907円
一勝地	230円	21,663円
竜ヶ岳	587円	34,157円
五和	662円	29,608円
玉名大浜	289円	17,188円
大分	(略)	35,898円
鶴崎	414円	24,215円
大分東	912円	26,188円
大分滝尾	461円	24,171円
大分大道	1,035円	31,715円
大分市外	733円	24,240円
大分別府	(略)	20,262円
別府北	(略)	8,313円
如水	104円	22,298円
新中津	548円	20,225円
日田三本松	393円	36,986円
佐伯	688円	23,006円
臼杵	758円	31,445円
津久見	389円	21,768円
大分竹田	392円	21,248円
豊後高田	577円	9,288円
杵築別館	481円	27,676円
大分宇佐	433円	29,515円

大分県

合志	171円	20,885円
熊本小島	748円	20,772円
天明	104円	31,871円
日奈久	542円	9,380円
府本	123円	12,169円
荒尾緑ヶ丘	770円	18,646円
網田	403円	21,543円
三角	746円	12,961円
松橋城南	285円	17,726円
堅志田	276円	23,114円
砥用	215円	20,849円
岱明	70円	14,165円
天水	488円	33,623円
南関	388円	15,432円
熊本長洲	270円	12,931円
鹿本	492円	14,756円
菊陽	902円	15,638円
泗水	315円	17,447円
南小国	575円	22,106円
熊本西原	467円	25,439円
嘉島	275円	53,943円
甲佐	785円	21,000円
坂本	410円	12,981円
熊本鏡	(略)	18,176円
宮原	207円	11,553円
東陽	359円	17,823円
湯浦	244円	23,396円
津奈木	439円	25,626円
錦	333円	14,108円
多良木	245円	14,788円
大矢野	1,273円	11,480円
本渡松島	532円	18,748円
赤崎	434円	38,400円
飽田	609円	96,925円
竜峰	495円	16,202円
松橋豊野	(略)	17,161円
玉裏	387円	7,633円
菊水	476円	10,332円
坊中	208円	18,512円
御船	339円	32,295円
千丁	581円	19,880円
水俣田浦	284円	27,461円
熊本河内	618円	17,727円
水源	244円	23,141円
郡浦	245円	27,366円
鹿北	298円	14,597円
菊鹿	197円	18,633円
鹿央	117円	13,614円
旭志	268円	26,576円
矢部清和	108円	23,387円
芦北	482円	18,096円
湯前	229円	22,022円
姫戸	436円	18,878円
三加和	161円	23,204円
阿蘇	301円	92,817円
本渡富岡	494円	18,734円
河浦	489円	51,371円
蘇陽	365円	21,700円
免田	341円	20,888円
一勝地	228円	21,642円
竜ヶ岳	580円	34,126円
五和	660円	29,580円
玉名大浜	286円	17,171円
大分	(略)	35,861円
鶴崎	412円	24,194円
大分東	910円	26,165円
大分滝尾	458円	24,150円
大分大道	1,031円	31,690円
大分市外	731円	24,219円
大分別府	(略)	20,240円
別府北	(略)	8,305円
如水	103円	22,281円
新中津	544円	20,208円
日田三本松	391円	36,948円
佐伯	683円	22,984円
臼杵	751円	31,417円
津久見	387円	21,753円
大分竹田	387円	21,230円
豊後高田	568円	9,279円
杵築別館	475円	27,652円
大分宇佐	428円	29,488円

大分県

国東	331円	16,679円
日出	670円	16,728円
由布院	649円	16,388円
大分三重	277円	13,617円
玖珠	565円	27,317円
大分種田	855円	19,055円
大分中津	377円	13,239円
大分戸次	1,123円	57,429円
鶴崎松岡	455円	31,735円
長洲	352円	20,873円
豊後高田田原	99円	17,705円
大分賀来	867円	21,897円
坂ノ市別館	777円	28,821円
海崎	(略)	17,911円
保戸島	662円	46,829円
宇佐八幡	287円	16,280円
山香	350円	18,481円
大分挾間	375円	18,805円
大分庄内	355円	13,919円
佐賀関	269円	28,810円
幸崎	222円	21,565円
佐伯弥生	574円	35,092円
野津	425円	15,683円
緒方	262円	26,180円
三重大野	476円	20,015円
三重千歳	82円	19,065円
天ヶ瀬	826円	44,507円
三光	236円	18,515円
大分野津原	486円	29,383円
直川	398円	18,893円
本耶馬溪	359円	15,808円
院内	155円	27,353円
安心院	250円	17,528円
真玉	209円	26,758円
国東国見	166円	35,075円
国東富来	136円	23,316円
佐伯鶴見	566円	32,906円
竹田萩	135円	23,234円
目田大山	606円	11,898円
大分犬飼	279円	15,641円
大分吉野	128円	29,758円
安岐	228円	14,573円
武蔵	412円	15,587円
宇目	359円	21,161円
蒲江	316円	15,642円
耶馬溪下郷	286円	26,673円
山国	216円	29,361円
香々地	208円	26,820円
三重清川	74円	10,878円
久住	678円	16,406円
恵良	256円	26,256円
津江	481円	32,129円
耶馬溪	573円	17,226円
合河	252円	24,239円
生目	379円	28,680円
宮崎大淀	613円	25,860円
木花	824円	27,215円
都城	696円	15,698円
都城荘内	98円	16,925円
沖水	203円	17,564円
都城中郷	108円	21,094円
土々呂	476円	23,882円
延岡市外	692円	21,417円
日南	272円	14,842円
宮崎小林	390円	12,119円
日向別館	270円	17,064円
西都	500円	25,708円
高城	248円	35,929円
宮崎住吉	622円	18,359円
柳瀬	327円	38,792円
宮崎本郷	586円	30,147円
志和池	104円	41,178円
大堂津	224円	23,126円
駄肥	211円	16,672円
西小林	227円	28,210円
串間	400円	24,116円
三財	283円	23,352円
えびの営機械	254円	26,063円
飯野駅前	202円	19,862円
清武	718円	40,267円
宮崎田野	263円	12,936円

宮崎県

国東	330円	16,665円
日出	668円	16,714円
由布院	648円	16,377円
大分三重	276円	13,607円
玖珠	564円	27,295円
大分種田	850円	19,038円
大分中津	375円	13,231円
大分戸次	1,111円	57,372円
鶴崎松岡	454円	31,705円
長洲	351円	20,855円
豊後高田田原	97円	17,693円
大分賀来	865円	21,871円
坂ノ市別館	768円	28,790円
海崎	(略)	17,896円
保戸島	649円	46,754円
宇佐八幡	286円	16,267円
山香	349円	18,465円
大分挾間	372円	18,782円
大分庄内	352円	13,909円
佐賀関	266円	28,790円
幸崎	220円	21,551円
佐伯弥生	572円	35,059円
野津	424円	15,668円
緒方	260円	26,159円
三重大野	472円	20,000円
三重千歳	80円	19,054円
天ヶ瀬	819円	44,475円
三光	234円	18,505円
大分野津原	481円	29,356円
直川	393円	18,881円
本耶馬溪	357円	15,794円
院内	154円	27,329円
安心院	249円	17,513円
真玉	207円	26,736円
国東国見	165円	35,047円
国東富来	135円	23,296円
佐伯鶴見	562円	32,882円
竹田萩	134円	23,220円
目田大山	602円	11,890円
大分犬飼	278円	15,628円
大分吉野	126円	29,737円
安岐	226円	14,563円
武蔵	411円	15,574円
宇目	356円	21,147円
蒲江	314円	15,631円
耶馬溪下郷	283円	26,657円
山国	213円	29,341円
香々地	205円	26,799円
三重清川	73円	10,868円
久住	670円	16,398円
恵良	255円	26,239円
津江	474円	32,104円
耶馬溪	568円	17,216円
合河	248円	24,217円
生目	377円	28,655円
宮崎大淀	611円	25,837円
木花	822円	27,191円
都城	690円	15,685円
都城荘内	97円	16,913円
沖水	202円	17,549円
都城中郷	107円	21,081円
土々呂	475円	23,861円
延岡市外	689円	21,397円
日南	271円	14,831円
宮崎小林	389円	12,104円
日向別館	268円	17,048円
西都	498円	25,686円
高城	247円	35,908円
宮崎住吉	620円	18,342円
柳瀬	325円	38,742円
宮崎本郷	582円	30,120円
志和池	103円	41,153円
大堂津	223円	23,099円
駄肥	210円	16,656円
西小林	225円	28,187円
串間	399円	24,095円
三財	282円	23,334円
えびの営機械	252円	26,041円
飯野駅前	201円	19,845円
清武	717円	40,232円
宮崎田野	261円	12,928円

宮崎県

佐土原	175円	26,094円
西佐土原 (略)	17	237円
日南北郷	350円	37,960円
日南南郷	307円	36,310円
三股	237円	25,487円
都城高崎	239円	18,533円
高原	258円	24,194円
小林野尻	234円	22,930円
紙屋	166円	34,603円
宮崎高岡	230円	18,512円
国富	300円	21,561円
綾	209円	47,221円
高鍋営業所 1	360円	25,283円
新富	531円	23,639円
木城	440円	26,592円
川南	162円	12,058円
都農	192円	17,266円
門川	325円	22,255円
大東	171円	28,147円
都城山田	179円	26,014円
高千穂別館	357円	26,481円
都城高野	251円	30,610円
美々津	464円	29,133円
岩脇	224円	22,548円
真幸	232円	34,491円
山陰	245円	24,625円
神門	319円	22,889円
日向西郷	163円	23,303円
宇納間	100円	19,969円
曾木	169円	12,324円
北川	352円	26,379円
延岡北浦	515円	33,708円
宮崎東 (略)	37	742円
青島	292円	26,208円
都城山之口	201円	19,500円
日之影	247円	18,175円
五ヶ瀬	331円	8,510円
宮崎内海	601円	29,160円
諸塚	157円	30,797円
鹿児島県		
鴨池甲南新館	3,128円	18,644円
谷山	1,252円	19,228円
伊敷	1,150円	17,253円
原良	3,774円	28,106円
広木	3,167円	30,530円
坂之上	2,265円	17,374円
鹿児島川内	719円	31,326円
鹿屋	551円	31,953円
枕崎	267円	23,331円
名瀬	875円	19,484円
出水	232円	13,693円
指宿	442円	25,558円
加世田	408円	22,025円
国分	567円	29,335円
種子島	217円	10,252円
加治木	678円	19,837円
帖佐	487円	39,123円
丸尾 (略)	24	627円
志布志	101円	10,042円
屋久島 (略)	25	510円
徳之島	336円	22,636円
鹿児島吉野	528円	17,845円
鹿児島春日	1,684円	16,569円
鹿児島大口	429円	27,403円
隼人	594円	62,324円
河頭	137円	25,101円
高須	127円	28,789円
大給良	131円	25,983円
鹿屋南	38円	17,064円
串木野	284円	18,523円
阿久根	410円	27,135円
米之津	120円	28,174円
宮ヶ浜 (略)	15	480円
鹿児島垂水	218円	30,401円
指宿山川	80円	10,497円
開聞	97円	25,430円
知覧	273円	21,137円
知覧瀬世	40円	17,691円
加世田川辺	269円	30,536円
市来	335円	19,002円
東市来	249円	28,678円
伊集院	463円	19,080円

佐土原	174円	26,069円
西佐土原 (略)	17	223円
日南北郷	348円	37,934円
日南南郷	306円	36,287円
三股	236円	25,463円
都城高崎	237円	18,520円
高原	256円	24,177円
小林野尻	232円	22,917円
紙屋	164円	34,580円
宮崎高岡	228円	18,498円
国富	298円	21,543円
綾	207円	47,189円
高鍋営業所 1	358円	25,260円
新富	524円	23,622円
木城	438円	26,572円
川南	161円	12,035円
都農	191円	17,252円
門川	324円	22,236円
大東	169円	28,130円
都城山田	178円	25,993円
高千穂別館	352円	26,458円
都城高野	247円	30,585円
美々津	463円	29,108円
岩脇	223円	22,533円
真幸	230円	34,461円
山陰	242円	24,608円
神門	316円	22,871円
日向西郷	162円	23,286円
宇納間	99円	19,956円
曾木	167円	12,309円
北川	347円	26,360円
延岡北浦	512円	33,679円
宮崎東 (略)	37	704円
青島	291円	26,183円
都城山之口	200円	19,488円
日之影	244円	18,164円
五ヶ瀬	327円	8,508円
宮崎内海	592円	29,133円
諸塚	156円	30,770円
鹿児島県		
鴨池甲南新館	3,119円	18,617円
谷山	1,248円	19,205円
伊敷	1,147円	17,240円
原良	3,759円	28,082円
広木	3,143円	30,504円
坂之上	2,239円	17,359円
鹿児島川内	716円	31,301円
鹿屋	542円	31,928円
枕崎	266円	23,317円
名瀬	872円	19,467円
出水	231円	13,683円
指宿	440円	25,537円
加世田	404円	22,007円
国分	566円	29,309円
種子島	215円	10,243円
加治木	676円	19,821円
帖佐	484円	39,088円
丸尾 (略)	24	608円
志布志	100円	10,036円
屋久島 (略)	25	487円
徳之島	333円	22,617円
鹿児島吉野	526円	17,832円
鹿児島春日	1,683円	16,549円
鹿児島大口	427円	27,383円
隼人	592円	62,263円
河頭	136円	25,079円
高須	125円	28,767円
大給良	130円	25,964円
鹿屋南	37円	17,054円
串木野	282円	18,508円
阿久根	405円	27,111円
米之津	119円	28,149円
宮ヶ浜 (略)	15	470円
鹿児島垂水	217円	30,374円
指宿山川	79円	10,490円
開聞	96円	25,411円
知覧	272円	21,119円
知覧瀬世	39円	17,677円
加世田川辺	268円	30,508円
市来	332円	18,986円
東市来	248円	28,651円
伊集院	460円	19,065円

松元	288円	33,187円
伊集院郡山	323円	25,391円
金峰	237円	16,031円
入来	100円	27,783円
宮之城	152円	33,755円
高尾野	(略)	15,039円
菱刈	114円	9,804円
蒲生	138円	19,700円
十三塚原	(略)	20,133円
加治木横川	(略)	74,737円
粟野	347円	23,041円
吉松	(略)	34,200円
霧島	81円	18,003円
岩川	226円	15,805円
財部	104円	19,929円
都城未吉	480円	22,174円
志布志有明	225円	21,628円
蓬原	136円	18,973円
志布志大崎	114円	14,851円
菱田	85円	37,885円
串良	108円	25,962円
鹿屋高山	258円	27,066円
吾平	133円	25,625円
大根占	328円	25,317円
根占	136円	29,565円
古江	236円	19,953円
川内東郷	460円	33,677円
牧ノ原	137円	23,218円
百引	157円	17,949円
志布志松山	36円	19,800円
大根占田代	147円	25,897円
川内西方	(略)	19,955円
城上	130円	29,653円
高腰	279円	20,380円
阿久根脇本	201円	16,403円
阿久根大川	(略)	12,578円
鹿屋新城	87円	27,008円
牛根	460円	31,548円
西桜島	344円	20,120円
喜入	271円	26,902円
瀬々串	168円	17,971円
頼娃	56円	15,251円
石垣	(略)	13,614円
笠沙	(略)	16,303円
加世田大浦	308円	33,463円
縫勝	133円	21,641円
市比野	220円	27,890円
宮野城鶴田	366円	16,244円
薩摩	320円	15,846円
那答院	219円	18,631円
出水野田	307円	19,844円
牧園	136円	18,314円
細山田	60円	26,226円
内の浦	333円	26,311円
佐多	266円	24,587円
喜界島	526円	33,383円
鹿児島吉田	430円	18,511円
伊集院吹上	84円	14,039円
出水鷹巢	470円	24,756円
指江	273円	33,837円
竜郷	16円	35,991円
笠利	760円	31,949円
天城	110円	43,326円
伊仙	469円	36,500円
与論島	67円	32,184円
川内羽島	318円	24,482円
山門野	245円	20,119円
瀬戸内	1,582円	19,848円
知名	297円	28,362円
木蔭	97円	62,998円
勝能	109円	154,123円
管鈍	149円	74,886円
与路島	166円	309,756円
請島	274円	224,798円
節子	466円	87,414円
生見	114円	12,729円
中種子	322円	21,796円
南種子	705円	18,732円

松元	286円	33,160円
伊集院郡山	322円	25,367円
金峰	236円	16,018円
入来	99円	27,760円
宮之城	151円	33,729円
高尾野	(略)	15,028円
菱刈	113円	9,798円
蒲生	137円	19,684円
十三塚原	(略)	20,120円
加治木横川	(略)	74,664円
粟野	346円	23,022円
吉松	(略)	34,170円
霧島	80円	17,989円
岩川	224円	15,784円
財部	103円	19,915円
都城未吉	478円	22,155円
志布志有明	222円	21,615円
蓬原	135円	18,962円
志布志大崎	113円	14,841円
菱田	84円	37,853円
串良	107円	25,939円
鹿屋高山	256円	27,043円
吾平	132円	25,607円
大根占	324円	25,295円
根占	135円	29,538円
古江	235円	19,939円
川内東郷	456円	33,653円
牧ノ原	136円	23,200円
百引	155円	17,938円
志布志松山	35円	19,786円
大根占田代	145円	25,874円
川内西方	(略)	19,942円
城上	128円	29,627円
高腰	275円	20,369円
阿久根脇本	199円	16,391円
阿久根大川	(略)	12,570円
鹿屋新城	86円	26,986円
牛根	454円	31,520円
西桜島	341円	20,101円
喜入	270円	26,878円
瀬々串	166円	17,961円
頼娃	55円	15,240円
石垣	(略)	13,604円
笠沙	(略)	16,292円
加世田大浦	306円	33,437円
縫勝	131円	21,626円
市比野	218円	27,870円
宮野城鶴田	364円	16,235円
薩摩	317円	15,837円
那答院	218円	18,619円
出水野田	304円	19,833円
牧園	135円	18,299円
細山田	59円	26,206円
内の浦	331円	26,288円
佐多	263円	24,568円
喜界島	520円	33,355円
鹿児島吉田	424円	18,499円
伊集院吹上	83円	14,028円
出水鷹巢	465円	24,740円
指江	272円	33,807円
竜郷	15円	35,960円
笠利	756円	31,923円
天城	109円	43,288円
伊仙	464円	36,467円
与論島	66円	32,154円
川内羽島	316円	24,462円
山門野	243円	20,105円
瀬戸内	1,576円	19,833円
知名	294円	28,339円
木蔭	96円	62,944円
勝能	108円	153,974円
管鈍	147円	74,823円
与路島	163円	309,454円
請島	268円	224,611円
節子	457円	87,344円
生見	113円	12,719円
中種子	320円	21,776円
南種子	700円	18,715円

	母間	(略)	23,839円
	沖之永良部	(略)	31,834円
	坊	218円	18,456円
沖縄県	寄宮	1,933円	22,789円
	牧志	3,060円	30,111円
	小禄	1,561円	19,165円
	首里	5,385円	24,027円
	田場	380円	22,156円
	大謝名	1,089円	28,824円
	普天間	430円	21,251円
	沖縄宮古	535円	29,065円
	八重山	963円	30,459円
	浦添別	2,484円	38,463円
	名護別館	1,132円	24,123円
	照屋	808円	23,419円
	コザ	571円	48,034円
	胡屋	748円	31,043円
	コザ北谷	1,488円	40,649円
	豊見城	1,188円	26,495円
	与那原	1,349円	26,570円
	南風原	1,193円	51,077円
	久辺	(略)	111,022円
	嘉手納	1,481円	44,084円
	沖縄石川別	513円	23,786円
	具志川	676円	20,748円
	仲尾次	199円	38,640円
	米須	325円	36,610円
	今帰仁	1,060円	27,514円
	本部	611円	18,628円
	コザ金武	610円	29,113円
	与那城	593円	18,533円
	読谷	977円	37,174円
	中城	888円	30,293円
	東風平	392円	29,757円
	与那原玉城	180円	38,052円
	佐敷	346円	22,126円
	本部山川	118円	27,719円
	北中城	1,340円	35,081円
	南大東	63円	95,332円
	北大東	92円	125,829円
	久米島	834円	41,552円
	城辺	193円	22,105円
	沖縄上野	132円	43,632円
平安座	183円	45,190円	
座間味	40円	38,564円	
伊良部	312円	27,241円	
波照間	(略)	40,968円	
与那国	436円	59,181円	
国頭別	431円	35,261円	

	母間	(略)	23,816円
	沖之永良部	(略)	31,807円
	坊	216円	18,437円
沖縄県	寄宮	1,919円	22,771円
	牧志	3,009円	30,088円
	小禄	1,557円	19,149円
	首里	5,329円	24,006円
	田場	376円	22,137円
	大謝名	1,079円	28,800円
	普天間	428円	21,238円
	沖縄宮古	530円	29,042円
	八重山	955円	30,434円
	浦添別	2,451円	38,429円
	名護別館	1,118円	24,105円
	照屋	800円	23,399円
	コザ	569円	47,990円
	胡屋	742円	31,016円
	コザ北谷	1,480円	40,613円
	豊見城	1,179円	26,472円
	与那原	1,332円	26,548円
	南風原	1,186円	51,030円
	久辺	(略)	110,927円
	嘉手納	1,482円	44,050円
	沖縄石川別	507円	23,765円
	具志川	672円	20,725円
	仲尾次	198円	38,606円
	米須	321円	36,579円
	今帰仁	1,053円	27,490円
	本部	605円	18,612円
	コザ金武	606円	29,091円
	与那城	588円	18,517円
	読谷	968円	37,139円
	中城	881円	30,265円
	東風平	390円	29,731円
	与那原玉城	178円	38,017円
	佐敷	343円	22,103円
	本部山川	117円	27,698円
	北中城	1,331円	35,048円
	南大東	62円	95,239円
	北大東	90円	125,718円
	久米島	833円	41,519円
	城辺	192円	22,086円
	沖縄上野	131円	43,593円
平安座	180円	45,149円	
座間味	39円	38,531円	
伊良部	309円	27,219円	
波照間	(略)	40,931円	
与那国	430円	59,133円	
国頭別	425円	35,227円	

第2 とう道又は管路に係る負担額
 2 とう道又は管路に係る料金額
 2-1 とう道に係る料金額

適用する行政区域	内容	1メートルごとに年額
富山県		33,827円
石川県		34,431円
福井県		24,278円
岐阜県		26,854円
静岡県		43,732円
愛知県		48,554円
三重県		28,608円
滋賀県		34,309円
京都府		36,923円
大阪府		60,353円
兵庫県		55,976円
奈良県		31,555円
和歌山県		10,670円
鳥取県		61,705円
島根県		24,193円
岡山県		56,931円
広島県		52,457円
山口県		38,415円
徳島県		53,849円
香川県		39,452円
愛媛県		42,123円
高知県		15,214円
福岡県		60,005円
佐賀県		18,501円
長崎県		14,885円
熊本県		35,366円
大分県		45,587円
宮崎県		32,275円
鹿児島県		44,497円
沖縄県		30,573円

第2 とう道又は管路に係る負担額
 2 とう道又は管路に係る料金額
 2-1 とう道に係る料金額

適用する行政区域	内容	1メートルごとに年額
富山県		30,003円
石川県		30,662円
福井県		21,520円
岐阜県		23,985円
静岡県		40,127円
愛知県		42,796円
三重県		25,760円
滋賀県		31,346円
京都府		32,789円
大阪府		52,999円
兵庫県		49,167円
奈良県		28,167円
和歌山県		12,743円
鳥取県		54,711円
島根県		21,449円
岡山県		49,428円
広島県		46,561円
山口県		33,671円
徳島県		49,055円
香川県		34,716円
愛媛県		40,842円
高知県		14,822円
福岡県		53,191円
佐賀県		19,218円
長崎県		13,059円
熊本県		30,267円
大分県		39,227円
宮崎県		28,898円
鹿児島県		40,568円
沖縄県		28,327円

2-2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
富山県	157 円
石川県	154 円
福井県	156 円
岐阜県	173 円
静岡県	173 円
愛知県	195 円
三重県	175 円
滋賀県	184 円
京都府	260 円
大阪府	236 円
兵庫県	270 円
奈良県	219 円
和歌山県	216 円
鳥取県	170 円
島根県	182 円
岡山県	171 円
広島県	183 円
山口県	167 円
徳島県	172 円
香川県	169 円
愛媛県	167 円
高知県	122 円
福岡県	228 円
佐賀県	179 円
長崎県	145 円
熊本県	224 円
大分県	214 円
宮崎県	143 円
鹿児島県	174 円
沖縄県	173 円

第3 電柱に係る負担額

電柱に係る負担額は、1使用箇所数ごとに年額847円とします。

2-2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
富山県	136 円
石川県	137 円
福井県	141 円
岐阜県	154 円
静岡県	161 円
愛知県	169 円
三重県	158 円
滋賀県	162 円
京都府	234 円
大阪府	203 円
兵庫県	236 円
奈良県	192 円
和歌山県	190 円
鳥取県	152 円
島根県	165 円
岡山県	152 円
広島県	163 円
山口県	144 円
徳島県	153 円
香川県	151 円
愛媛県	150 円
高知県	110 円
福岡県	203 円
佐賀県	158 円
長崎県	127 円
熊本県	164 円
大分県	185 円
宮崎県	128 円
鹿児島県	158 円
沖縄県	160 円

第3 電柱に係る負担額

電柱に係る負担額は、1使用箇所数ごとに年額747円とします。

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

2 負担額

		区 分	単 位	負担額	備考	
(1) 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持等するために要する負担額	(7) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	342 円		
		(4) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）が設置されていないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等とその光信号引込等設備が収容等されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	347 円	
			② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等とその光信号引込等設備が収容等されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	341 円	
(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額		1 光信号引込等設備ごとに月額	64 円		

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

2 負担額

		区 分	単 位	負担額	備考	
(1) 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持等するために要する負担額	(7) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	335 円		
		(4) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）が設置されていないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等とその光信号引込等設備が収容等されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	339 円	
			② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等とその光信号引込等設備が収容等されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	334 円	
(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額		1 光信号引込等設備ごとに月額	66 円		

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

(1) (略)

未償却残高 = { (光信号引込等設備の取得固定資産価額 (29,725円) - 光信号引込等設備の残存価額) × 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率 + 光信号引込等設備の残存価額 } × (1 + 貸倒率)

ア～イ (略)

(2) (略)

1 光信号引込等設備ごとに

区 分	内 容
ア	光信号引込等設備を撤去する場合
	10,481 円
イ	当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合
	(略)

別表1 (略)

別表2 接続形態

2 利用者料金設定、請求事業者等

○ 利用者料金設定事業者の別

番号	利用者料金設定事業者
A1～G2	(略)
H1	接続型 PHS 事業者
H1の2	(7) (イ) 以外の区間：接続型 PHS 事業者 (イ) 着信事業者欄：当社
H1の3	(7) (イ) 以外の区間：接続型 PHS 事業者 (イ) 着信事業者欄：特定端末系事業者
H1の4	(7) (イ) 以外の区間：接続型 PHS 事業者 (イ) 着信事業者欄：端末系事業者
H1の5	(7) (イ) 以外の区間：接続型 PHS 事業者 (イ) 着信事業者欄：中継事業者
H1の6	(7) (イ) 以外の区間：接続型 PHS 事業者 (イ) 着信事業者欄：中継事業者(着側から1社目の中継事業者)
H1の7	(7) (イ) 以外の区間：接続型 PHS 事業者 (イ) 着信事業者欄：中継事業者(着側から2社目の中継事業者)
H1の8	(7) (イ) 以外の区間：接続型 PHS 事業者 (イ) 着信事業者欄：無線呼出し事業者
H1の9	(7) (イ) 以外の区間：接続型 PHS 事業者 (イ) 発信事業者欄：中継事業者
H1の10	(7) (イ) 以外の区間：接続型 PHS 事業者 (イ) 発信事業者欄：中継事業者(発側から1社目の中継事業者)
H1の11	(7) (イ) 以外の区間：接続型 PHS 事業者 (イ) 区間 C：特定中継事業者
H1の12	(7) (イ) 以外の区間：接続型 PHS 事業者 (イ) 区間 D：特定中継事業者

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

(1) (略)

未償却残高 = { (光信号引込等設備の取得固定資産価額 (29,018円) - 光信号引込等設備の残存価額) × 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率 + 光信号引込等設備の残存価額 } × (1 + 貸倒率)

ア～イ (略)

(2) (略)

1 光信号引込等設備ごとに

区 分	内 容
ア	光信号引込等設備を撤去する場合
	10,461 円
イ	当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合
	(略)

別表1 (略)

別表2 接続形態

2 利用者料金設定、請求事業者等

○ 利用者料金設定事業者の別

番号	利用者料金設定事業者
A1～G2	(略)
H1～H1の12	削除

別表3 様式

様式第1 (第10条の2第1項関係)

事前照会申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名 印

貴社接続約款第10条の2(事前照会)第1項の規定により、相互接続点を設置等しようとする場所、
光回線設備の利用区間又は固定無線通信網等の接続要望エリア等について事前照会を申し込みます。

記

1. 提供を希望する情報

相互接続点設置予定場所、光回線設備の利用区間又は固定無線通信網等の接続要望エリア等	提供を希望する情報

様式第2～14 (略)

様式第15 (第24条第1項第2号関係)

相互接続用電気通信設備建設申込書(活用型PHS事業者用)

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名 印

貴社接続約款第24条(申込みに必要な資料の提出)第1項第2号の規定により、年度 相互接続用電気通信設備の建設を申し込みます。

記

1. 申込内容

(1) 事業展開エリア及びサービス開始希望時期

No.	事業展開エリア		サービス開始希望時期
	都道府県名	市区町村名	

別表3 様式

様式第1 (第10条の2第1項関係)

事前照会申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名 印

貴社接続約款第10条の2(事前照会)第1項の規定により、相互接続点を設置等しようとする場所
又は光回線設備の利用区間について事前照会を申し込みます。

記

1. 提供を希望する情報

相互接続点設置予定場所又は光回線設備の利用区間	提供を希望する情報

様式第2～14 (略)

様式第15 削除

(2) 交換局別回線

No.	交換局名	年 月		年 月	
		基地局数	回線数	基地局数	回線数

(3) トラヒック条件

PSトラヒック条件	内容	内訳等
発着信比率(:)		
発信完了率(%)		
着信完了率(%)		
平均保留時間(秒)		
最繁忙呼量(呼量/時間/PS)		
最繁忙呼数(呼数/時間/PS)		
位置登録回数(回/時間/PS)		
CSトラヒック条件		
パケットフレーム数(フレーム/秒)		

(4) 交換局別呼量

No.	交換局名	最繁忙呼量			記事欄
		年 月	年 月	年 月	

(5) 加入者登録

都道府県名	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月

(6) CDEコード展開計画

サービス識別番号：

開放時期： 年 月

CDEコード	記事欄

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第15-1(略)

様式第15-1(略)

様式第15-2（第24条第1項第4号関係）

相互接続用電気通信設備建設申込書（装置光信号電気信号変換装置又は光信号伝送と接続する事業者用）
（略）

注1 （略）

- 2 光信号電気信号変換装置については、別紙として、接続ビル名、接続ビル毎の接続開始要望時期、光信号電気信号変換装置の接続要望数（100Mbit/s タイプ（集線型利用若しくは非集線型利用毎に）又は1Gbit/s タイプ毎に）、100Mbit/s タイプの集線型利用の場合は VLAN ID の値（1～4093 の範囲の連続した16個の値を装置毎に指定することを要します。）について記載した資料を添付すること。
- 3 光信号伝送装置については、別紙として、接続ビル名、接続ビル毎の接続開始要望時期、光信号伝送装置の装置種別（100Mbit/s タイプ又は1Gbit/s タイプ）について記載した資料を添付すること。

様式第15-3（略）

様式第15-4（第24条第1項第6号関係）

相互接続用電気通信設備建設申込書
（固定無線通信網終端装置と接続する事業者用）

第 号
年 月 日

西日本電信電話株式会社

殿

所属(法人名等)

氏名 印

貴社接続約款第24条（申込みに必要な資料の提出）第1項第5号の規定により、相互接続用電気通信設備の建設を申し込みます。

記

1. 申込内容

別紙のとおり

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

- 2 別紙として、固定無線基地局の設置場所を特定する場合にあってはその設置場所（その設置場所に係る地権者に関する情報を記入することを要します。）及び接続開始要望時期を、固定無線基地局の設置場所を特定しない場合にあっては接続要望エリア（町丁目で指定することを要します。）、固定無線基地局の数量及び固定無線基地局ごとの接続開始要望時期を、それぞれ記載した資料を添付すること。

様式第16～29（略）

様式第15-2（第24条第1項第4号関係）

相互接続用電気通信設備建設申込書（装置光信号電気信号変換装置又は光信号伝送と接続する事業者用）
（略）

注1 （略）

- 2 光信号電気信号変換装置については、別紙として、接続ビル名、接続ビル毎の接続開始要望時期、光信号電気信号変換装置の接続要望数（100Mbit/s タイプ又は1Gbit/s タイプ毎に）について記載した資料を添付すること。
- 3 光信号伝送装置については、別紙として、接続ビル名、接続ビル毎の接続開始要望時期について記載した資料を添付すること。

様式第15-3（略）

様式第15-4 削除

様式第16～29（略）

様式第 30 (第 99 条の 13 第 9 項関係)

申込者情報確認結果即時通知手続きの利用中止申込書

第 _____ 号
_____ 年 _____ 月 _____ 日

東日本電信電話株式会社 / 西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名 _____ 印

貴社接続約款第 99 条の 13 (申込者情報確認結果の即時通知) 第 9 項の規定により、申込者情報確認結果即時通知手続きの利用中止を申し込みます。

利用中止希望日	記事

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

2 利用中止の申込みは、利用中止希望日を含む暦月の初日の 3 ヶ月前までに行うこと。

別表 4 (略)

別表 5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区 分	単 位	精算額	備 考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1 回線ごとに	4,276 円	_____

別表 4 (略)

別表 5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区 分	単 位	精算額	備 考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1 回線ごとに	4,886 円	_____

附 則（平成11年7月1日西相制第2号）

（通信路設定伝送機能に関する経過措置）

第18条（略）

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区 分			料金額		備考
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能（一般専用に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）	1,200bit/sの符号伝送が可能なもの	5,218円	4,636円	—
		48kbit/sの符号伝送が可能なもの			

イ. 加算料

1回線ごとに月額

区 分			料金額		備考
			通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kgごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	1,200bit/sの符号伝送が可能なもの	40円	634円	—
		48kbit/sの符号伝送が可能なもの			

附 則（平成11年7月1日西相制第2号）

（通信路設定伝送機能に関する経過措置）

第18条（略）

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区 分			料金額		備考
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能（一般専用に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）	1,200bit/sの符号伝送が可能なもの	6,828円	6,013円	—
		48kbit/sの符号伝送が可能なもの			

イ. 加算料

1回線ごとに月額

区 分			料金額		備考
			通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kgごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	1,200bit/sの符号伝送が可能なもの	50円	958円	—
		48kbit/sの符号伝送が可能なもの			

(2) 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区分			料金額	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	1,200bit/sの符号伝送が可能なもの	4,499円	—
		48kbit/sの符号伝送が可能なもの		

附 則（平成23年3月31日西相制第144号）

（経過措置）

2（略）

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区分			料金額		備考
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	122,514円	120,764円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	5,218円	4,636円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの			

(2) 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区分			料金額	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	1,200bit/sの符号伝送が可能なもの	5,773円	—
		48kbit/sの符号伝送が可能なもの		

附 則（平成23年3月31日西相制第144号）

（経過措置）

2（略）

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区分			料金額		備考
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	6,828円	6,013円	—
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの			

イ. 加算料

1 回線ごとに月額

区分		料金額		備考	
		右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	130円	1,902円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	40円	634円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの			

(2) 分岐回線の部分の基本額

1 回線ごとに月額

区分		料金額	備考	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	120,354円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	4,499円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの		
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの		

イ. 加算料

1 回線ごとに月額

区分			料金額		備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	2,400bit/sの符号伝送が可能なもの 4,800bit/sの符号伝送が可能なもの 9,600bit/sの符号伝送が可能なもの	右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	

(2) 分岐回線の部分の基本額

1 回線ごとに月額

区分		料金額	備考	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	2,400bit/sの符号伝送が可能なもの 4,800bit/sの符号伝送が可能なもの 9,600bit/sの符号伝送が可能なもの	5,773円	—

附 則（平成 25 年 4 月 5 日西設相制第 92 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 25 年 4 月 5 日から実施し、平成 25 年 4 月 1 日に遡及して適用します。

（接続料金等の実績に基づく精算用料金）

2 第 74 条の 2（手続費の実績に基づく精算）の規定により精算を行う平成 23 年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分		単 位	料金額	備考
みなし契約者に関する宛名情報提供手続費		1 件ごとに	15.09 円	
優先接続受付手続費		1 変更ごとに	191 円	
光回線設備線路条件調査費	ウ欄	(7)	1 番号又は 1 住所ごとの 1 成功検索ごとに	0.02 円
		(4)	1 番号又は 1 住所ごとの 1 成功検索ごとに	0.01 円
光配線区域情報調査費		1 通信用建物ごとに	8,339 円	
ルーティング番号登録工事等受付手続費	ア欄	1 件ごとに	50 円	
	イ欄	1 件ごとに	193 円	
同一番号移転可否情報調査費	ア欄	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに	767 円	
	イ欄	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに	400 円	

（テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費の遡及適用）

3 料金表第 2 表（工事費及び手続費）第 2（手続費）2（手続費の額）2-1（手続費）第 34 欄に規定する手続費については、以下に定める期間について、それぞれの料金額を適用します。

区 分		単 位	料金額	備考
テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ア (略)	(略)	(略)	(略)
	イ 第 34 条の 10 第 2 項に規定する事項の調査に要する費用	1 区間ごとに	2,136 円	平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。
		1 区間ごとに	2,103 円	平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。
	ウ 第 34 条の 10 第 3 項に規定する事項の調査に要する費用	1 区間ごとに	2,136 円	平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。

附 則（平成 25 年 4 月 5 日西設相制第 92 号）

この改正規定は、平成 25 年 4 月 5 日から実施し、平成 25 年 4 月 1 日に遡及して適用します。

附 則（平成 26 年 4 月 9 日西設相制第 115 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 26 年 4 月 9 日から実施し、第 71 条（通信時間の測定等）に係るものを除き、平成 26 年 4 月 1 日に遡及して適用します。

（接続料金等の実績に基づく精算用料金）

2 第 74 条の 2（手続費の実績に基づく精算）の規定により精算を行う平成 24 年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分		単 位	料金額	備考
みなし契約者に関する宛名情報提供手続費		1 件ごとに	11.03 円	
優先接続受付手続費	ア欄	1 変更ごとに	298 円	
光回線設備線路条件調査費	ウ欄	(7) 1 番号又は 1 住所ごとの 1 成功検索ごとに	0.04 円	
		(4) 1 番号又は 1 住所ごとの 1 成功検索ごとに	0.01 円	
光配線区域情報調査費		1 通信用建物ごとに	11,912 円	
ルーティング番号登録工事等受付手続費	ア欄	1 件ごとに	46 円	
	イ欄	1 件ごとに	149 円	
同一番号移転可否情報調査費	ア欄	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに	755 円	
	イ欄	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに	352 円	

（申込者情報確認結果即時通知手続費の遡及適用）

3 料金表第 2 表（工事費及び手続費）第 2（手続費）2（手続費の額）2-1（手続費）第 35 欄に規定する手続費については、以下に定める期間について、それぞれの料金額を適用します。

区 分	単 位	料金額	備考
申込者情報確認結果即時通知手続費	月額	4,689,629 円	平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 4 月 30 日までの間に限り適用します。
	月額	4,358,355 円	平成 25 年 5 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの間に限り適用します。
	月額	4,173,665 円	平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。

（経過措置）

4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している端末回線伝送機能（2-1-1-1 第 2 欄ウ(7)欄及びエ欄並びに 2-1-1-2 第 3 欄イ欄に係るものに限ります。）、光信号電気信号変換機能（2-1 の 3 第 1 欄ア欄に係るものに限ります。）、光信号多重分離機能（2-1 の 4 イ欄に係るもののうち、光信号主端末回線の最大収容数が 8 のものに限ります。）及び固定無線宅内設備管理機能の提供条件については、なお従前のおりとし、以下の料金表を適用します。

（1）網使用料

ア 適用

区 分	内 容
(7) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	<p>① (1) 網使用料イ(7)①欄に規定する機能については、(1) 網使用料イ(7)①欄に掲げる料金額に、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-2第2欄又は附則(平成26年4月9日西設相制第116号)第6項(以下この項において「附則第6項」といいます。)(2) 端末回線伝送機能ア(7)①欄に掲げる料金額を加えた金額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)③欄又は(イ)C欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(7)又は附則第6項(2) 端末回線伝送機能ア(7)①C欄に規定する加算料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)②欄若しくは③欄又は(イ)B欄若しくはC欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(7)又は附則第6項(2) 端末回線伝送機能ア(7)①A欄に規定する加算料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(イ)又は附則第6項(2) 端末回線伝送機能ア(7)①B欄に規定する加算料を適用します。</p> <p>② 第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)第1項の規定に基づき、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)1(適用)第8欄力及び(1) 網使用料ア(7)①の規定にかかわらず、複数年段階料金を適用する間においては、(1) 網使用料イ(7)①欄に規定する機能については、(1) 網使用料イ(7)①欄に掲げる料金額に、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-2の2又は附則第6項(2) 端末回線伝送機能イ(7)②欄に掲げる料金額及び2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線の保守の区別については、一体として利用する光信号主端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。</p> <p>③ 料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能について、(1) 網使用料ウ欄に規定する機能を一体として利用する場合にあっては、2-1-1-1第6欄ア(7)欄に掲げる料金額を適用します。</p> <p>④ (1) 網使用料イ(7)②欄に規定する機能については、(1) 網使用料イ(イ)欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の固定無線基地局に収容できる固定無線宅内設備の数は80を限度とします。</p>

<p>(イ) 端末回線伝送機能及び光信号多重分離機能の組み合わせ</p>	<p>① (1) 網使用料イ(7)①欄に掲げる料金額に料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-2第2欄、2-1-1-2の2又は附則第6項(2)端末回線伝送機能イ(7)欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2-1の4ア欄又は(1)網使用料工欄に掲げる料金額を組み合わせで適用します。この場合において、2-1の4ア欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号主端末回線の数は4を、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は8を限度とし、(1)網使用料工欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号主端末回線の数は8を、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は4を限度とします(以下、その光局内スプリッタを「光信号主端末回線の最大収容数が8のもの」といいます。))。</p> <p>② 料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄に掲げる料金額に附則第6項(2)端末回線伝送機能イ(7)欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、(1)網使用料工欄に掲げる料金額を組み合わせで適用します。この場合において、1の光局内スプリッタに収容できる光信号主端末回線の数は8を、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は4を限度とします。</p>
<p>(ウ) 固定無線宅内設備管理機能に係る料金の適用</p>	<p>固定無線宅内設備管理機能については、協定事業者が、(1)網使用料イ(イ)欄に規定する機能を利用する場合に適用します。</p>

イ 端末回線伝送機能
(7) 基本料

月額

区 分			単 位	料金額	備 考	
端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置(固定無線通信網終端装置を含みます。)及び端末回線により伝送を行う機能	① 光信号伝送装置により、100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,156 円	料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1の4及び(1)網使用料工欄に係る料金は含みません。
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,156 円	
			C AB 以外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,191 円	
		② 固定無線通信網により、46Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 固定無線通信網終端装置ごとに	32,895 円	
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 固定無線通信網終端装置ごとに	32,895 円	

(イ) 加算料

月額

区 分			単 位	料金額	備 考
(1) 網使用料イ(7)②欄に規定する機能に係る加算料	固定無線宅内設備の追加に係る加算料	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 固定無線宅内設備ごとに	737 円	
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 固定無線宅内設備ごとに	737 円	

ウ 光信号電気信号変換機能

1回線ごとに月額

区 分				料金額	備 考
光信号電気信号変換機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号（100Mbit/s までの符号伝送が可能なものに限ります。）の相互変換を行う機能	最大16の光信号端末回線を集線して接続するもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	955円	_____
			(1) 保守の区別がタイプ1-2のもの	955円	
			(7) (1)以外のもの	984円	

エ 光信号多重分離機能

月額

区 分				料金額	備 考
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	光信号主端末回線の最大収容数が8のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	557円	_____
			(1) 保守の区別がタイプ1-2のもの	557円	
			(7) (1)以外のもの	574円	

オ 固定無線宅内設備管理機能

区 分		単 位	料金額	備 考
固定無線宅内設備管理機能	協定事業者の固定無線宅内設備の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1固定無線宅内設備ごとに月額	65円	_____

(2) 工事費

区 分		単 位	料金額	備 考
固定無線宅内設備 設置等工事費	固定無線宅内設備の設置又は移設 を行う工事に要する費用	1 工事ご とに	IP通信 網サービ ス契約約 款に規定 する工事 費に相当 する額	

(3) 手続費

区 分		単 位	料金額	備 考
固定無線宅内設備 設置手続費	協定事業者が固定無線宅内設備を 設置する場合に要する費用	1 固定無 線宅内設 備ごとに	IP通信 網サービ ス契約約 款に規定 する契約 料に相当 する額	

技術的条件集
第1章 通則
(用語の定義)

第1条 この技術的条件集においては、次表の左欄の用語はそれぞれの右欄の意味で使用します。

用語	意味
(1) (略)	(略)
(2) 分類	(略)
	分類1～分類2 (略)
	分類3 端末系番号：電気通信番号規則第9条第1号に規定する電気通信番号を有する端末系事業者が利用する固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号
	分類4 携帯・自動車電話系番号：携帯・自動車電話事業者が利用する携帯・自動車電話に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号
	分類5 接続型PHS系番号：接続型PHS事業者が利用するPHSに係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号
	分類6 活用型PHS系番号：活用型PHS事業者が利用するPHSに係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号
	分類7 無線呼出し系番号：電気通信番号規則第9条第5号に規定する電気通信番号を有する無線呼出し事業者が利用する端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号
	分類8 (略)
	分類9 IP電話(050C～K)番号：IP電話用としてパケット交換網に接続される端末設備等に提供される音声伝送役務を識別するための電気通信番号(電気通信番号規則別表第1第11号(第10条第2号関係)に規定するものをいいます。)

(相互接続呼の接続条件)

第3条

1～2 (略)

3 当社網が提供する接続条件の中で本則第61条(接続の中止)の対象となるインタフェース種別は技術的条件集別表11.7、技術的条件集別表11.8及び技術的条件集別表22のとおりとします。

技術的条件集
第1章 通則
(用語の定義)

第1条 この技術的条件集においては、次表の左欄の用語はそれぞれの右欄の意味で使用します。

用語	意味
(1) (略)	(略)
(2) 分類	(略)
	分類1～分類2 (略)
	分類3 端末系番号：電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を有する端末系事業者が利用する固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号
	分類4 携帯・自動車電話系番号：電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を有する携帯・自動車電話事業者が利用する携帯・自動車電話に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号
	分類5 接続型PHS系番号：電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を有する接続型PHS事業者が利用するPHSに係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号
	分類6 活用型PHS系番号：電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を有する活用型PHS事業者が利用するPHSに係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号
	分類7 無線呼出し系番号：電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番号を有する無線呼出し事業者が利用する端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号
	分類8 (略)
	分類9 IP電話(050C～K)番号：IP電話用としてパケット交換網に接続される端末設備等に提供される音声伝送役務を識別するための電気通信番号(電気通信番号規則別表第1第10号(第10条第1項第2号関係)に規定するものをいいます。)

(相互接続呼の接続条件)

第3条

1～2 (略)

3 当社網が提供する接続条件の中で本則第61条(接続の中止)の対象となるインタフェース種別は技術的条件集別表11.7及び技術的条件集別表22のとおりとします。